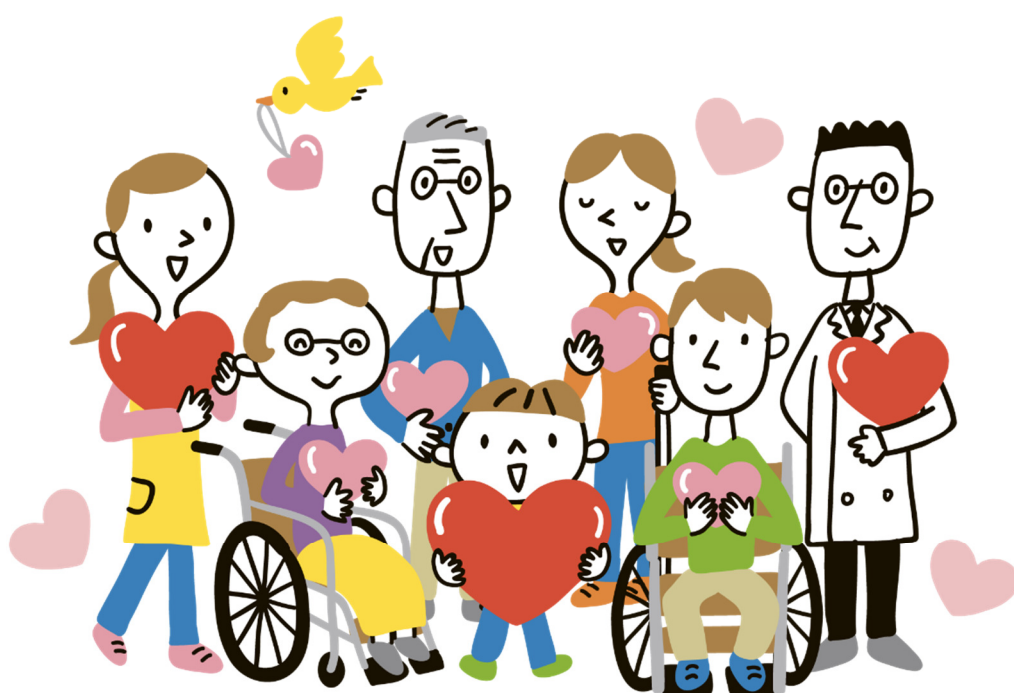


第3次みやま市地域福祉計画
第3次みやま市地域福祉活動計画
第2次みやま市自殺対策計画



令和5年度～令和9年度

令和5年3月
みやま市
みやま市社会福祉協議会

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 「地域福祉」とは	2
2 地域福祉計画・地域福祉活動計画とは	4
第2章 現状と課題	13
1 統計からみる現状と課題	14
2 各種調査結果からみる現状と課題	23
3 第2次計画のふりかえり	41
4 みやま市の福祉課題と今後の方向性	47
第3章 計画の基本的な考え方	51
1 計画の基本的な考え方	52
第4章 第3次みやま市地域福祉計画・第3次みやま市地域福祉活動計画	57
1 基本目標1 みんなで支え合う連携体制づくり	58
2 基本目標2 福祉のまちづくり活動の拠点づくり	70
3 基本目標3 福祉のまちづくりに関する意識づくり	75
4 基本目標4 福祉のまちづくりを担う人材づくり	82
5 基本目標5 福祉サービスの適切な利用体制づくり	87
6 計画の推進体制	100
第5章 第2次みやま市自殺対策計画	103
1 計画策定の背景と趣旨	104
2 みやま市における自殺の特徴	106
3 自殺対策の基本的な考え方	122
4 基本施策・重点施策	127
5 自殺対策の推進体制等	147
資料編	149

第1章 計画の策定にあたって

1 「地域福祉」とは

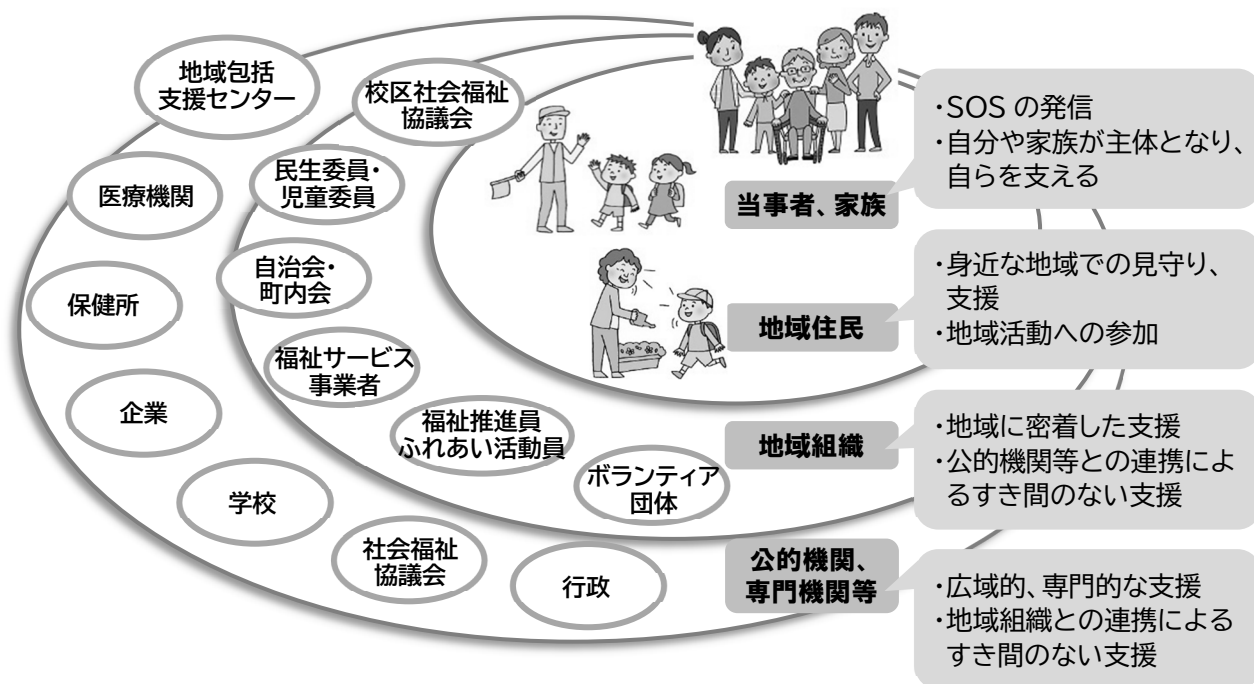
(1) 「地域福祉」とは

地域福祉とは、住み慣れた地域で安心して自立した生活が送れるよう、市民・福祉関係団体・社会福祉協議会・行政等がお互いに支え合い・助け合いながら地域課題の解決や住みよい地域づくりに取り組む考え方です。

近年の社会情勢をみると、少子高齢化の進行や家族形態の変化、新型コロナウイルス感染症の感染拡大など、わたしたちを取り巻く環境は大きく変化しています。

みやま市（以下、「本市」という）も例外ではなく、そうした要因から福祉に対するニーズが多様化・複雑化するなか、一人ひとりの福祉ニーズに対応し、幸せな生活を実現していくためには、公的なサービスだけでなく、地域で互いに支え合い、助け合うことが必要となります。

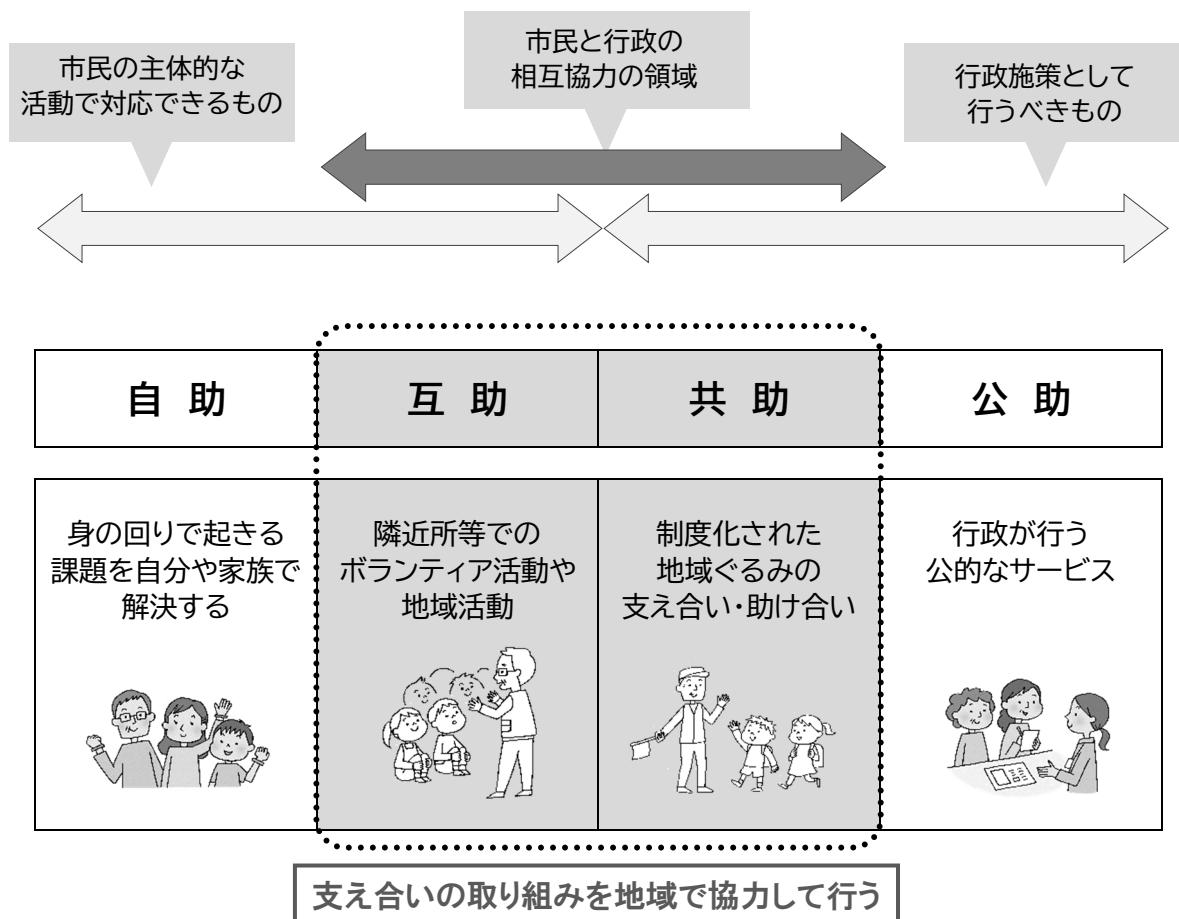
◆地域福祉のイメージ



(2) 「自助」「互助・共助」「公助」の考え方

地域福祉を推進するためには、市民・福祉関係団体・社会福祉協議会・行政等が、それぞれの役割を果たし、お互いに力を合わせる関係をつくる必要があります。「自助」「互助・共助」「公助」の視点が重要となります。

◆「自助」「互助・共助」「公助」のイメージ



たとえば・・・



2 地域福祉計画・地域福祉活動計画とは

(1) 計画策定の目的

本市では、地域福祉の推進を図るため、行政が策定する「地域福祉計画」、社会福祉協議会が呼びかけて策定する「地域福祉活動計画」を一体とした「第2次みやま市地域福祉計画・第2次みやま市地域福祉活動計画」を策定し、市と社会福祉協議会が互いに補完し補強し合う関係のもと、地域の中で活動するボランティア、関係機関・団体、福祉サービス事業者等、地域に関わるさまざまな担い手と連携し、地域で課題を解決する取り組みを進めてきました。

近年、人口減少や少子高齢化、核家族化、価値観やライフスタイルの多様化、さらには新型コロナウイルス感染症の感染拡大等により、社会は大きく変化しています。地域福祉分野においても、これまで地域社会が果たしてきた支え合い・助け合いの機能の低下や、孤独・孤立が深刻化しています。

さらに、子育て世代、高齢者、障がいのある人に対する支援だけでは対応しきれない、既存の制度の枠組みには当てはまらない課題の顕在化や生活課題の多様化・複雑化といった問題が生じています。

このような中、「第3次みやま市地域福祉計画・第3次みやま市地域福祉活動計画（以下、「本計画」という）」では、国の動向やこれまでの取り組みの評価、住民意識調査や地域座談会等の結果を踏まえるとともに、今後ますます多様化・複雑化していく福祉課題に対して、市や社会福祉協議会、関係機関や市民等が福祉の制度や分野の枠を超え、柔軟に連携し対応する包括的な支援体制の構築を図るものとします。

(2) 地域福祉をめぐる社会動向

①複合化する課題への対応

近年、少子高齢化や核家族化、価値観やライフスタイルの多様化等により、地域住民同士の関係性が希薄になり、これまで地域社会が果たしてきた助け合いの機能の低下が危惧されています。このような中、子育て世代、高齢者、障がいのある人に対する支援だけでは対応しきれない、生活課題の多様化・複雑化(生活困窮者、社会的孤立、老老介護、ひきこもり、8050問題、ダブルケア、ヤングケアラー、虐待等)に伴い、制度の狭間の問題が顕在化し、新たなニーズへの対応や課題解決へ向けた取り組みが求められています。

②持続可能な開発目標(SDGs)との関係

平成27年9月の国連サミットにおいて、先進国を含む国際社会全体の開発目標として「持続可能な開発目標(SDGs)」が採択されました。SDGsは、令和12年までに世界中で達成すべき事柄として掲げられており、「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、17の目標と具体的に達成すべき169のターゲットから構成されています。

地方自治体の福祉施策推進においても、SDGsという世界共通の目標を組み込むことが求められています。

◆SDGsの17の目標

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



③地域福祉計画の充実

平成29年に改正された社会福祉法の第107条に基づき、各自治体が地域福祉計画を策定することが努力義務となりました。市民や福祉関係団体、社会福祉協議会、行政など、それぞれの立場での役割を担いながら、地域社会で支え合いや連携の強化が求められています。

平成29年12月に厚生労働省から示された「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」において、市町村地域福祉計画に反映させるべき事項(市町村地域福祉計画の策定ガイドライン)が示されました。

改正社会福祉法の概要

地域福祉推進の理念を規定【法第4条第2項関係】

支援を必要とする住民(世帯)が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者が主体的に把握し、支援関係機関と連携して解決を図ることをめざす旨が明記されました。

市町村が包括的な支援体制づくりに努める旨を規定【法第106条3第1項関係】

地域福祉の推進に向け地域住民等や支援関係機関が相互協力を円滑に行い、地域生活課題の解決に向け、包括的な支援体制づくりに努めることとされました。

- 地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備
- 住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制
- 生活困窮者自立相談支援機関等の関係機関が協働して、複合化した地域生活課題を解決するための体制

地域福祉計画の充実【法第107条関係】

市町村が地域福祉計画を策定するよう努めるとともに、福祉の各分野における共通事項を定め、「上位計画」として位置づけられました。また、計画には次の事項を盛り込むこととされ、それぞれの詳細については、「地域福祉計画策定ガイドライン」にて示されました。

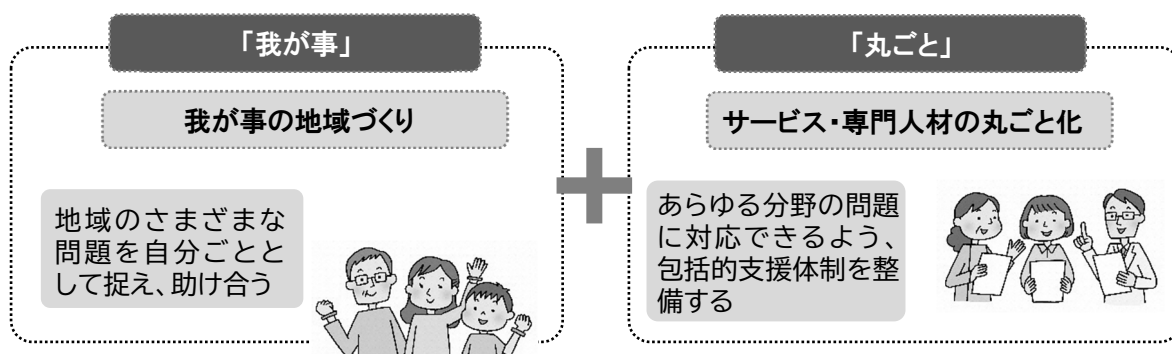
- 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

④「地域共生社会」の実現に向けて

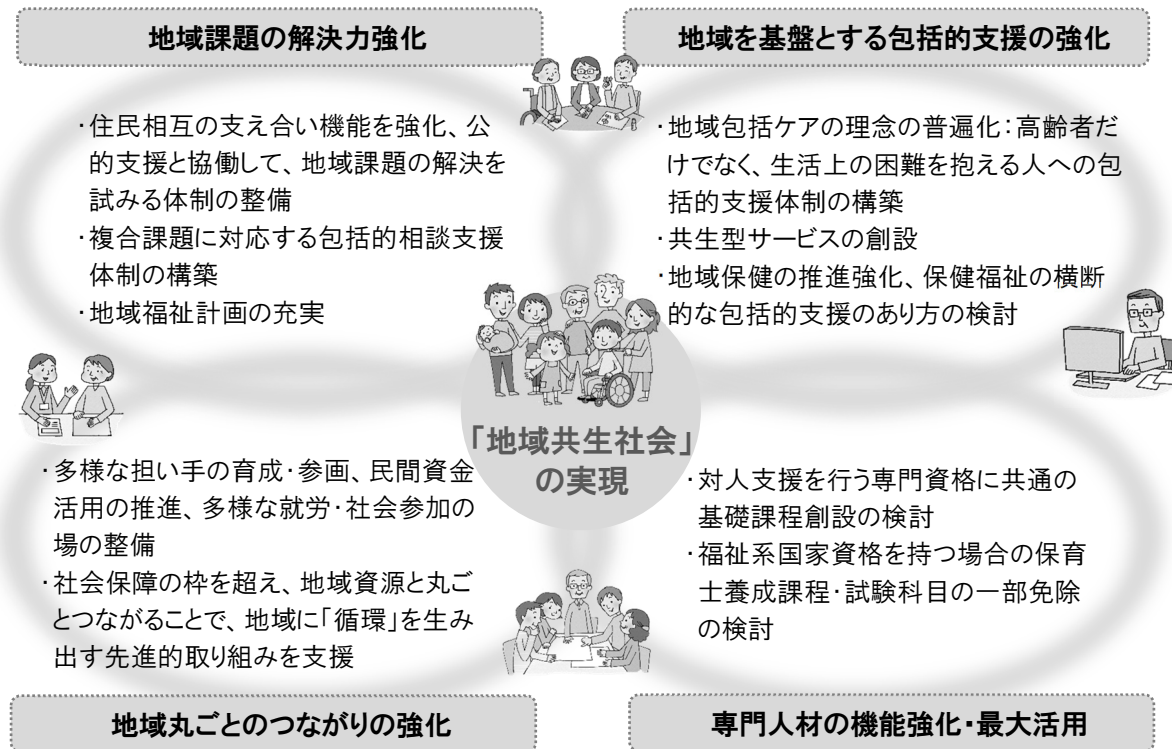
福祉に対するニーズが多様化・複雑化するなか、一人ひとりの福祉ニーズに対応し、幸せな生活を実現していくためには、公的なサービスだけでなく、地域で互いに支え合い、助け合うことが必要となります。

国では、地域住民同士が支え合いながら住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができる「地域共生社会」の実現へ向け、平成28年に『我が事・丸ごと』地域共生社会実現本部」が設置されました。世代・分野の枠の中でとどまったり、「支え手側」「受け手側」に分けられたりするのではなく、地域のあらゆる主体が自分ごととして地域社会に参画し、世代・分野を超えて「丸ごと」つながることで、地域共生社会の実現をめざす方向性が示されています。

◆「我が事・丸ごと」のイメージ



◆国がめざす「地域共生社会」の実現に向けた改革の骨格



資料：平成29年2月7日 厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部を参考

⑤「重層的支援体制整備事業」の創設

「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会（地域共生社会推進検討会）」の最終とりまとめを踏まえ、重層的支援体制整備事業の創設などが新たに規定された「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が令和2年6月に公布、令和3年4月に施行されました。

重層的支援体制整備事業は、市町村において、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施するものです。相談支援、地域づくりに向けた支援については、高齢者福祉や障がい福祉、児童福祉、生活困窮等の制度ごとに分かれている事業を一体的に実施していくこととされています。

(3) 計画の性格

市が策定する「第3次みやま市地域福祉計画」は、地域福祉を推進するために必要な仕組みづくりや基盤づくりの計画ですが、社会福祉協議会が策定する「第3次みやま市地域福祉活動計画」は、参画と協働を具体的に進める活動・行動計画であり、両計画とも「地域福祉の推進」という目的を同じくする車の両輪のような関係にあることから、両計画の整合性を図って策定することが必要です。

このため、本市では、市・社会福祉協議会の共同作業により「第3次みやま市地域福祉計画」と「第3次みやま市地域福祉活動計画」を一体的に策定します。

また、それぞれの計画の性格や役割、根拠になる法律は以下のようになります。

①「地域福祉計画」とは

第3次みやま市地域福祉計画は、社会福祉法第107条に基づく「市町村地域福祉計画」であり、市町村地域福祉計画の策定ガイドラインを踏まえて策定するものです。

本市の将来を見据えた地域福祉のあり方や地域福祉推進のための基本的な施策の方向を定めるものとなります。

「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」や「障がい者基本計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画」、「子ども・子育て支援事業計画」など、これまでの福祉分野別の個別計画の中で掲げられている理念・目標を尊重しながら、地域全体としての福祉のあり方を法の定める事項からとらえ直し、共通する理念や福祉ビジョンを定めるとともに、「自助、互助・共助、公助」の観点から取り組みの方向を定めます。

【根拠法：社会福祉法（以下、抜粋）】

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

②「地域福祉活動計画」とは

第3次みやま市地域福祉活動計画は、社会福祉協議会が呼びかけて、市民や地域の福祉関係者などが相互に協力して策定する地域福祉の推進を目的とした民間の活動・行動計画です。

行政が策定する地域福祉計画とともに、多くの市民の協力を得ながら、地域ですべての人がお互いの人権や価値観を尊重し、安心して暮らしていけるような地域社会の実現をめざすものとします。

【根拠法：社会福祉法（以下、抜粋）】

（市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会）

第 109 条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあってはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあってはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

(4) 関連計画との関係性

総合計画は、本市のまちづくりの行政運営指針の最上位計画で、まちの将来像や達成する目標などを取りまとめたものです。

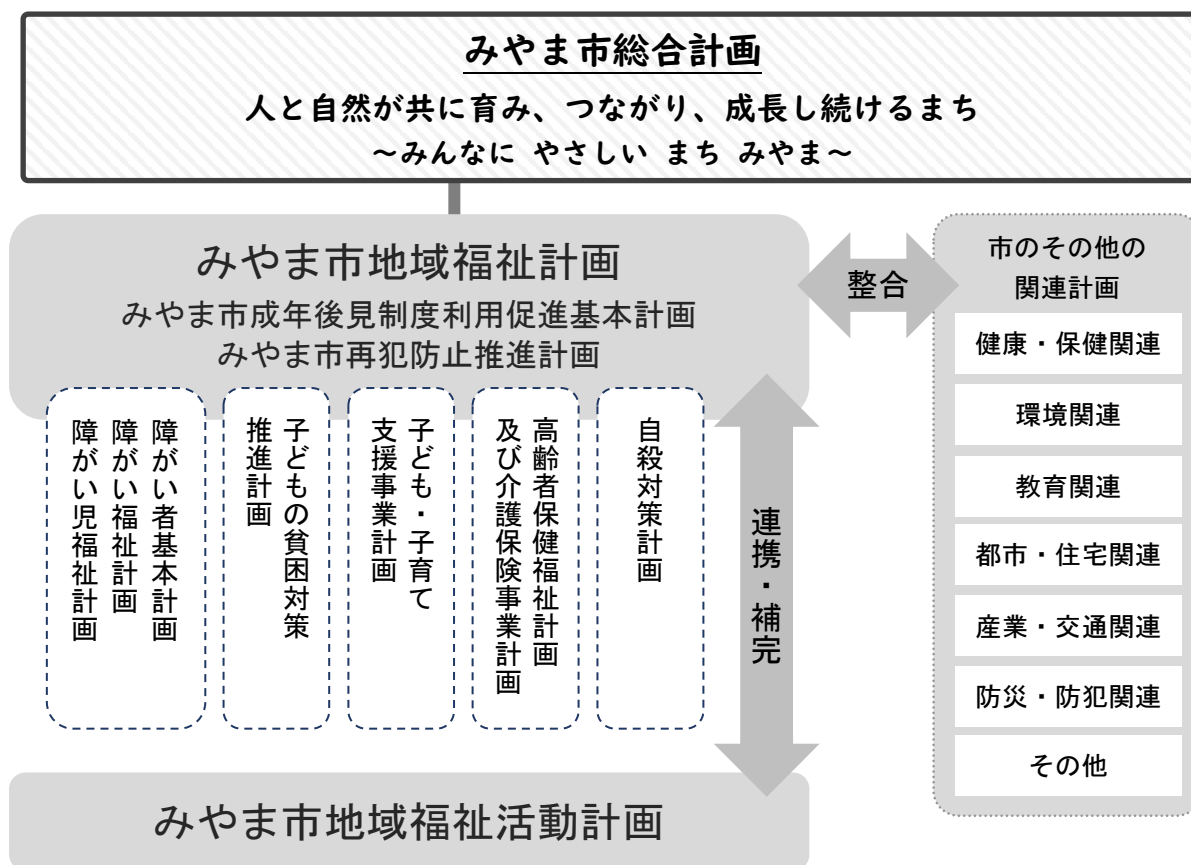
地域福祉計画は、総合計画の福祉関連部門計画として、各個別計画の基本目標の実現に向けた計画としています。

平成29年には社会福祉法が改正され、地域福祉計画は福祉各分野の共通事項を記載した上位計画として位置づけられました。

本計画では、上記の計画に加えて、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条に規定される「成年後見制度利用促進基本計画」及び再犯の防止等の推進に関する法律第8条に基づく「再犯防止推進計画」について、本項目の一部を位置づけます。2つの計画の概要については、次頁のとおりです。

また、自殺対策基本法第13条第2項に規定される「自殺対策計画」について、上位計画である本計画と一体的に策定します。

◆関連計画との関係



①「成年後見制度利用促進基本計画」とは

「成年後見制度利用促進基本計画」は、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」第14条の規定に基づき策定する計画であり、成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるものです。

【根拠法：成年後見制度の利用の促進に関する法律（以下、抜粋）】

（市町村の講ずる措置）

第 14 条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市町村は、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項を調査審議させる等のため、当該市町村の条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

②「再犯防止推進計画」とは

「再犯防止推進計画」は、「再犯の防止等の推進に関する法律」第8条第1項に基づき策定する計画であり、再犯防止の推進に関する施策についての基本的な計画を定めるものです。

【根拠法：再犯の防止等の推進に関する法律（以下、抜粋）】

（地方再犯防止推進計画）

第8条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

③「自殺対策計画」とは

「自殺対策計画」は、「自殺対策基本法」第13条第2項に基づき策定する計画であり、本市における実情を勘案して定める自殺対策についての計画です。

【根拠法：自殺対策基本法（以下、抜粋）】

（都道府県自殺対策計画等）

第 13 条 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域内における自殺対策についての計画（次項及び次条において「都道府県自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画（次条において「市町村自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

(5) 計画の期間

本計画の計画期間は、令和5年度から令和9年度の5年間とします。

ただし、社会経済情勢や大きな制度の改正に柔軟に対応できるよう、必要に応じて見直しを行います。

(6) 計画の策定体制

①地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会

地域福祉の推進に係る検討を行うため、学識経験者、福祉関係団体の代表者などで構成する「みやま市地域福祉計画策定委員会」及び「みやま市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会」を設置して協議を行いました。

②住民意識調査

計画の策定にあたり、地域福祉に関する住民の意向、問題、課題などを吸いあげ、計画に反映していく際の基礎資料とすることを目的として実施しました。

③地域座談会

計画の策定にあたり、地域住民の生の声を聞き、計画づくりの段階から、住民意見を取り入れていくことを目的としています。

また、参加者同士が自分たちの地域の福祉への取り組みの現状や課題等について、自由、活発に話し合うことで、“今後の地域住民による助け合い、支え合いのきっかけ”をつくっていただくことも目的としています。

④福祉関係団体ヒアリング

計画の策定にあたり、市内で活動している福祉関係団体に対して、アンケートによるシートヒアリング調査を行いました。その後、調査を行った福祉関係団体のうち一部を集め「グループインタビュー」を実施しました。

⑤パブリック・コメント

計画の素案をホームページ上で公表し、計画に対する市民の意見を募集しました。

第2章 現状と課題

1 統計からみる現状と課題

(1) 人口の推移

①年齢3区分別人口の推移

近年、本市の人口は減少傾向が続いており、平成12年には45,708人だった人口が令和2年には35,861人となり、20年間で約1万人減少しています。

また、年齢3区分でみると、年少人口は平成12年の6,412人から令和2年には3,992人と20年間で2,420人減少する一方、老年人口は平成12年の11,195人から令和2年には13,749人と20年間で2,554人増加するなど、少子高齢化が顕著となっています。

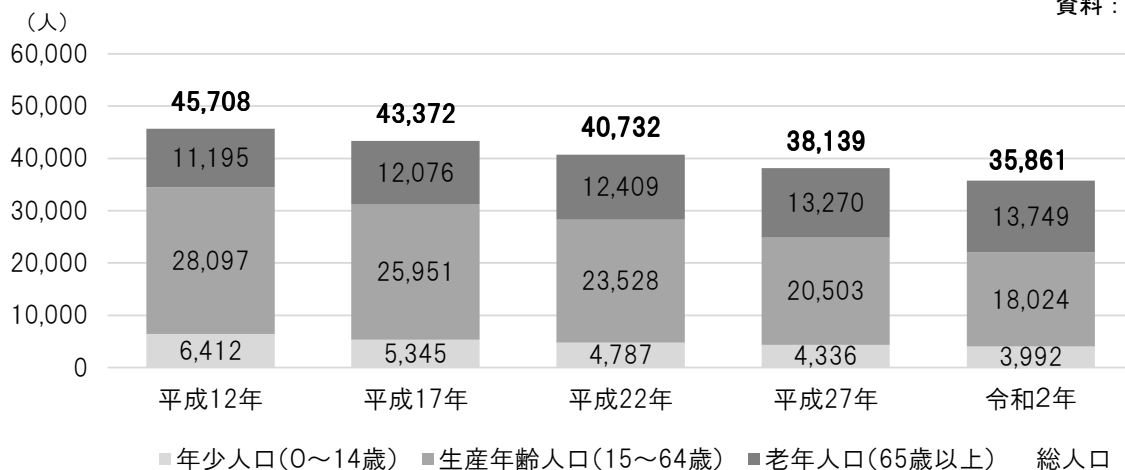
また、年齢3区分別人口の構成割合をみても、平成12年から令和2年にかけての推移をみると、年少人口は14.0%が11.1%、生産年齢人口は61.5%が50.3%になるなど、それぞれ低下しています。一方で、老年人口は、平成12年には24.5%だった割合が令和2年には38.3%となるなど、上昇が顕著となっています。

■ 年齢3区分別人口の推移 ■

単位：人

	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年
年少人口(0～14 歳)	6,412	5,345	4,787	4,336	3,992
生産年齢人口(15～64 歳)	28,097	25,951	23,528	20,503	18,024
老年人口(65 歳以上)	11,195	12,076	12,409	13,270	13,749
年齢不詳	4	0	8	30	96
総人口	45,708	43,372	40,732	38,139	35,861

資料：国勢調査



※総人口は年齢不詳を含む

資料：国勢調査

■ 年齢3区分別の人口構成割合の推移 ■

単位：%

	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年
年少人口(0～14 歳)	14.0	12.3	11.8	11.4	11.1
生産年齢人口(15～64 歳)	61.5	59.8	57.8	53.8	50.3
老年人口(65 歳以上)	24.5	27.8	30.5	34.8	38.3

資料：国勢調査

②校区別人口の状況

本市の人口の状況を校区別にみると、下庄校区が最も人口が多く、本市の総人口の14.6%を占めており、15歳未満児童数も最も多くなっています。一方で、総人口が最も少ない本郷校区では総人口が963人となっており、15歳未満児童数も96人となっています。

高齢化率をみると、最も低い下庄校区は33.6%、最も高い江浦校区は46.2%と12.6ポイントの差があるなど、地区ごとの差が顕著です。

■校区別の人口・世帯数など■

		総人口 (人)	65歳以上 高齢者数 (人)	高齢化率 (%)	15歳未満 児童数 (人)	世帯数 (世帯)
市内		35,792	13,919	38.9	3,908	14,568
平均		2,386	928	38.9	261	971
瀬高	上庄	1,748	698	39.9	185	755
	下庄	5,214	1,754	33.6	713	2,155
	本郷	963	403	41.8	96	365
南		3,501	1,278	36.5	392	1,412
大江		3,205	1,110	34.6	365	1,318
水上		2,929	1,189	40.6	268	1,212
清水		2,020	859	42.5	211	783
桜舞館	山川南部	1,408	640	45.5	150	552
	山川東部	2,773	1,164	42.0	269	1,126
	飯江	1,079	497	46.1	65	423
	竹海	1,163	460	39.6	99	458
江浦		1,831	846	46.2	154	751
二川		3,744	1,262	33.7	573	1,575
岩田		2,290	913	39.9	229	927
開		1,924	846	44.0	139	756

注：令和4年4月1日現在
資料：住民基本台帳

(2) 世帯構成の推移

本市の世帯数(国勢調査の世帯数)は、近年ほぼ横ばいとなっています。

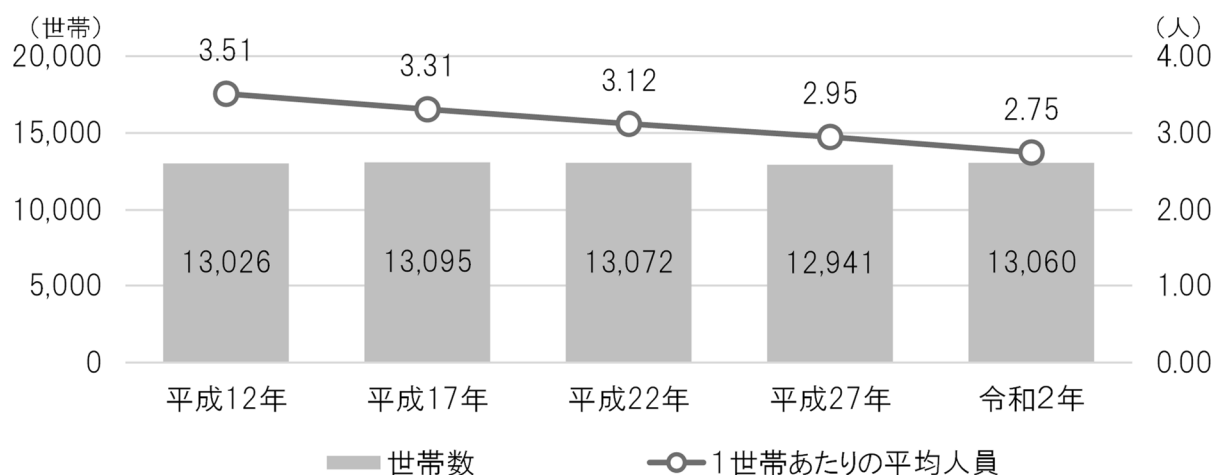
1世帯あたりの平均人員は、平成12年の3.51人から令和2年には2.75人と減少しています。

また、世帯類型別にみると、「核家族世帯」が増加し、令和2年では一般世帯数13,017世帯の58.2%にあたる7,581世帯となっており、核家族化が進行しています。そうした中、65歳以上の高齢単身者世帯(ひとり暮らしの高齢者世帯)が増えており、令和2年には1,825世帯となっているほか、高齢者夫婦世帯も同様に増加し、令和2年には2,149世帯となっています。

■世帯数と世帯人員の推移■

	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和2年
世帯数	13,026	13,095	13,072	12,941	13,060
1世帯あたりの平均人員	3.51	3.31	3.12	2.95	2.75

資料：国勢調査



資料：国勢調査

■世帯類型別の推移■

単位：世帯

	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和2年
世帯数	13,026	13,095	13,072	12,941	13,060
一般世帯数	13,010	13,074	13,045	12,895	13,017
一般世帯のうち核家族世帯	6,868	7,043	7,254	7,323	7,581
一般世帯のうち単身者の世帯	1,740	2,005	2,237	2,557	3,020
65歳以上の高齢単身者世帯	994	1,214	1,316	1,568	1,825
65歳以上の親族のいる世帯	7,355	7,773	7,874	8,170	8,367
高齢者夫婦世帯	1,270	1,519	1,701	1,953	2,149

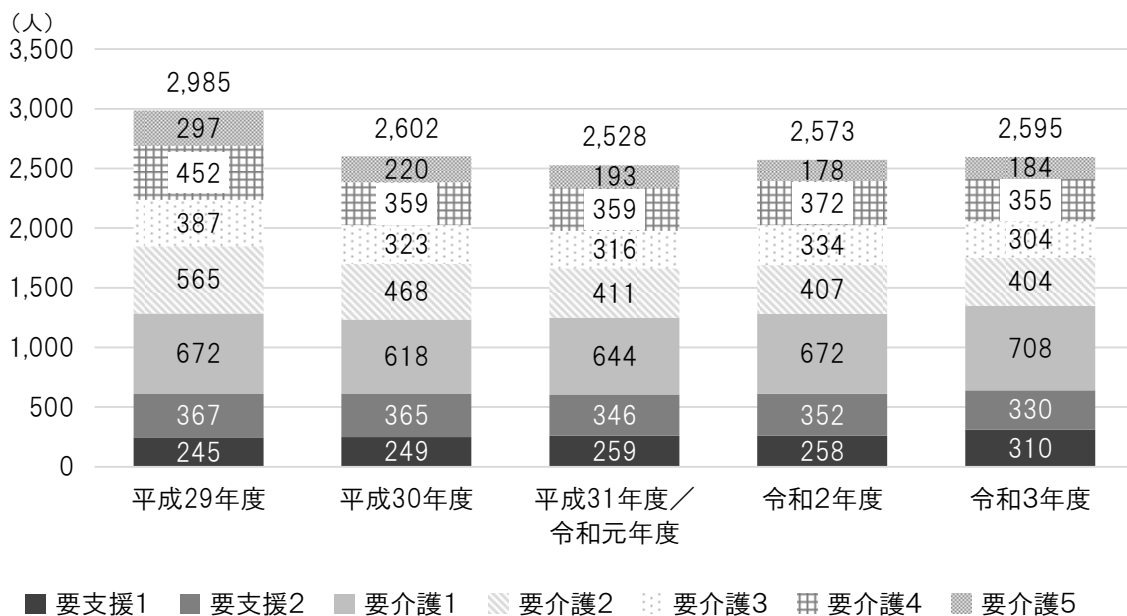
注：高齢者夫婦世帯：夫 65 歳以上、妻 60 歳以上の夫婦のみの世帯

資料：国勢調査

(3) 要介護認定者の状況

第1号被保険者のうち要介護認定者数は、平成29年度の2,985人から令和3年度には2,595人へと、390人の減少となり、認定率(認定者数÷第1号被保険者数)は21.8%から18.6%と低下しています。

■要介護認定者数の推移(第1号被保険者)■



注:各年度3月31日現在 資料:みやま市調べ

単位:人

	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度／ 令和元年度	令和2年度	令和3年度
要介護5	297	220	193	178	184
要介護4	452	359	359	372	355
要介護3	387	323	316	334	304
要介護2	565	468	411	407	404
要介護1	672	618	644	672	708
要支援2	367	365	346	352	330
要支援1	245	249	259	258	310
計	2,985	2,602	2,528	2,573	2,595

注:各年度3月31日現在 資料:みやま市調べ

■認定率の推移■

	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度／ 令和元年度	令和2年度	令和3年度
高齢者人口(65歳以上) (人)	13,721	13,861	13,915	13,948	13,963
認定率(%)	21.8	18.8	18.2	18.4	18.6

※高齢者人口は被保険者数より算出しているため、住基人口とは異なる。

注:各年度3月31日現在 資料:みやま市調べ

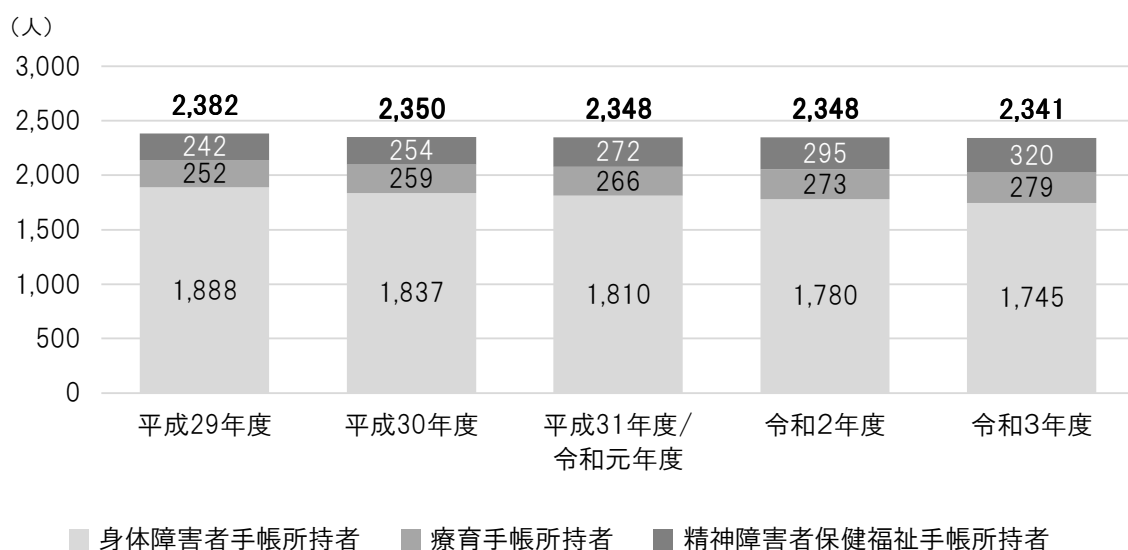
(4) 障がいのある人の状況

障害者手帳所持者数の合計は、近年横ばいで推移しています。

手帳種類別にみると、令和3年度で身体障害者手帳所持者が1,745人、療育手帳所持者が279人、精神障害者保健福祉手帳所持者が320人となっており、「身体障害者手帳所持者」は減少傾向、「療育手帳所持者」、「精神障害者保健福祉手帳所持者」は増加傾向にあります。

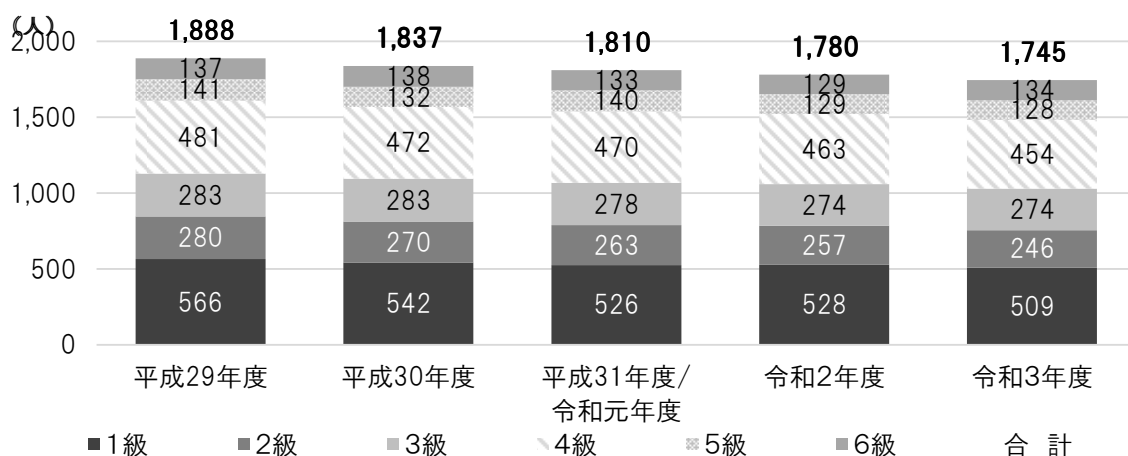
また、身体障害者手帳所持者は、等級別の推移をみると、1級から6級のいずれも減少しており、障がい種類別の推移をみると、肢体不自由が減少しており、それ以外の障がいは横ばいで推移しています。

■ 障害者手帳所持者数の推移 ■



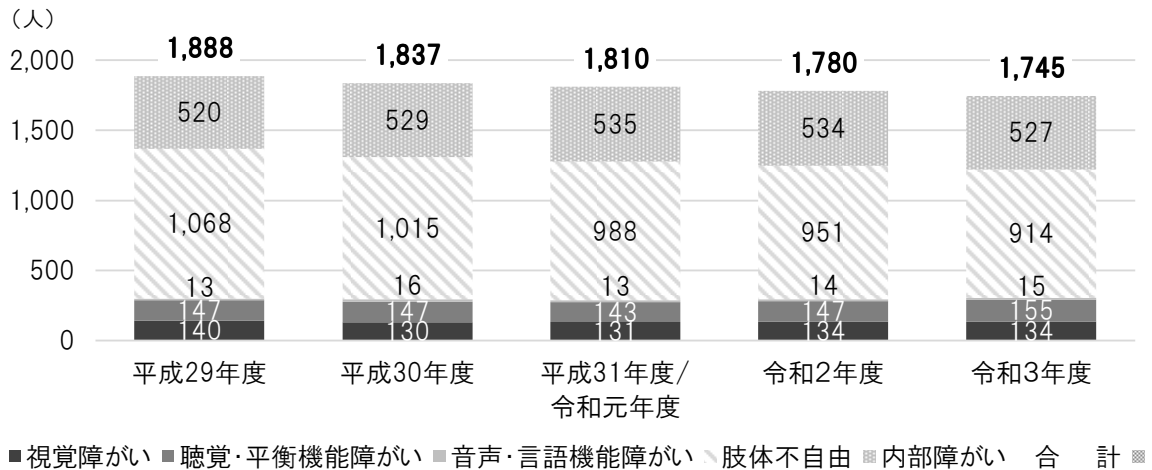
注：各年度3月31日現在 資料：みやま市調べ

■ 身体障害者手帳所持者数の推移（等級別） ■



注：各年度3月31日現在 資料：みやま市調べ

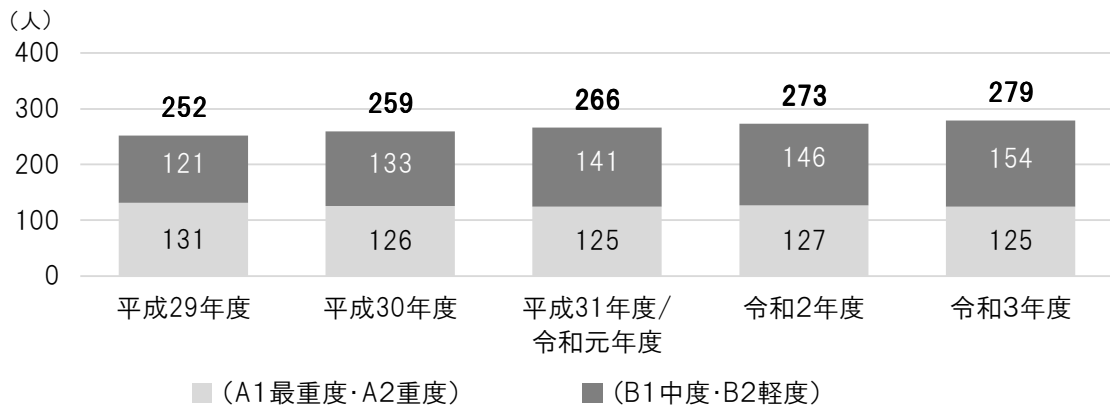
■身体障害者手帳所持者数の推移(障がい種類別)■



注:各年度3月31日現在 資料:みやま市調べ

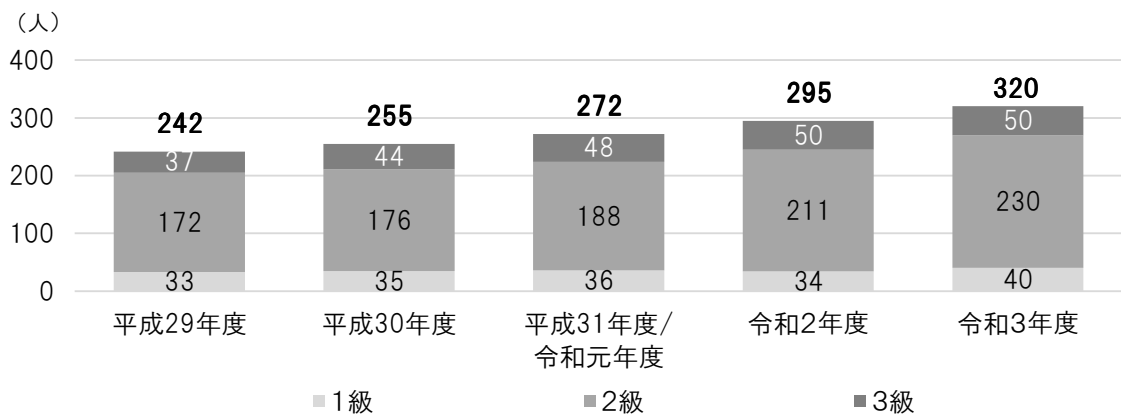
療育手帳所持者は、最重度・重度では横ばい、中度・軽度では増加傾向で推移しています。
精神障害者保健福祉手帳所持者は、1級、2級、3級ともに増加傾向にあります。

■療育手帳所持者の推移■



注:各年度3月31日現在 資料:みやま市調べ

■精神障害者保健福祉手帳所持者の推移■



注:各年度3月31日現在 資料:みやま市調べ

(5) 児童扶養手当等の状況

ひとり親家庭等の児童のための「児童扶養手当」の受給者数は、ほぼ横ばいで推移しています。

また、精神または身体に障がい有する20歳未満の児童の保護者に対して支給される「特別児童扶養手当」の受給者数も横ばいで推移しています。

■児童扶養手当受給者数の推移■

単位：人

	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度／ 令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
受給者数	341	340	345	343	336

※支給停止者を含む

注：各年度3月31日現在
資料：みやま市調べ

■特別児童扶養手当受給者数の推移■

単位：人

	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度／ 令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
受給者数	68	70	64	67	67

※支給停止者を含む

注：各年度3月31日現在
資料：みやま市調べ

(6) 生活保護世帯の状況

生活保護世帯は平成29年度の270世帯から令和3年度には265世帯とほぼ横ばいで推移しています。また、人員は平成29年度の349人から増減し、令和3年度には346人と、ほぼ同じ程度となっています。

■生活保護の被保護人員・世帯数の推移■

	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度／ 令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
世帯数(世帯)	270	269	262	262	265
人員(人)	349	352	337	347	346
保護率(%)	9.22	9.39	9.13	9.54	9.67

※保護率とは、保護人員の人口千人当たりの比率

注：各年度3月31日現在
資料：みやま市調べ

(7) 地域福祉活動の状況

①民生委員・児童委員の状況

民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、住民の身近な相談相手・見守り役として、地域の安全・安心のために活動しています。子どもたちを見守り、子育てや妊娠中の心配ごと等の相談・支援等を行う児童委員も兼ねています。

本市では92人(定数)の民生委員・児童委員(うち主任児童委員が6人)の方が活動しています。

②校区社会福祉協議会

市内の旧小学校区(15校区)ごとに、校区社会福祉協議会が設置され、それぞれの地域の現状と特徴に合わせた地域福祉活動が推進されています。

③ふれあい・いきいきサロン

小地域を単位とした住民相互のふれあいの場づくりを目的に、誰でも気軽に参加できるふれあい・いきいきサロンが開催されています。

ふれあい・いきいきサロンでは、交流行事のほか、介護予防や健康増進の取り組み、多世代交流、さまざまな情報発信などが行われています。また、地域全体で取り組む見守り活動の一環としても活用されています。

■ふれあい・いきいきサロン設置状況■

設置地区	箇所数
瀬高地区	56
山川地区	18
高田地区	30

注: 令和4年4月1日現在
資料: みやま市社会福祉協議会調べ

④福祉推進員・ふれあい活動員の状況

住み慣れた地域で、誰もが支え合いながら、健康で安心して暮らすことができる地域社会を作っていくために、人と人とのつながりにより助け合う、ふれあいネットワークの組織づくりが進められています。

このネットワーク活動では、独居・高齢者世帯など、気にかけてが必要な世帯を地域全体で見守る体制づくりが行われています。

具体的な活動では、福祉推進員並びにふれあい活動員を中心とした、気かけ、声かけ、見守り活動が行われています。

本市では137人の福祉推進員の方と、375人のふれあい活動員の方が活動しています。

■福祉推進員・ふれあい活動員設置状況■

設置地区		活動人数
瀬高地区	88 行政区(88 行政区中)	福祉推進員 137 人
山川地区	31 行政区(31 行政区中)	ふれあい活動員 86 人
高田地区	30 行政区(30 行政区中)	ふれあい活動員 289 人

注:令和4年4月1日現在

資料:みやま市社会福祉協議会調べ

⑤ボランティアセンター、ボランティア連絡協議会

ボランティアセンターでは、ボランティアセンターに登録している団体に対して相談対応や助成金・講座の紹介を行っています。また、ボランティア活動への参加を希望する人には、活動や養成講座の紹介を行うとともに、ボランティアによる支援を希望する人には、活動情報の提供や相談対応を行い、また、支援できる人と支援してほしい人のマッチングも行っています。

本市では48団体・計482人の方がボランティアセンターに登録されています。

■ボランティア団体登録数■

登録・加入の状況	団体数・人数
ボランティアセンターへの登録	48 団体 482 人 (個人 4 人を含む)
うちボランティア連絡協議会への加入	21 団体 182 人 (個人 1 人を含む)

注:令和4年4月1日現在

資料:みやま市社会福祉協議会調べ

2 各種調査結果からみる現状と課題

(1) 住民意識調査より

①調査の目的

本計画を策定するための基礎資料とすることを目的として実施しました。

②調査概要

◇調査対象者：市内在住の18歳以上の方2,500名(無作為抽出)

◇調査期間：令和4年1月16日(日)～2月6日(日)

◇調査方法：郵送配布・郵送回収による本人記入方式またはwebによる回答

③回収結果

◇配布数：2,500件

◇有効回収数：1,299件(うち、郵送による回収1,205件、webによる回答94件)

◇有効回収率：52.0%

④調査結果の見方

◇回答結果の割合「%」は有効サンプル数に対して、それぞれの回答数の割合を小数点以下第2位で四捨五入したものです。そのため、単数回答(複数の選択肢から1つの選択肢を選ぶ方式)であっても合計値が100.0%にならない場合があります。このことは、分析文、グラフ、表においても反映しています。

◇複数回答(複数の選択肢から2つ以上の選択肢を選ぶ方式)の設問の場合、回答は選択肢ごとの有効回答数に対して、それぞれの割合を示しています。そのため、合計が100.0%を超える場合があります。

◇図表中において「不明・無回答」とあるものは、回答が示されていない、または回答の判別が困難なものです。

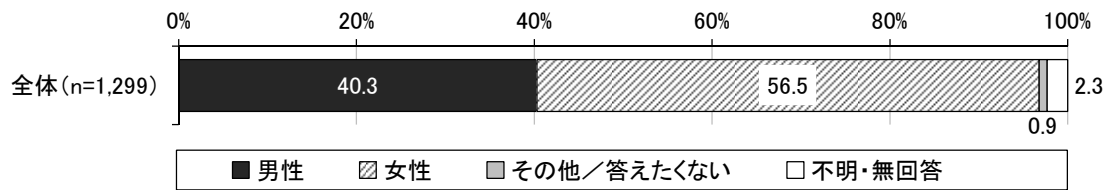
◇図表中の「n(number of case)」は、集計対象者総数(あるいは回答者限定設問の限定条件に該当する人)を表しています。

◇本文中の設問の選択肢は簡略化している場合があります。

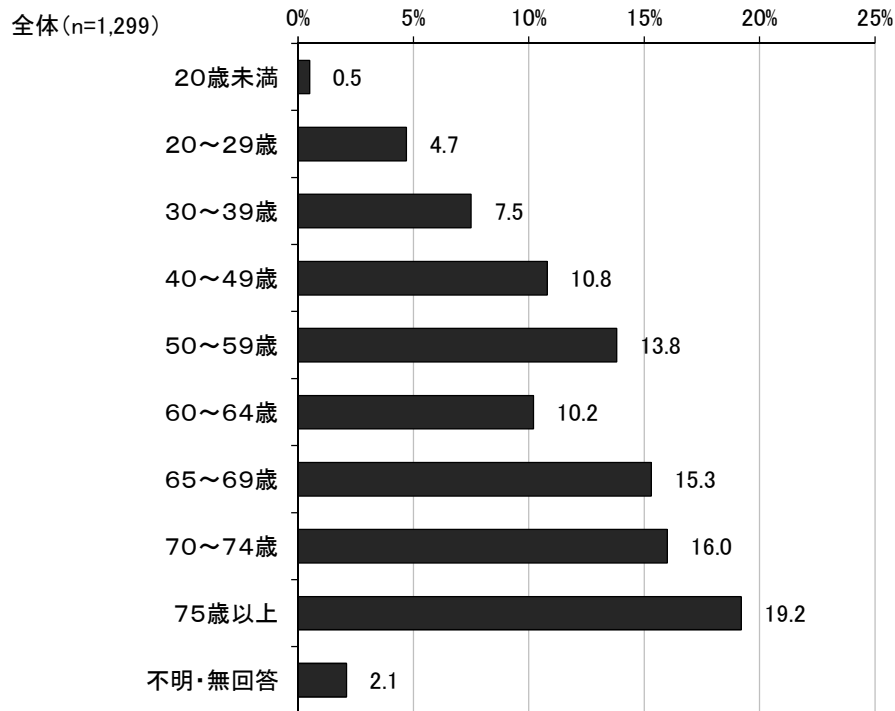
◇複数回答のグラフは、上位5位までの結果を抜粋して掲載しています。

⑤調査結果

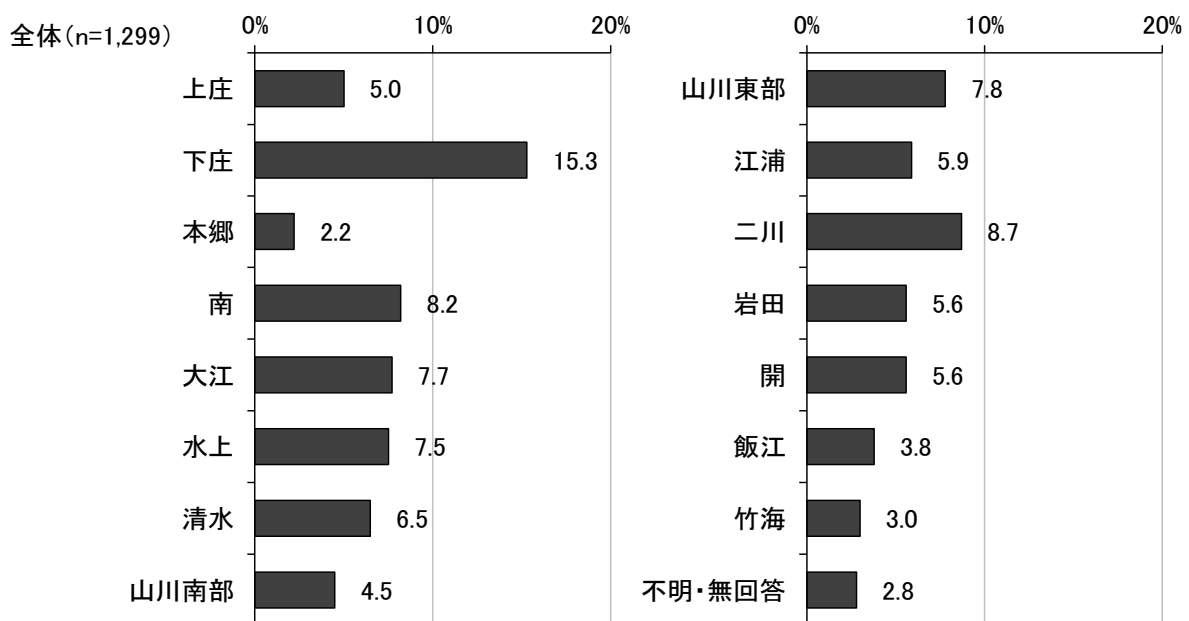
1. 回答者の性別(説明略)



2. 回答者の年代(説明略)



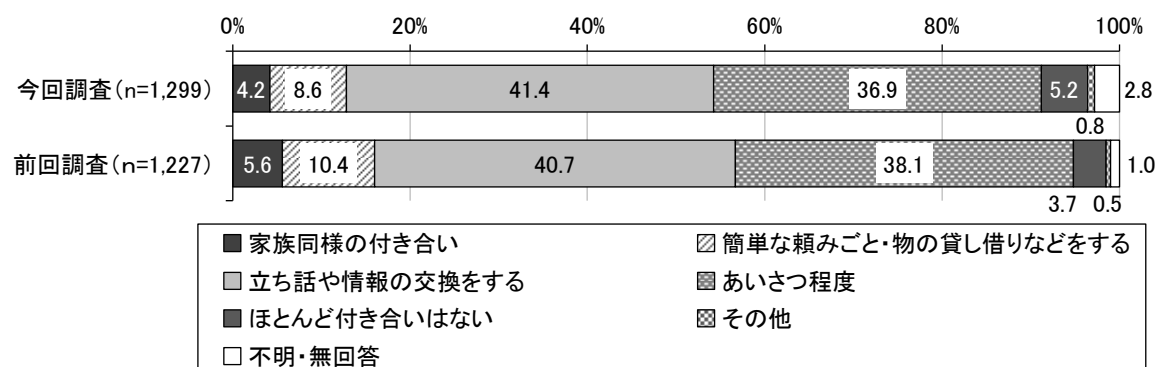
3. 回答者の居住地区(説明略)



4. あなたは、ご近所の人とどのような付き合いをされていますか。(1つだけに○)

ご近所の人との付き合いの程度についてみると、「立ち話や情報の交換をする」が41.4%と最も多く、次いで「あいさつ程度」が36.9%となっています。

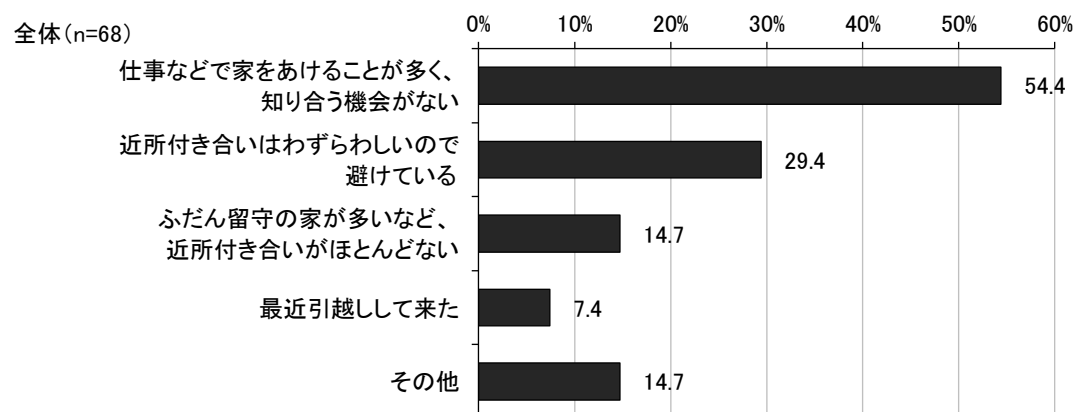
前回調査と比較して、大きな差はありません。



「4.」で「ほとんど付き合いはない」を選んだ方

5. あまり近所付き合いをされていない理由は何ですか。(あてはまるものすべてに○)

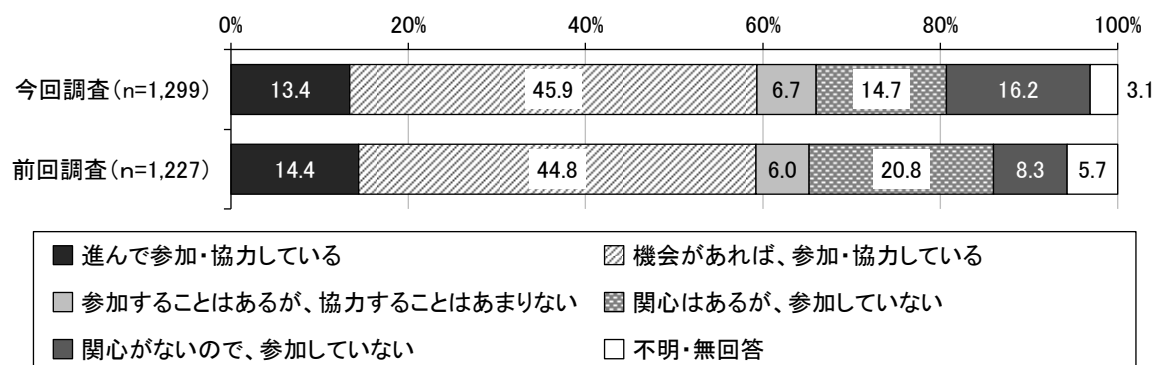
あまり近所付き合いをしていない理由についてみると、「仕事などで家をあけることが多く、知り合う機会がない」が54.4%と最も多く、次いで「近所付き合いはわずらわしいので避けている」が29.4%となっています。



6. あなたは、地域の行事や活動などへ参加されていますか。(1つだけに○)

地域の行事や活動などへの参加についてみると、「機会があれば、参加・協力している」が45.9%と最も多く、次いで「関心がないので、参加していない」が16.2%となっています。

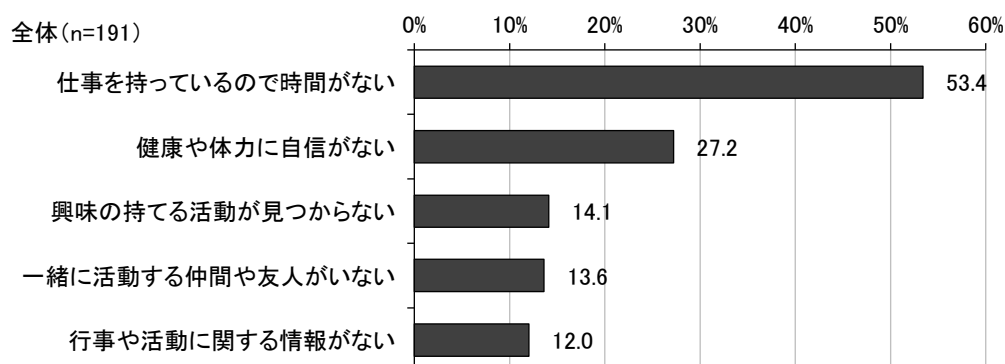
前回調査と比較すると、「関心はあるが、参加していない」が6.1ポイント減少し、「関心がないので、参加していない」が7.9ポイント増加しています。



「6.」で「関心はあるが、参加していない」を選んだ方

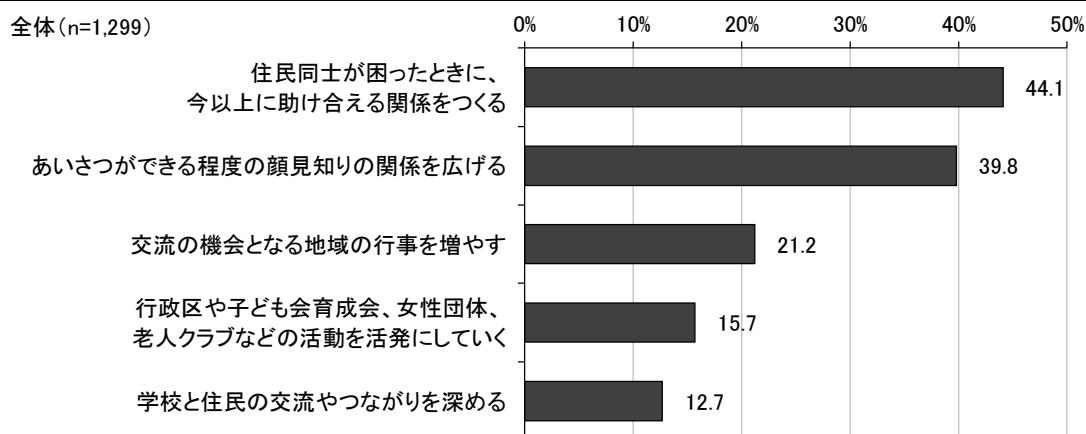
7. 参加されない理由を教えてください。(3つまで○)

地域の行事や活動に参加していない理由についてみると、「仕事を持っているので時間がない」が53.4%と最も多く、次いで「健康や体力に自信がない」が27.2%となっています。



8. 地域における活動や行事が、もっと活発に行われるようにしていくためには、どのようなことが大切だと思われますか。(あてはまるものすべてに○)

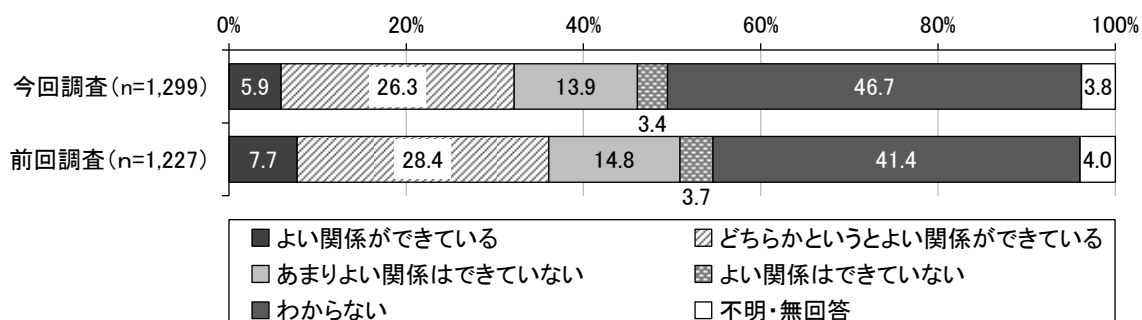
地域における活動や行事が、もっと活発に行われるようにしていくために大切なことについてみると、「住民同士が困ったときに、今以上に助け合える関係をつくる」が44.1%と最も多く、次いで「あいさつができる程度の顔見知りの関係を広げる」が39.8%となっています。



9. あなたは、地域福祉に関する市行政と住民との連携について、どのように感じておられますか。(1つだけに○)

地域福祉に関する市行政と住民との連携についてみると、「わからない」が46.7%と最も多く、次いで「どちらかというよい関係ができている」が26.3%となっています。

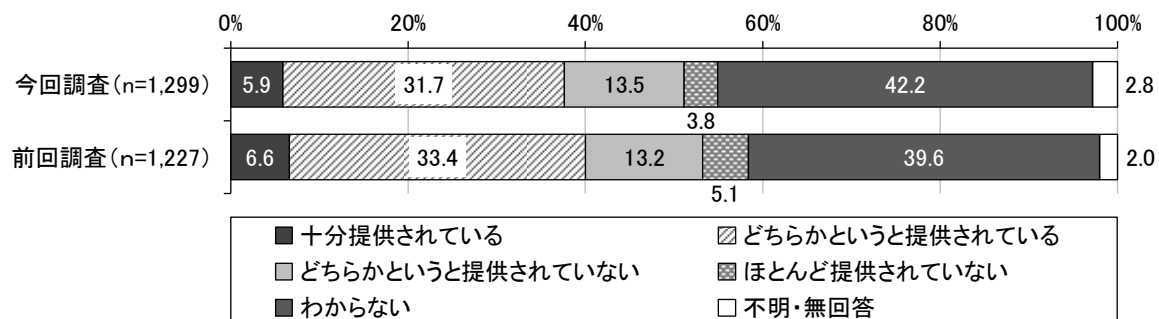
前回調査と比較すると、「わからない」が5.3ポイント増加しています。



10. あなたは、みやま市での福祉サービスや福祉活動の情報提供について、どのように感じておられますか。(1つだけに○)

みやま市での福祉サービスや福祉活動の情報提供についてみると、「わからない」が42.2%と最も多く、次いで「どちらかというと提供されている」が31.7%となっています。

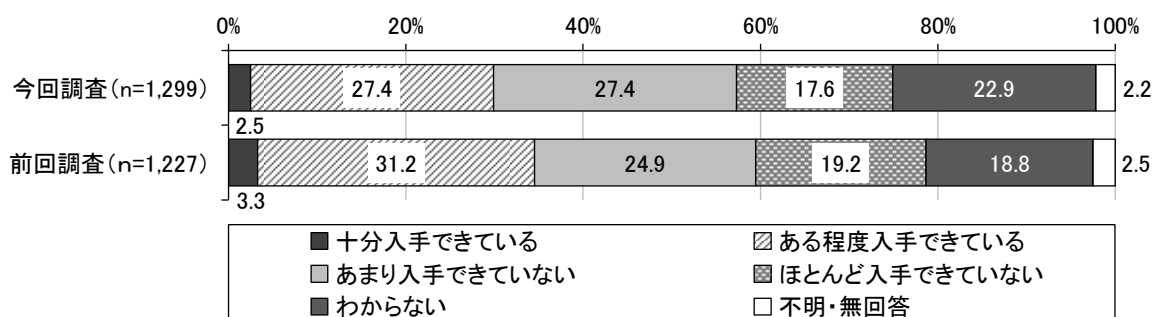
前回調査と比較して、大きな差はありません。



11. あなたは、福祉に関するさまざまな相談機関やその場所などの必要な福祉サービス情報を、十分入手できておられますか。(1つだけに○)

福祉に関するさまざまな相談機関やその場所などの必要な福祉サービス情報の入手状況についてみると、『入手できている』(「十分入手できている」「ある程度入手できている」の合計)が29.9%、『入手できていない』(「あまり入手できていない」「ほとんど入手できていない」の合計)が45.0%となっています。

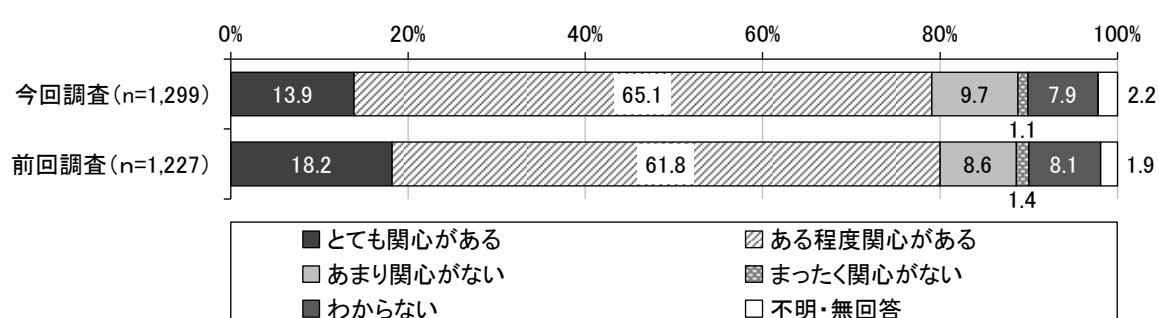
前回調査と比較すると、「わからない」が4.1ポイント増加しています。



12. あなたは、地域の福祉課題(ひとり暮らし高齢者の見守り、子どもへの虐待、孤立死など)に関心をお持ちですか。(1つだけに○)

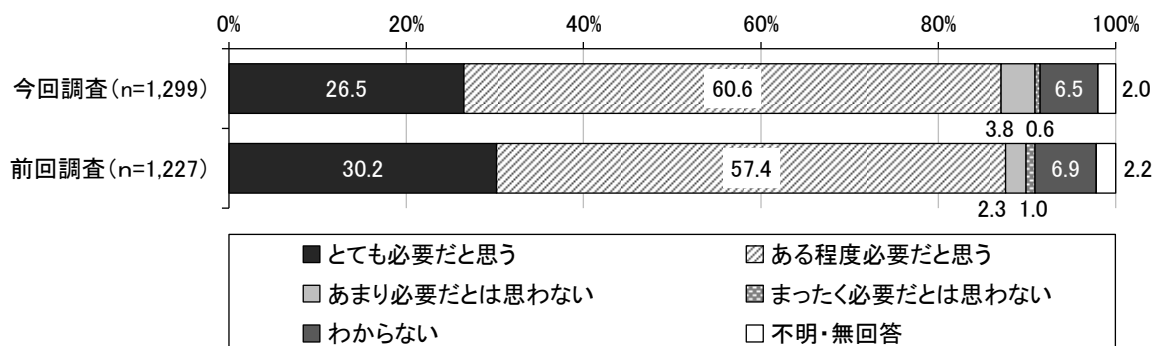
地域の福祉課題に対する関心についてみると、「ある程度関心がある」が65.1%と最も多く、次いで「とても関心がある」が13.9%となっています。

前回調査と比較して、「とても関心がある」が4.3ポイント減少しています。



13. あなたは、地域の福祉課題に対し、住民相互の自主的な支え合い、助け合いの必要性についてどう思われますか。(1つだけに○)

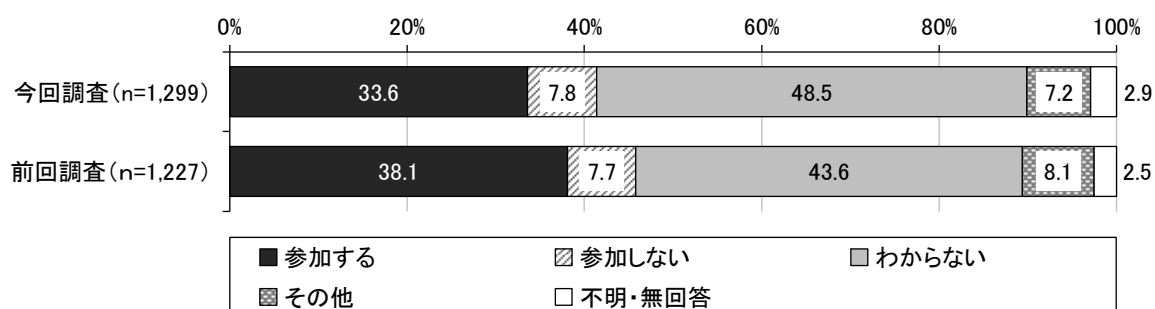
地域の福祉課題に対し、住民相互の自主的な支え合い、助け合いの必要性についてみると、「ある程度必要だと思う」が60.6%と最も多く、次いで「とても必要だと思う」が26.5%となっています。前回調査と比較して、大きな差はありません。



14. あなたが、住民相互の自主的な支え合い、助け合いの活動に参加を求められたらどうされますか。(1つだけに○)

住民相互の自主的な支え合い、助け合いの活動に参加を求められた場合についてみると、「わからない」が48.5%と最も多く、次いで「参加する」が33.6%となっています。

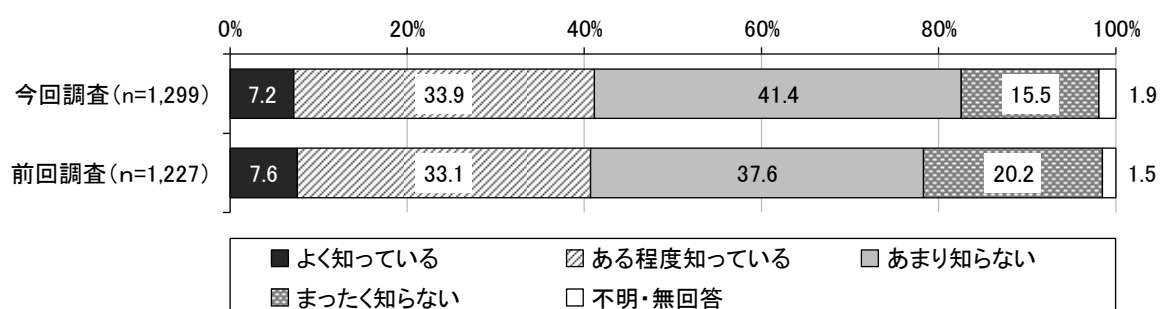
前回調査と比較すると、「参加する」が4.5ポイント減少し、「わからない」が5.0ポイント増加しています。



15. あなたは、民生委員・児童委員の役割や活動などを知っておられますか。(1つだけに○)

民生委員・児童委員の役割や活動などの認知についてみると、『知っている』(「よく知っている」「ある程度知っている」の合計)が41.1%、『知らない』(「あまり知らない」「まったく知らない」の合計)が56.9%となっています。

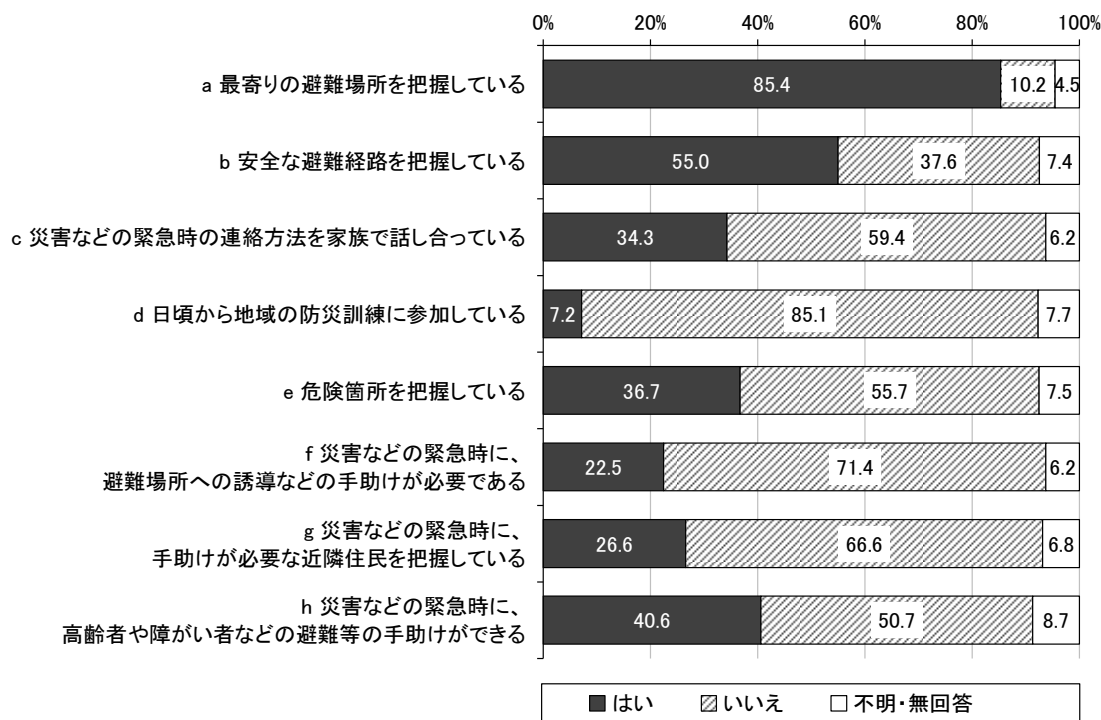
前回調査と比較すると、「まったく知らない」が4.7ポイント減少しています。



16. あなたは、防災に対する日頃からの取り組みをどのようにされ、災害などの緊急時の対応について、どのように考えていますか。（それぞれに○は1つ）

防災に対する日頃からの取り組みや災害などの緊急時の対応についてみると、[はい]では「最寄りの避難場所を把握している」が85.4%と最も多く、次いで「安全な避難経路を把握している」が55.0%となっており、これら以外はいずれも半数以下となっています。

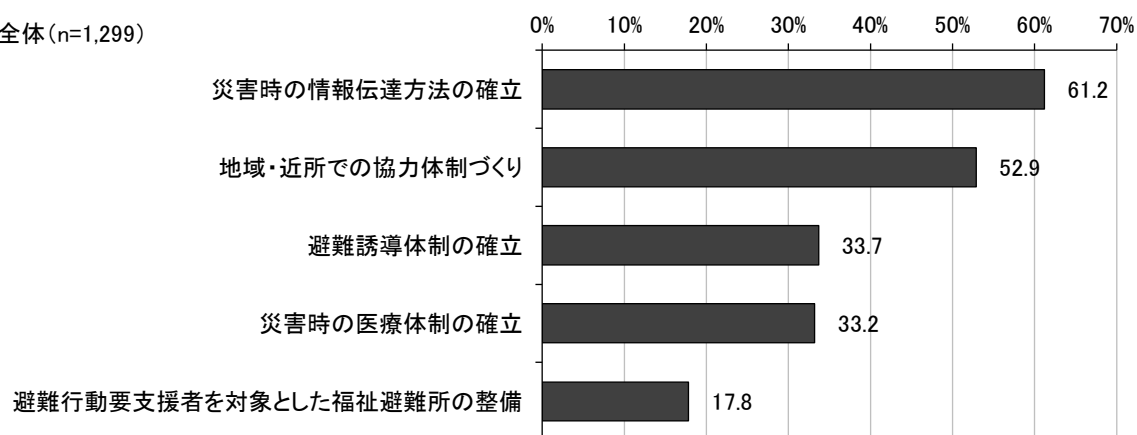
全体 (n=1,299)



17. 災害発生時に備えて、地域や市・社会福祉協議会が、取り組むべきことは何だと思えますか。（3つまで○）

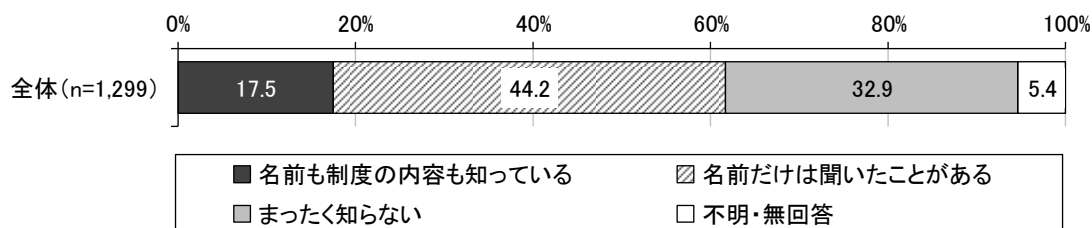
災害発生時に備えて、地域や市・社会福祉協議会が取り組むべきことについてみると、「災害時の情報伝達方法の確立」が61.2%と最も多く、次いで「地域・近所での協力体制づくり」が52.9%となっています。

全体 (n=1,299)



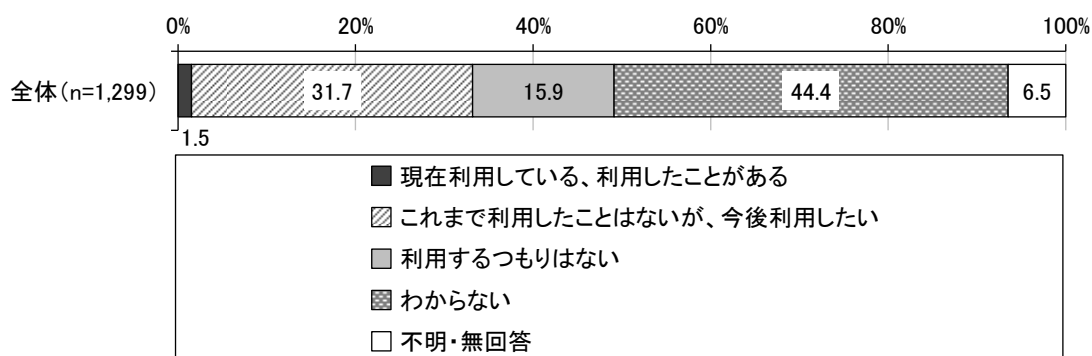
18. あなたは「成年後見制度」についてどのくらい知っていますか。(1つだけに○)

成年後見制度の認知についてみると、「名前だけは聞いたことがある」が44.2%と最も多く、次いで「まったく知らない」が32.9%となっています。



19. 今後あなたやあなたの家族が認知症などにより判断する力が衰えたとき、成年後見制度を利用したいと思いますか。(1つだけに○)

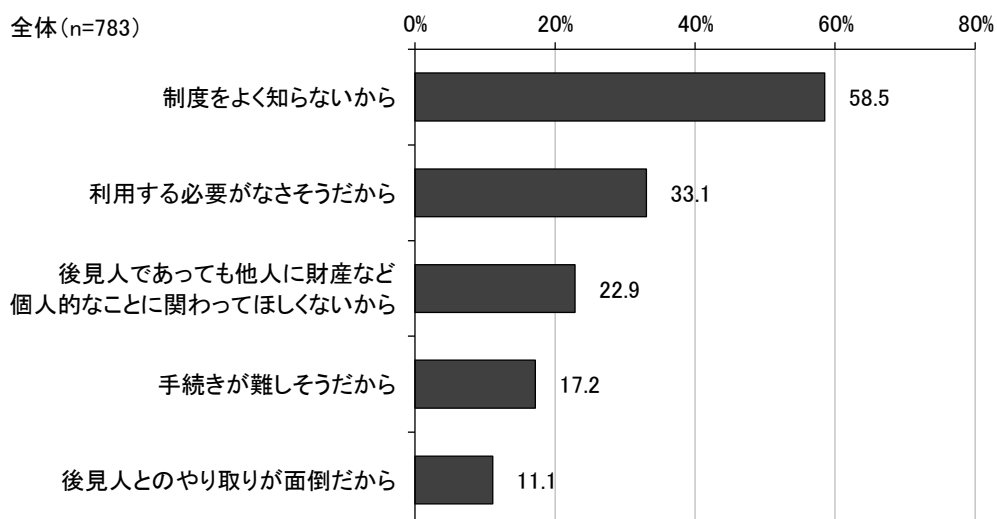
認知症などにより判断する力が衰えたとき、成年後見制度を利用したいかどうかについてみると、「わからない」が44.4%と最も多く、次いで「これまで利用したことはないが、今後利用したい」が31.7%となっています。



「19.」で「利用するつもりはない」「わからない」を選んだ方

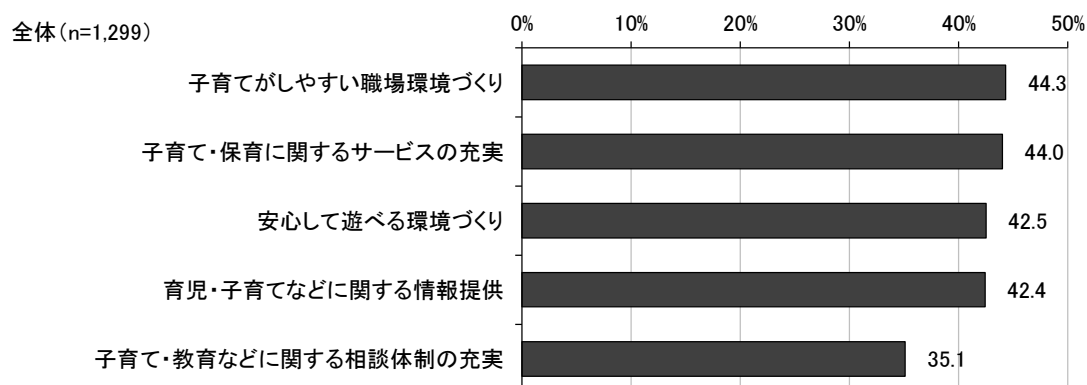
20. 上記の回答を選んだ理由は何ですか。(3つまで○)

成年後見制度を利用しない、わからない理由についてみると、「制度をよく知らないから」が58.5%と最も多く、次いで「利用する必要がなさそうだから」が33.1%となっています。



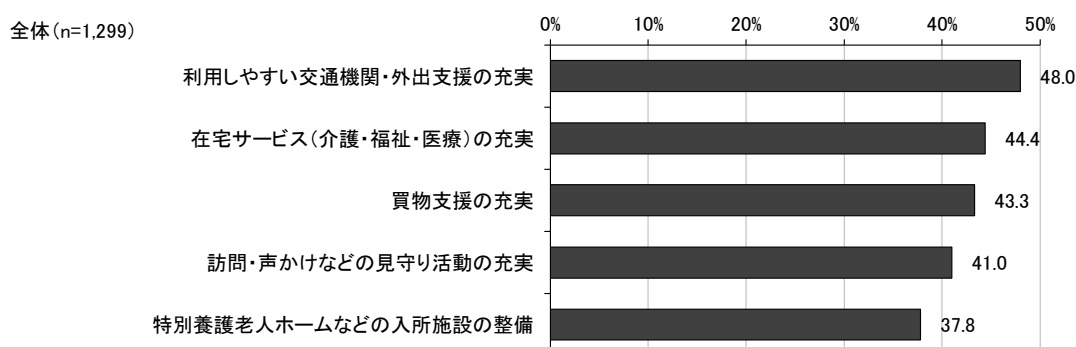
21. 子どもを健やかに育てるために、次の取り組みのうち、重要だと思われるものはどれですか。
(あてはまるものすべてに○)

子どもを健やかに育てるために重要だと思う取り組みについてみると、「子育てがしやすい職場環境づくり」が44.3%と最も多く、次いで「子育て・保育に関するサービスの充実」が44.0%となっています。



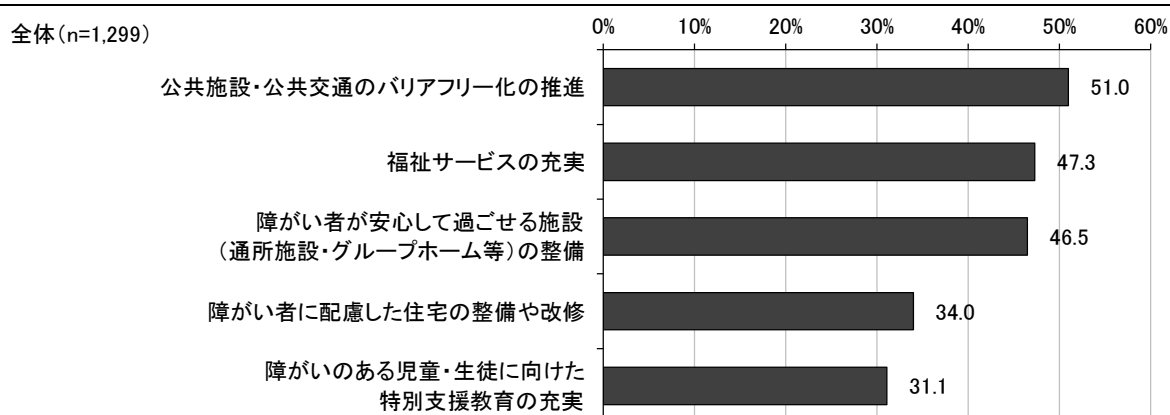
22. 高齢者が安心して暮らしていくために、次の取り組みのうち、重要だと思われるものはどれですか。(あてはまるものすべてに○)

高齢者が安心して暮らしていくために重要だと思う取り組みについてみると、「利用しやすい交通機関・外出支援の充実」が48.0%と最も多く、次いで「在宅サービス(介護・福祉・医療)の充実」が44.4%となっています。



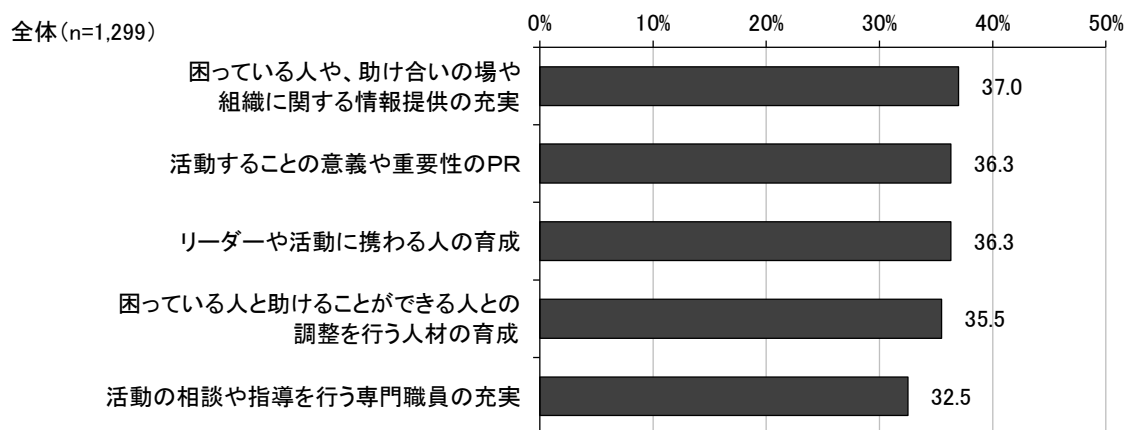
23. 障がいのある人が安心して暮らしていくために、次の取り組みのうち、重要だと思われるものはどれですか。(あてはまるものすべてに○)

障がいのある人が安心して暮らしていくために重要だと思う取り組みについてみると、「公共施設・公共交通のバリアフリー化の推進」が51.0%と最も多く、次いで「福祉サービスの充実」が47.3%となっています。



24. 地域における助け合い、支え合い活動を活発にするためには、どのようなことが重要だと思いますか。(あてはまるものすべてに○)

地域における助け合い、支え合い活動を活発にするために重要だと思うことについてみると、「困っている人や、助け合いの場や組織に関する情報提供の充実」が37.0%と最も多く、次いで「活動することの意義や重要性のPR」、「リーダーや活動に携わる人の育成」がともに36.3%となっています。



(2) 関係団体ヒアリング調査より

①調査の目的

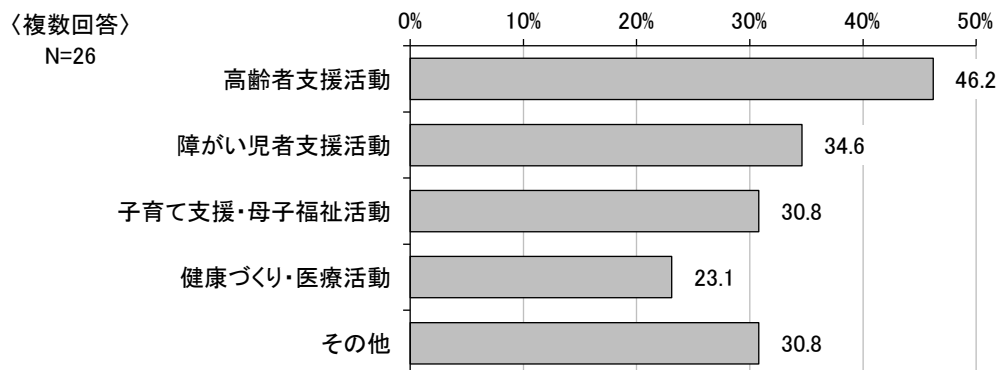
本計画を策定するにあたり、市内の地域活動団体を対象に、活動の状況や活動を通じて感じる地域の課題、今後の活動の方向性や連携意向等を伺うことで、活動実践者からみた本市の地域課題を把握し、その後の施策検討における資料として活用することを目的に調査を実施しました。

②調査の概要

- ◇調査対象者：市内で活動を実施している団体(協力団体数:26団体)
- ◇調査期間：令和4年2月10日(木)～2月28日(月)
- ◇調査方法：郵送による配布・回収及びデータ(メール)による配布・回収

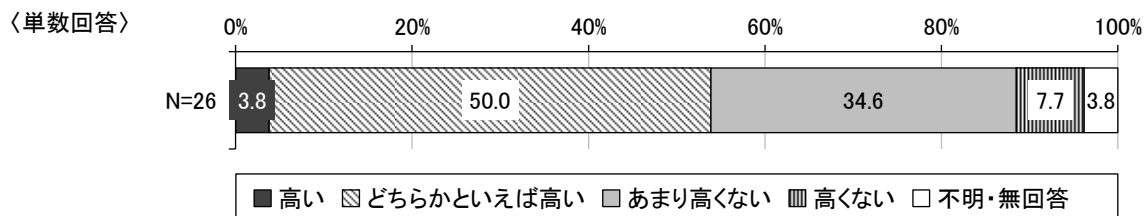
1. 貴団体の取り組みの分野は、次のどれにあてはまりますか。(あてはまるものすべてに○)

団体の取り組みの分野についてみると、「高齢者支援活動」が46.2%と最も多く、次いで「障がい児者支援活動」が34.6%、「子育て支援・母子福祉活動」が30.8%となっています。



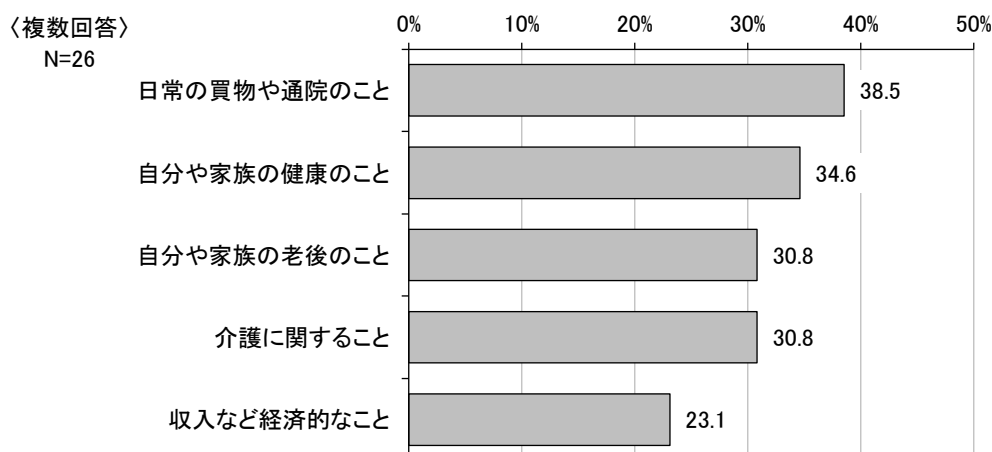
2. みやま市における住民相互の助け合いに対する意識は高いと感じますか。(あてはまるもの1つに○)

住民相互の助け合いに対する意識は高いと感じているかについてみると、「どちらかといえば高い」が50.0%と最も多く、次いで「あまり高くない」が34.6%、「高くない」が7.7%となっています。



3. 普段の活動の中で、地域の人からどのような困りごとの相談がありますか。(あてはまるものすべてに○)

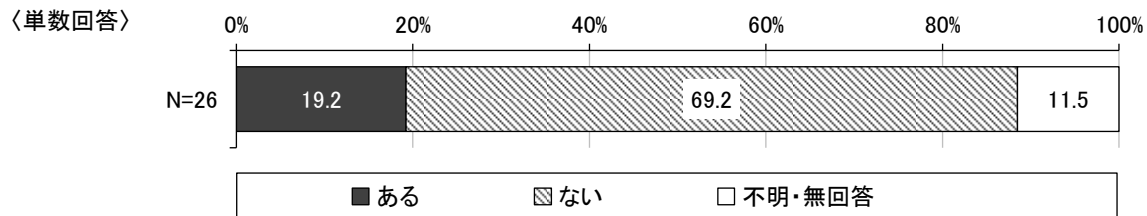
普段の活動の中で、地域の人から相談のある困りごとについてみると、「日常の買物や通院のこと」が38.5%と最も多く、次いで「自分や家族の健康のこと」が34.6%、「自分や家族の老後のこと」「介護に関すること」が30.8%となっています。



4. 困りごと等の相談をされたとき、既存の公的福祉サービス※の紹介等では解決できず困った経験はありますか。(あてはまるもの1つに○)

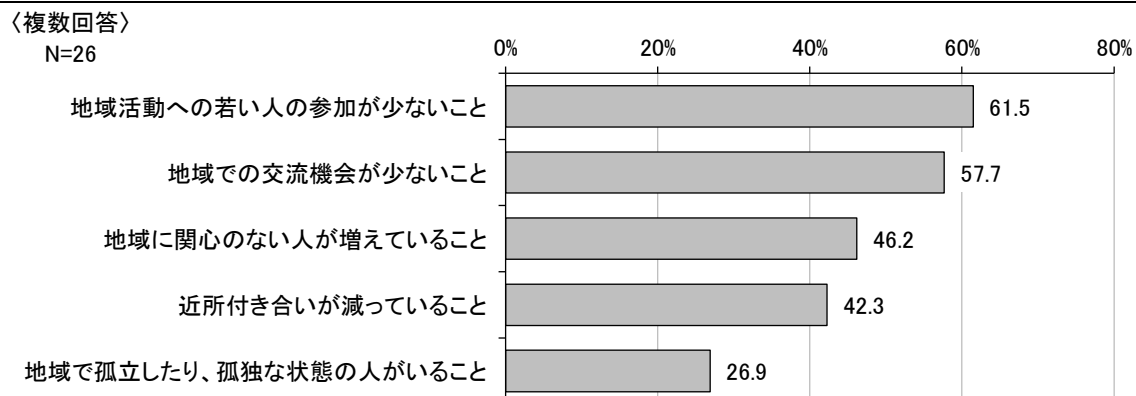
(※公的福祉サービスとは:児童福祉サービス、障がい福祉サービス、介護保険サービスなど)

困りごと等の相談をされたとき、既存の公的福祉サービスの紹介等で解決できず困った経験の有無についてみると、「ない」が69.2%、「ある」が19.2%となっています。



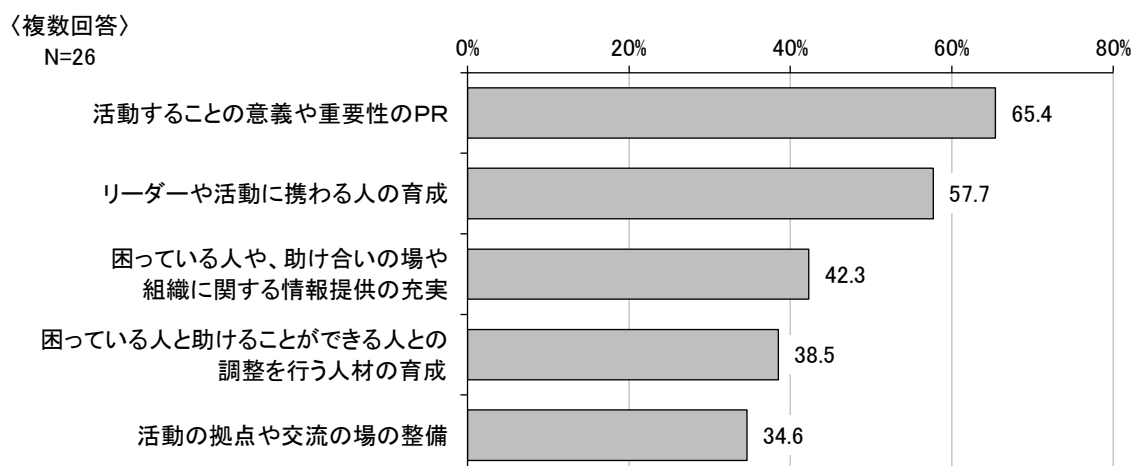
5. 普段の活動の中で、地域にはどのような課題があると思いますか。(あてはまるものすべてに○)

普段の活動の中で、地域にあると思う課題についてみると、「地域活動への若い人の参加が少ないこと」が61.5%と最も多く、次いで「地域での交流機会が少ないこと」が57.7%、「地域に関心のない人が増えていること」が46.2%となっています。



6. 地域における助け合い、支え合い活動を活発にするためには、どのようなことが重要だと思いますか。(あてはまるものすべてに○)

地域における助け合い、支え合い活動を活発にするために重要だと思うことについてみると、「活動することの意義や重要性のPR」が65.4%と最も多く、次いで「リーダーや活動に携わる人の育成」が57.7%、「困っている人や、助け合いの場や組織に関する情報提供の充実」が42.3%となっています。



(3) グループインタビューより

①実施目的

市内の地域活動団体を対象に、活動の状況や活動を通じて感じる地域の課題、また市や社会福祉協議会への意見等含め、「生の声」をお聞きすることを目的に実施しました。

②開催日時・会場

開催日時	会場
令和4年 6月25日(土) 9:30～	高田総合保健福祉センター「あたご苑」

③参加・協力団体

- ・みやま市老人クラブ連合会
- ・みやま市身体障がい者福祉協会
- ・高田町障がい児者親の会
- ・みやま市子ども会育成連絡会議
- ・みやま市ボランティア連絡協議会
- ・みやま市民生委員児童委員協議会
- ・一般社団法人 山門青年会議所

④実施方法

テーマの①と②について、質問者(ファシリテーター)の問いかけに応じながら、意見をうかがいました。

テーマ①: 普段の活動の中で、住民からどのような困りごとの相談があるか。また、困りごと等の相談をされたとき今ある福祉サービスの紹介等では解決できず困った経験はあるか。ある場合は、「こんな支援があれば」と思ったことがあれば、その内容について

テーマ②: 団体が活動を行う上で困っていることはあるか。また、市や社会福祉協議会を含め、ほかの機関や団体に協力してほしいこと、一緒に取り組んでみたいことはあるか(こんな協力が得られれば、こういう活動をしてみたい、といったことについて)

⑤結果の概要

主な意見として、以下のような意見があげられました。

災害対策の充実

- ・災害時・避難時の障がいのある人のトイレの問題や、不慣れな環境でパニックを起こす子どももいる。そうした場合の配慮があるとよいと思う
- ・身近な地域の避難所情報などをもっと提供してほしい

買物支援、移動支援の充実

- ・障がいのある人が使えるような移動手段、移動支援を充実してほしい
- ・地域の困りごとについてアンケートをとった。病院通いや買い物などの意見が多かった。また、今は大丈夫でも5～10年後は困るだろうという意見も多かった

地域や団体間での交流・連携の促進

- ・向こう三軒両隣の付き合いが難しい状況になっているが、それを再構築していけるようになればいい
- ・障がいのある方が家族にいと家族はとじこもりがちになる。もっと地域とつながる場や交流できる場があれば
- ・会員の中心が20～30代ということもあり、活動の対象も若年層に目が行きがちになるが、もっと色々な世代が関われる場があれば、そこから活動のヒント、糸口が見つかるのではないかと感じる
- ・地域の相談から認知症の方の支援につなげたことがある。地域から民生委員につないでもらい、そこから関係機関の支援につなぐことが大切

会員の減少・高齢化、役員のなり手不足への対策

- ・会員減少や役員(お世話役)のなり手が少ないため、今後はクラブごと消滅することもあり得る
- ・後継者の確保が喫緊の課題
- ・会員の高齢化が進行しており、活動の縮小が見受けられる

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、活動が難航している

- ・感染拡大やそれに伴う行動制限もあり、行事や活動への参加が半分に減った
- ・感染拡大により民生委員の活動がしづらい状況がある
- ・感染拡大で学校と連携したジュニアボランティア養成講座が中止となった

その他

- ・さまざまな人が地域の課題を自分ごととして捉え、解決に向けた機運を高めていくような場を増やしたり、解決に向けた取り組みができる場づくり、活動ができればと考えている
- ・社会福祉協議会にはボランティアの活動等を導くようなコーディネーターの資格取得や研修など、コーディネーターの育成に協力してもらいたい
- ・知的障がいのある人は一人で生活することが難しく、親亡き後が一番の課題であり、団体として多く相談を受ける
- ・コロナ禍でも自分たちでできる勉強をしようと、研修会の企画等行っている。今後も自発的に研修や講習の機会を設けていきたい

(4) 地域座談会より

①実施目的

市民の方々の「生の声」をお聞きすることにより、アンケート調査だけではくみ取れない地域の課題等を把握することを目的に実施し、校区社会福祉協議会を中心に市民の皆様に参加いただきました。

②開催日時・会場・参加者数

開催日時	会場	校区	参加者数
令和4年 3月12日(土) 9:30~11:30	高田総合保健福祉センター「あたご苑」	山川南部	4名
		山川東部	5名
		飯江	5名
		竹海	6名
令和4年 3月12日(土) 13:30~15:30	高田総合保健福祉センター「あたご苑」	江浦	7名
		二川	6名
		開	6名
		岩田	6名
令和4年 3月13日(日) 9:30~11:30	みやま市消防本部	本郷	5名
		上庄	5名
		下庄	6名
		南	6名
令和4年 3月13日(日) 13:30~15:30	みやま市消防本部	大江	7名
		水上	6名
		清水	7名

③テーマと進め方

「校区のこれからを考える」をテーマに、それぞれのグループでワーク①～③に取り組みました。

ワーク①:わたしたちが思う校区の理想像

校区の理想像について自由に思い描き、意見を出し合いました。

ワーク②:わたしたちの校区の今

「なぜ①の理想像を思い描いたのか」を入口に、校区の現状や理想像とのギャップについて、自由に意見を出し合いました。

ワーク③:これから5年間、わたしたちにできそうなこと

①で出た理想像に近づくために、今後5年間地域でできそうなこと、取り組んでいきたいことについて、意見を出し合いました

④結果の概要

ワーク①・② わたしたちが思う校区の理想像と、校区の今（現状）

理想像や現状について、以下のような意見があげられました。（主なものを抜粋し掲載しています）

区分	内容	
	理想	現状
地域活動	・地域住民が気軽に集まれる場所がある ・ボランティアへの意識が高い ・あいさつや声かけが活発な地域である ・近所付き合いや地域活動に関わりやすい地域である	・地域に公民館など集まるところがない ・伝統行事や地域の役職、ボランティア等さまざまな場面で手不足している ・ふれあい・いきいきサロンの継続に係る問題（高齢者の参加困難、後継者不足）がある ・自治会加入率が低くなっている ・高齢者が活躍できる場が不足している ・地域活動に対して非協力的な人が増えたり、参加意識の低下がみられる
見守り・交流	・近所付き合いや見守りがしっかりできている ・助け合いのできる地域である ・孤独、孤立のない地域である ・気持ちよく近所付き合いができる ・互いに気かけ協力しあえる地域であること ・大人と子どもの見守りや交流のある地域である	・世代間の交流が少なく現状や課題が見えづらい ・転入者との交流の場がない ・近所付き合いが希薄化している（地域の情報が入ってこない） ・30～40年前は地区でソフトボール、運動会等行われていた。現在は人口が減少し地区の交流がほとんどない ・高齢者・子ども会合同の活動がないので同じ行政区の子ども顔さえ知らない
子ども・子育て	・子どもを大切にする地域 ・子どもが元気に暮らせる地域 ・子どもが集い遊ぶ場所がある ・子どもが増えにぎわいがある ・子どもの意見を取り入れる場がある	・若い人や子どもが少ない ・子どもを持つ世帯が少ない（子どもの兄弟はいる、一人っ子は少ない） ・子育てに関する悩みがあってもどこに相談していいのかわからない
若者・雇用	・企業（雇用）が増える	・若い人や子どもが少ない ・若い人たちの意見を聞く場がない
安全・安心	・子どもたちが安心して過ごせる安心安全なまち ・災害時に不安を感じない ・空き家がない ・一人でも安心して暮らせる	・水害が頻発しており災害への不安がある ・空き家が増加している ・放置され危険な空き家がある
伝統・行事	・まつりや農業が引き継がれている ・これまで行っていた行事を復活してほしい ・地域の出事、仕事に積極的に加わっていきける雰囲気がある、消防団、イベントなど	・伝統行事や地域の役職等の担い手が不足している ・少子化や共働きの家庭が多く子ども会の行事も少なくなった ・地域の行事が少なくなり近所付き合いも希薄化している

移動手段、買物、医療	・買物や通院の不安がない ・介護予防や健康増進が進んでいる	・高齢で運転できなくなった際の移動や買物への不安がある ・移動や買物に不便さがあること(車がないと生活ができない) ・地域内での公共交通の手段が不足している
その他	・若者をはじめとして人口が増加する ・ひきこもりの人がいないこと(ひきこもらなくて済む) ・困った時に、相談する人が身近に居る(対応までたどりつける) ・小学校跡地が有効活用されている ・施設整備も含めにぎわいのあるまちである ・自然環境が良い ・企業、ボランティア、学校、社協、行政等が連携・協働できる	・人口減少・超高齢化・人材不足・後継者不足などで活動が大きいうねりとなりにくい ・生活で困っている時相談相手がいない ・相談先がわからない ・自然の遊びがない、下水が垂れ流し 自然に悪い ・地域、市、社協の連携が不足している

ワーク③ これから5年間、わたしたちにできそうなこと

これから5年間、できそうなことについて、以下のような意見があげられました。(主なものを抜粋し掲載しています)

区分	内容
地域活動	・地域の役職者(区長、隣組長、区の世話人)との協力・話し合いを行う ・校区座談会の開催やまちづくり協議会の発足を考える ・区長や役職者に手をあげやすい体制をつくる ・リーダーを育てる、人材(担い手・後継者)を発掘し、育成する ・①意見交流・議論の場を増やし情報の共有を図る⇒②地域・市社協・市の意見交換の場をつくる(校区座談会、地区連絡会、市・校区社協連絡会など)⇒③活動目標・課題等を共有し、ふり返しを行う ・ボランティアや集会参加におけるポイント制度の導入の検討 ・ボランティアへのゆるい参加(不参加者を責めない)の促進 ・地域の組織図をくみなおし、生活しやすくする(ムダをなくし、節税) ・学校が統合後も昔のように地区対抗の運動会をする ・高齢男性のサロン活動への参加促進 ・環境保全委員会活動の充実化→交流目的※毎月 ・今年行政区の班長になるので、市の配布物は独居老人宅には手渡しをしたい
見守り・交流	・自ら出事や交流の場に出向いていく ・見守り等により孤立を防止する ・ひとり暮らし高齢者だけでなく高齢夫婦世帯にも訪問による見守りを行う ・若者と高齢者とのコミュニケーションの場所を設ける ・ひとり暮らし高齢者に向けた電球替え等のちょっとしたお手伝い ・地域・校区のスポーツ行事等への参加(体の状況と相談して) ・ひきこもり・閉じこもりの方に対して、声かけ・見守りをする ・地域の集会所を利用し、子どもや高齢者等がふれあう機会を年2回位持つ ・見守り活動の充実のために→①孤独感を感じそうな人の見直し→②見守り方(方法)→③活動 ・市民食堂の開設。はじめは期間限定で市民センターを利用するなどして

子ども・子育て	・学校と連携して子どもの見守りや祭りを行う ・子どもたちを含め近所への声かけや助け合いを行う ・長期休み等にも活用できる子どもの居場所づくり ・子どもの居場所づくり(ルフランの活用) ・子どもの見守り会員をPTA等と協力して増やす ・学校→地域→行政のさらなる関係強化 ・昔のように地域の大人が子どもたちへ注意をする勇気をもつ ・「助けて」と声をあげられる子どもを育てる(教育)
若者・雇用	・世代間の価値観の違いに寛容になる ・学校との連携…若い人たちが地域のことを考える(学生・生徒) ・若者と老人とのコミュニケーションの場所を設ける ・若者がどうやったら住み続けたいか調査する
安全・安心	・自主防災組織の結成を図る ・災害時に互助組織が機能する仕組みづくり ・空き家を活用したふれあいの促進 ・どのような問題があるかを話し合いながら防災マップを作る ・危険箇所の把握はしてあるが対策を考えていく ・防災面の公助・共助・自助を明確にする ・防災について話し合う、60年間で大きな災害が3回。行政と連携し、防災意識を高めたい ・災害からの避難活動と呼びかける体制をつくる、災害支援連絡協議会発足の検討 ・防災の意識は高まってきたので、もっと地域と消防団との連携が必要
伝統・行事	・自分自身が行事に積極的に参加する ・若者を含めて地域のスポーツ行事等への参加を促進する ・地域の行事等を通して人を育てていく ・子ども会同士合同で行事をしたり、地域の方々とも触れ合えるような行事を保護者と地域の方々とでできれば
移動手段、買物、医療	・移動手段の確保のために地域ボランティアの募集を活発に行う ・運転士を募集する(有償ボランティア)、運行方法は予約制 ・コミュニティバスを買物支援用バスに使えるようにする ・買物支援のため移動販売車や配達の定期便を実現させる取り組み ・移動販売車の巡回…コンビニ、スーパーにお願いする ・コミュニティバスの停留所変更や増便等の要望を出す
健康増進	・自分自身が健康でいるために、運動習慣など ・健康寿命を延ばすことを目標に体力アップ、元気で過ごす ・フレイル予防のための介護ボランティア養成講座へ参加 ・閉じこもりを防ぐため、健康増進、認知症予防のためグラウンドゴルフ大会を増やしたい ・軽スポーツをもっと広めたい(ふれあい・いきいきサロン等で)
その他	・地域の自然環境を守っていく活動の推進 ・介護等について自分の体験を通しての話し相手(アドバイス役)になる ・地域の産業を守るために地産地消を心がける ・自然を守るために脱炭素や自然エネルギーの利用を考える ・耕作放棄地の活用で野菜や花を育てる。大人、子どもの参加の場 ・散歩の途中にゴミ拾いをする ・住民が増えるように市街化区域の範囲を広げてほしい ・自分の価値観を押しつけない、多様化に寛容になる ・ひきこもりがちな人の活動の場づくり→人を支援することで力がわくかも ・利用しやすいシルバー人材センターの活用 ・行政との話し合い、ノータッチではなくしっかりと反映してほしい

3 第2次計画のふりかえり

(1) 基本目標1 みんなで支え合う連携体制づくり

地域福祉計画

①第2次計画の施策

- 地域福祉のネットワークづくり
- 緊急時の連絡・支援体制づくり
- 各種団体との連携強化

②主な取り組み

- 避難行動要支援者の円滑な避難の推進に向けて整備している避難行動要支援者名簿には、現在約1,900人が登録されており、うち、約24%の方の個別避難計画を作成しました。

③第3次計画に向けて

- 引き続き、地域の自主防災組織と連携し、避難行動要支援者の個別避難計画の作成に努めます。また、計画作成を促進するため、市内の介護・福祉施設の福祉専門職による個別避難計画の作成に取り組みます。

地域福祉活動計画

①第2次計画の施策

- 福祉活動や公民館活動の連携及び福祉関係者との連携と共存
- 災害時の防災体制や避難行動要支援者支援体制づくり
- みやま市社会福祉協議会と各種団体との連携強化と活性化

②主な取り組み

- コロナ禍においては、校区社会福祉協議会と連携し、感染防止を講じた活動の継続を図り、また地域活動が停滞しないよう、感染拡大防止のための物品の整備や、配布物を用いての訪問・声かけの推進など、地域のつながりを維持するための取り組みを展開しました。
- ふれあいネットワーク事業では、コロナ禍による接触機会の減少に伴い孤立化が進行しないよう、訪問や対面をしなくても気かけが行えるよう活動の工夫を図りました。
- 市とみやま市災害ボランティアセンターの設置・運営に関する協定書を締結しました。

③第3次計画に向けて

- 各行政区内での情報交換を行う機会が1割程度であり、ふれあいネットワーク活動で得た情報の共有が不十分であるため、今後は見守り活動を行う必要性の周知と見守り体制の充実を図ります。
- 課題を持つ当事者やその家族が孤立することを防ぐために、今後は当事者相互が交流し、情報の共有ができる環境づくりを支援していきます。
- 地域ふれあい食堂を運営する各団体が自主的・継続的な活動ができるように、運営支援を行っていきます。また、団体同士が情報交換する機会をつくり、活動の充実を支援していきます。
- 市と締結した協定書をもとに、みやま市災害ボランティアセンター連携会議を開催し、より具体的な支援体制の構築を行っていきます。また、近隣社会福祉協議会と連携できるように、合同で災害ボランティアセンター設置運営訓練を行っていきます。

(2) 基本目標2 福祉のまちづくり活動の拠点づくり

地域福祉計画

①第2次計画の施策

○地域福祉活動の場づくり

○公民館などの地域資源の利用促進

②主な取り組み

○公民館等を使用して、介護予防サポーター(一定の養成研修を修了した市民)を中心とした介護予防事業「元気クラブ」を市内10箇所で開催しました。

○将来を担う子どもを安心して生み育てることができるよう、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制を充実させるために、子育て世代を包括的に支援する拠点として「みやま子育てサポートセンター」を開設しました。妊産婦や保護者の相談に保健師等の専門職が対応するとともに、必要な情報提供や関係機関と連絡調整等に取り組みました。

○統廃合により廃校となった小学校の有効活用を推進しました。旧山川南部小学校では、カフェ開店をめざしている店主が日替わりで出店する「ルフランカフェ」を開設するなど、市内の新たな活力・交流の拠点となる取り組みを進めました。

③第3次計画に向けて

○コロナ禍の新しい生活様式を踏まえての、地域活動や趣味講座及び介護予防教室、地域が主体となる通いの場に参加できる環境の整備を図ります。

地域福祉活動計画

①第2次計画の施策

○市民が主体となって地域福祉活動をする場づくり

○小地域福祉活動拠点としての公民館などの活用促進

②主な取り組み

○コロナ禍でのふれあい・いきいきサロン開催にあたって、感染拡大防止のための注意事項等が書かれたチラシの配布や、非接触式体温計・手指消毒液の貸出を行いました。

○環境の違いによるサロン活動に係る負担の偏りを減らすため、施設利用料・冷暖房使用料補助金を新設しました。

○サロン活動を始めたい人の負担を減らすため、新規立ちあげ補助金を新設しました。

○気にかけてが必要な人を地域全体で見守る仕組み「ふれあいネットワーク活動」について、校区社会福祉協議会や行政区と連携し、活動を周知する場や活動について話し合う場、情報交換を行う場の開催に努めました。

③第3次計画に向けて

○ふれあい・いきいきサロン活動は、平成30年度は107箇所、令和4年度では104箇所で開催されています。気軽に参加できる地域の交流拠点として、ふれあい・いきいきサロン活動を継続して支援していきます。

○感染症等でサロンの開催が困難な状況にあっても活動の維持・継続を図るための支援を行います。

○座談会を毎年開催し、校区の現状や課題、これからについて、住民同士で話し合う機会を促進していきます。

(3) 基本目標3 福祉のまちづくりに関する意識づくり

地域福祉計画

①第2次計画の施策

- 広報・啓発活動の推進
- 交流機会の充実
- 福祉教育および体験学習の推進

②主な取り組み

- 子育て世帯への情報提供の充実に向け、本市の子育て支援情報のお知らせや予防接種スケジュールの管理機能も持つみやま市子育て応援アプリ「すくすくみやま」の提供を開始しました。
- 健康・福祉フェスタで、健康・福祉に関わる団体や活動内容を広く市民にPRしました。
- 市民の協力のもと、子どもの居場所づくりや、地域で活躍している人を招いて特別授業を行うゲストティーチャー、職場体験等を行いました。

③第3次計画に向けて

- 健康・福祉に関わる団体や活動内容を広く市民にPRし、地域福祉活動への参加や理解の促進に努めていきます。

地域福祉活動計画

①第2次計画の施策

- 社会福祉協議会のホームページや社協だよりの充実などをはじめとした広報・啓発活動の推進
- 地域の交流支援と地域住民の意見による企画の実施
- 地域における福祉教育と交流体験の実施

②主な取り組み

- 社協だよりを年4回発行し、地域福祉活動に関する周知・啓発を行いました。
- 健康・福祉フェスタ(令和元年度まで開催、令和2年度以降は新型コロナウイルス感染症の影響で中止)で、健康・福祉に関わる団体や活動内容を広く市民にPRしました。
- 子どもから大人まで福祉について関心を持ち、身近な場所で学ぶことができるよう、出前講座や市民福祉講座の内容を検討、新設しました。

③第3次計画に向けて

- 福祉に関心を持ってもらえるような情報を提供していきます。
- 幅広い世代に関連する内容だけでなく、マイノリティなテーマも設定していきます。周知についても工夫し、福祉の意識づくりに努めます。
- 今後もさまざまなテーマの出前講座を検討するとともに、福祉読本の活用や福祉協力校助成と関連させながら、子どものころからの福祉教育の推進に努めます。

(4) 基本目標4 福祉のまちづくりを担う人材づくり

地域福祉計画

①第2次計画の施策

- 地域リーダーなどの育成支援
- ボランティアの育成
- よりよい近所付き合いづくり
- 社会福祉協議会の機能充実

②主な取り組み

- 高齢者のボランティア活動の促進と介護予防の推進を目的にスマイルポイント事業を行いました。
- 福祉教育や地域包括ケアシステムの推進を目的に、市内小学校と連携し小学生向けの認知症サポーター養成講座「オレンジ教室」を開催しました。
- 地域福祉計画の取り組み状況について、みやま市地域福祉計画協議会や校区社会福祉協議会連絡会に概要説明を行いました。
- 地域福祉活動の中心となる社会福祉協議会の活動を支援しました。

③第3次計画に向けて

- 小・中学生及び高校生を対象とした「認知症サポーター養成講座」を拡大し、認知症を正しく理解することで認知症の方が安心して、地域で暮らせるまちづくりを進めます。
- 引き続き、みやま市地域福祉計画協議会等に地域福祉計画の取り組み状況を報告します。
- 社会福祉協議会の活動を支援し、地域福祉活動の充実を図っていきます。

地域福祉活動計画

①第2次計画の施策

- 地域住民による地域課題の解決と地域リーダーの育成
- ボランティア意識の向上と活用促進
- 小地域福祉事業の推進と地域福祉活動の促進
- 信頼される社会福祉協議会づくりと地域福祉活動計画の推進

②主な取り組み

- ボランティアセンターにおいて、ボランティア活動保険の加入手続きや助成金を含めた活動に関する相談対応、関連団体とのコーディネートを行いました。
- 令和元年度より各校区に担当者を配置し、校区社会福祉協議会と連携しながら地域の福祉課題解決に向けた取り組みができるよう体制を整備しました。
- 校区社会福祉協議会連絡会において、市及び社会福祉協議会より地域福祉計画・地域福祉活動計画の報告をそれぞれ行いました。
- 地域に暮らす人たちが生活の中で感じていることを話し合うことで、地域の現状や課題を知り、地域のこれからについて考えることを目的とした、地域座談会を開催しました。

③第3次計画に向けて

- 人口減少をはじめ、定年延長や共働き世帯の増加の影響によりボランティア活動を行う市民は減少しています。生活の一部にボランティア活動を取り入れてもらえるような情報発信や活動支援を行っていきます。
- 今後もボランティアセンターを運営し、ボランティア活動にあたっての各種支援を行います。
登録団体数：55団体681名(平成30年度)→48団体482名(令和4年4月1日現在)
相談・コーディネート件数：223件(平成30年度)→184件(令和4年4月1日現在)
- 校区社会福祉協議会による地域福祉活動が充実したものとなるよう課題別研修会を開催していきます。

(5) 基本目標5 福祉サービスの適切な利用体制づくり

地域福祉計画

①第2次計画の施策

- サービスの適切な利用につながる情報提供
- 相談体制の充実
- 権利擁護の推進
- サービスの質の確保

②主な取り組み

- 子育て世帯への包括的な相談支援の推進に向け、ワンストップ型の相談窓口として、子育て世代包括支援センター(みやま子育てサポートセンター)を設置しました。
- 出産後の母親の心身のケアや育児サポートを目的とする産後ケア事業を行い、みやま子育てサポートセンターの機能の充実・強化を図りました。
- 障がい者基幹相談支援センターを設置し、相談体制や事業所への情報提供等の充実を図りました。
- 住民の移動手段の確保・充実とさらなる多様化、運転手不足の解消に向け、コミュニティバスの1路線として自動運転の運行を開始しました。
- 就労に必要な知識等が不足している、社会との関わりに不安を抱えている等の理由で就労が不安な方に対し、支援を行い就労に結び付ける就労準備支援事業を開始しました。

③第3次計画に向けて

- DVや虐待などの事案が増加傾向にあり、早期の適切な対応が必要となることから、要保護児童対応アドバイザーを配置し、さらなる支援体制の充実・強化に努めます。
- 障がい者基幹相談支援センターを中心に、相談体制の充実や情報提供を行い、地域における生活の支援に努めます。
- 「みやま市地域公共交通計画」に基づき、コミュニティバスの運行見直しなど、公共交通機関の利便性の向上や持続可能な地域公共交通の確保に努めます。

地域福祉活動計画

①第2次計画の施策

- 社協だより・地域広報誌・出前講座などによる情報提供
- 相談窓口の対応力向上と各種情報交換の場の充実
- 権利擁護制度の周知と推進 ○役立つ情報の提供とサービスの質の改善

②主な取り組み

- ファミリー・サポート・センターの利用の推進に向けて、周知を行いました。また、ニーズに対応するため養成講座を行いました。
- 日常生活自立支援事業を受託し、福祉サービスの利用援助や金銭管理等の支援を行いました。
- 制度の狭間にある生活困窮者に対し、必要に応じて生活必需品の提供を行いました。即応性を高めるため、物品を提供できる民間企業等の協力機関の登録を進めました。

③第3次計画に向けて

- 権利擁護に対する認知が低く、特に成年後見制度を知っている方は2割程度しかいません。出前講座等による周知活動と利用しやすい体制づくりを整備していきます。
- 福祉に関する相談先がわからない方が約半数おり、相談につながったものの課題が複雑で支援が難しいケースが増えています。今後は容易に福祉サービスの情報が入手できる環境づくりと地域ニーズにあわせたサービス提供の体制づくりの構築を図ります。
- コロナ禍により収入が減少した世帯に対し特例貸付を約300件行いました。その後の生活状況を個別に訪問して状況把握を行います。また、必要に応じて関係機関と連携して生活再建を図ります。また、引き続き、生活困窮者自立支援ネットワークの登録者数を増やしていきます。
- ファミリー・サポート・センターの利用の推進に向け、予想されるニーズの増加に備え、市民による支援体制づくりを進めます。



4 みやま市の福祉課題と今後の方向性

(1) 啓発活動の推進と担い手の育成

①課題まとめ

- 統計調査の結果をみると、高齢化の進行や、高齢者のみ世帯の増加、知的障がい・精神障がいの方の増加など、支援が必要な人が増加している事がわかります。
- 住民意識調査や関係団体ヒアリング調査の結果をみると、住民同士での助け合いの意識の醸成に課題があることがうかがえます。
- 地域座談会においても、「伝統行事や地域の役職、ボランティア等さまざまな場面でなり手が不足している」「ふれあい・いきいきサロンの後継者が不足している」等の意見のほか、「自治会加入率が低くなっている」等の意見もあげられています。

②取り組みの方向性

- 少子高齢化を背景とした人口減少が急速に進む昨今において、福祉に対するニーズの増大や身近な福祉の担い手不足といった問題が全国だけでなく本市でも発生しています。地域における支え合いの担い手の確保と育成を継続的に行うとともに、今後の福祉の重要性や地域が担う役割などについての周知・啓発を充実させ、本市における福祉の基盤づくりを進める必要があります。

③第3次計画の主な取り組み

- 地域福祉計画
認知症サポーターの養成の推進(78頁)、民生委員・児童委員活動への支援(83頁)、ボランティア活動の啓発(85頁)
- 地域福祉活動計画
出前講座の開催(78頁)

(2) 地域活動や交流の促進

①課題まとめ

- 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う新しい生活様式への転換により、地域での活動の自粛や内容の見直しが行われ、市民の交流の機会が減少しています。また、閉じこもり等による孤独・孤立の加速も懸念されています。
- 住民意識調査の結果をみると、地域課題や地域活動への関心がない方が一定数いることがうかがえます。
- 関係団体ヒアリング調査では、地域活動への若い人の参加が少ないことや、地域での交流機会が少ないことが課題としてあげられています。
- 地域座談会においても、「世代間の交流が少なく現状や課題が見えづらい」「近所付き合いが希薄化している(地域の情報が入ってこない)」等の意見のほか、「転入者との交流の場がない」等の意見があげられています。

②取り組みの方向性

- 地域活動に協力的な方や、自発的に参加しているという方がいる一方で、地域活動に関心がない方が一定数いることも住民意識調査からうかがえます。価値観の変化やライフスタイルの多様化が進み、個人主義が広まりつつある状況ではあるものの、地域とのつながりの大切さを一人ひとりが再認識し、それぞれが可能な範囲で地域活動や見守り等に関わることや、さまざまな世代や立場の住民同士が集まり意見交換をする場を持つことが求められています。また、学校等と連携した福祉教育の充実が求められています。

③第3次計画の主な取り組み

- 地域福祉計画
民生委員・児童委員と連携した見守りの推進(61頁)、避難支援体制の強化(63頁)
- 地域福祉活動計画
ふれあいネットワーク事業(59頁、61頁)

(3) 多様化・複雑化する福祉課題への対応

①課題まとめ

- 従来の支援制度だけでは対応しきれない、福祉課題の多様化・複雑化(社会的孤立、老老介護、ひきこもり、8050問題、ダブルケア、ヤングケアラー、虐待等)に伴い、新たなニーズへの対応や課題解決へ向けた取り組みが求められています。
- 関係団体ヒアリング調査では、市民から困りごと等の相談をされたとき、既存の公的福祉サービスの紹介等では解決できないケースがあることがあげられています。

②取り組みの方向性

- 福祉課題の多様化・複雑化、個人主義の加速、地域コミュニティの希薄化など、さまざまな要素が並行して進行しているなかで、本市においても複合的な問題に関する相談が増え始めています。多様化・複雑化する福祉課題に対し、支援を必要とする人をきちんと支援になげられるよう、地域と連携した見守り活動の推進やアウトリーチを含めた相談支援の充実等が求められています。

③第3次計画の主な取り組み

- 地域福祉計画
全庁的な連携の推進(59頁)、生活困窮者自立支援事業(97頁)
- 地域福祉活動計画
生活福祉資金貸付事業(91頁)、虐待の早期発見・通報体制の整備(93頁)

(4) 市民と市、社会福祉協議会の連携の向上

①課題まとめ

- 支援が必要な人が増加している状況や、福祉課題が多様化・複雑化している状況の中では、市民・福祉関係団体・社会福祉協議会・市等が、それぞれの役割を果たし、お互いに力を合わせる関係をつくることが重要です。
- 住民意識調査の結果をみると、地域福祉に関して、市との連携に課題を感じている方がいることがうかがえます。
- 地域座談会においても、地域・社会福祉協議会・行政等との連携が不十分であることや、3者で協議する機会を充実するべきとの意見があげられています。

②取り組みの方向性

- 地域福祉を推進するためには、「自助」「互助・共助」「公助」の視点が重要であり、市民・福祉関係団体・社会福祉協議会・市等がともに活動することが求められています。また、役割分担とともに、連携を強化することで、包括的な支援体制の構築を進めることが求められています。
- 市民のニーズに応じたサービスの提供や相談窓口の機能強化、地域福祉活動を推進するための支援が求められています。

③第3次計画の主な取り組み

- 地域福祉計画
市と社会福祉協議会と市民が一体となった福祉活動の推進(59頁)
- 地域福祉活動計画
市と社会福祉協議会と市民が一体となった福祉活動の推進(59頁)、地域座談会(71頁)

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本的な考え方

(1) 基本理念

だれもが健康で安心して暮らすためには、市民自らによる健康維持などの取り組み(自助)を大切にしながら、従来の地域のつながりや支え合い活動またボランティア活動(互助・共助)、行政の福祉サービス(公助)による課題の解決など、それぞれの役割に基づき健康で安心して暮らせる住みよい地域づくりを進めていくことが求められます。

こうした考え方に立ち、本市のめざす地域福祉の将来像を、第1次・第2次計画に引き続き「だれもが健康で安心して暮らせる福祉のまちづくり」とします。

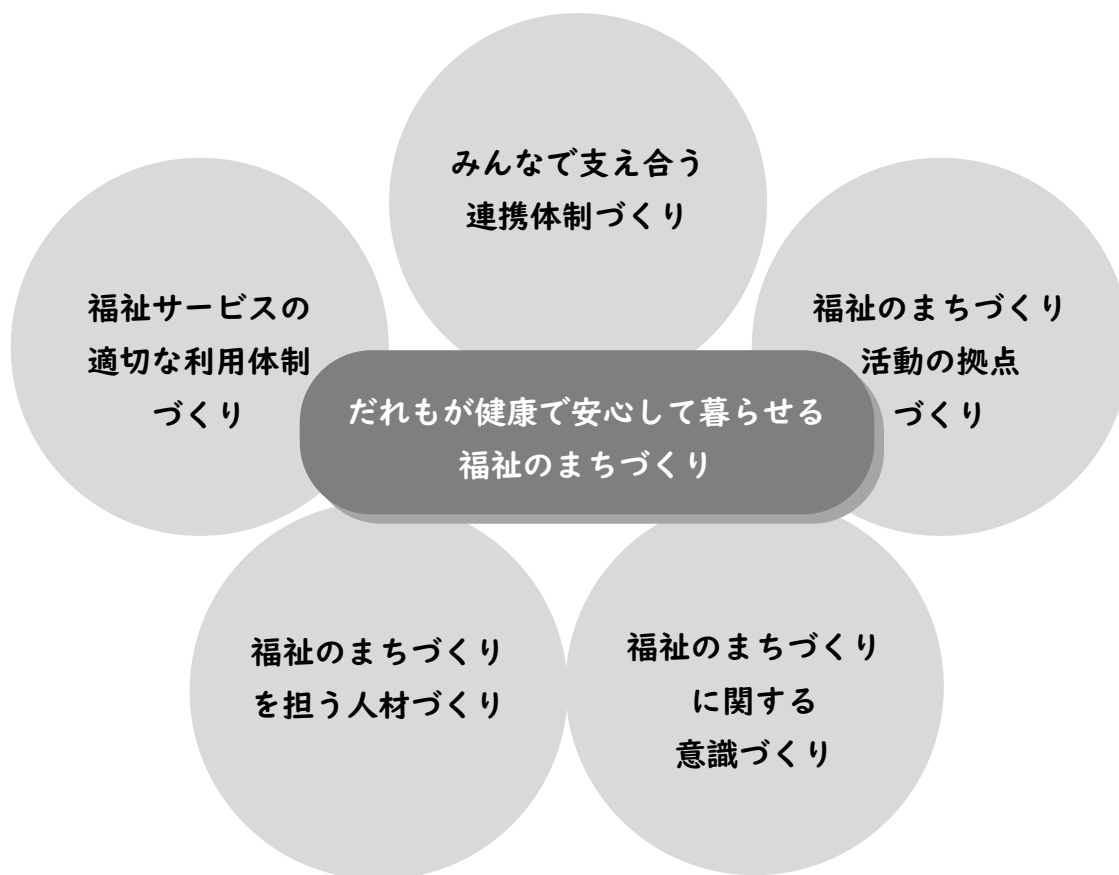
本市のめざす地域福祉の将来像

だれもが健康で安心して暮らせる福祉のまちづくり



(2) 基本目標

「基本理念」を実現するための施策推進の目標を以下のように設定します。



基本目標１ みんなで支え合う連携体制づくり

多様化・複雑化する福祉課題に対応していくためには、行政サービスだけでは限界があります。すべての市民が住み慣れた地域の中で孤立することなく、安心感の高い生活を送ることができるよう、地域の中で暮らし、実情を理解した地域住民や地域の企業・団体、ボランティアなどへ呼びかけてネットワークを形成し、地域の実状に即した効果的な支援策を展開するとともに、コロナ禍で進行した孤独・孤立等の問題についても、地域と連携した見守りの推進等に取り組みます。

基本目標２ 福祉のまちづくり活動の拠点づくり

身近な地域で地域福祉を推進するためには、その活動に参加しやすい環境を整える必要があります。このため、市民センターや地域の公民館等の資源を活用した活動の拠点づくりを支援します。

また、生活上の悩みや困難を持つ人に対し、多様な活躍の場づくりや居場所づくりの推進に取り組めます。

基本目標３ 福祉のまちづくりに関する意識づくり

地域福祉を推進するためには、さまざまな悩みや困難を持つ人への理解や思いやり、助け合いの心など、人と人との温かい心のふれあいが大切です。

このため、地域における連帯感を育み、市民相互の助け合い、支え合いの意識が高まるよう、福祉教育やさまざまな広報活動、また地域行事や活動等を通して、地域福祉に対する理解を深め、人に優しい意識づくりを推進します。

基本目標４ 福祉のまちづくりを担う人材づくり

地域福祉を支えるのは、市民一人ひとりの活動です。人と人々が助け合い、支え合う福祉の心を基本として、活動の推進役となる地域リーダーをはじめ、活動に関わる人材の確保・育成を図ります。

また、多様化・複雑化するさまざまな福祉課題に対して、地域の見守りや相談から必要な支援につなげることができるよう、地域での見守りの促進に取り組めます。

基本目標５ 福祉サービスの適切な利用体制づくり

市民一人ひとりが住み慣れた地域で自立して安心して暮らせるためには、必要なサービスを身近で気軽に利用できる環境をつくることが求められます。このため、障がい者福祉や高齢者福祉、子育て支援や生活困窮者支援等、地域におけるさまざまな福祉ニーズを把握し、適切なサービス利用につながる情報提供や相談体制等の充実を図ります。

また、人権擁護に向けて虐待防止に係る取り組みを推進するとともに、権利擁護の充実に向けて、成年後見制度の利用の促進に係る取り組みを進めます。

(3) 施策の体系

将来像	基本目標	主な施策	市の主な取り組み	社協の主な取り組み
だれもが健康で安心して暮らせる福祉のまちづくり	1 みんなで支え合う連携体制づくり	(1)地域福祉のネットワークづくり	重点 全庁的な連携の推進 重点 市と社会福祉協議会と市民が一体となった福祉活動の推進 保育所等や学校と連携した支援の推進	重点 市と社会福祉協議会と市民が一体となった福祉活動の推進 重点 ふれあいネットワーク事業 当事者支援事業 つどいの広場事業
		(2)地域の見守り体制づくり	重点 民生委員・児童委員と連携した見守りの推進 学校と連携した見守り活動の推進 認知症高齢者等SOSネットワーク みやま市認知症高齢者SOSネットワーク模擬訓練 子育て世代包括支援センター事業	重点 ふれあいネットワーク事業 ふれあい・いきいきサロン支援事業 地域ふれあい食堂支援事業
		(3)防災体制の充実	自主防災組織の結成の促進 消防団員の確保 情報伝達体制の充実 重点 避難支援体制の強化	ふれあいネットワーク事業 災害ボランティアセンター運営事業 安定した福祉サービスの提供
		(4)防犯・安全対策の推進 (みやま市再犯防止推進計画含む)	関係機関と連携した防犯活動 地域と連携した防犯活動 防犯灯設置補助の推進 空き家対策の推進 再犯防止の推進(みやま市再犯防止推進計画)	ふれあいネットワーク事業 ふれあい・いきいきサロン支援事業
		(5)各種団体等との連携強化	社会福祉協議会との連携 民生委員・児童委員との連携の推進 福祉団体への支援の推進 地域包括ケアシステムの早期実現に向けたネットワークの構築 重点 地域福祉計画・地域福祉活動計画の進捗に関する協議の推進	民生委員・児童委員等との連携の推進 重点 地域福祉計画・地域福祉活動計画の進捗に関する協議の推進 生活困窮者自立支援ネットワーク事業 社会福祉法人連携事業 各種団体への支援
	2 福祉のまちづくり活動の拠点づくり	(1)地域福祉活動の場づくり	高齢者の社会参加の促進 障がい者の社会参加の促進 地域と連携した学校運営の推進 あいさつ日本一運動の推進 重点【再掲】地域福祉計画・地域福祉活動計画の進捗に関する協議の推進	ふれあい・いきいきサロン支援事業 校区社会福祉協議会活動支援 重点 地域座談会
		(2)公民館など地域資源の利用促進	小学校跡地の活用 公共施設の利用の促進 類似公民館建設費補助金	つどいの広場事業
	3 福祉のまちづくりに関する意識づくり	(1)広報・啓発活動の推進	地域福祉に関する啓発の推進 虐待防止や権利擁護に係る啓発活動の推進 認知症や障がいへの理解の促進	社協だより・ホームページ 市民福祉講座・セミナー 黄色い帽子の贈呈 社会福祉功労者表彰
		(2)福祉教育及び体験学習の推進	学習機会の充実 【再掲】認知症や障がいへの理解の促進 重点 認知症サポーターの養成の推進	市民福祉講座・セミナー 重点 出前講座の開催 社会福祉協力校に対する助成 福祉教育教材の配布
		(3)交流機会の充実	認知症カフェ 地域子育て支援拠点事業(つどいの広場)	つどいの広場
	4 福祉のまちづくりを担う人材づくり	(1)福祉活動への参加の支援	サロン活動等の促進 地域介護予防防活動への支援 重点 民生委員・児童委員活動への支援 市民協働まちづくり事業補助金	ボランティアセンター事業 ファミリー・サポート・センター事業
		(2)ボランティアへの参加意識の醸成	重点 ボランティア活動の啓発 ボランティアセンターへの支援 介護予防ボランティアの推進	各種団体への支援 ボランティアセンター事業
	5 福祉サービスの適切な利用体制づくり	(1)サービスの適切な利用につながる情報提供	高齢者や障がい者への情報提供の推進 多様な媒体を活用した福祉サービス等の情報提供 出前講座の開催	社協だより ホームページ、SNS
		(2)相談体制の充実	地域包括支援センターの機能充実 子育て相談の充実 生活困窮者自立支援事業 障がい者相談支援事業 学校と連携した相談支援の推進	重点 生活福祉資金貸付事業 生活困窮者自立支援ネットワーク事業 日常生活自立支援事業 心配ごと相談事業
		(3)虐待防止と権利擁護の推進 (みやま市成年後見制度利用促進基本計画含む)	虐待防止の推進 苦情解決制度の周知の推進 成年後見制度の利用の促進(みやま市成年後見制度利用促進基本計画)	日常生活自立支援事業 重点 虐待の早期発見・通報体制の整備
		(4)生活支援サービスの提供	各種事業計画に基づいた福祉サービスの提供 重点 生活困窮者自立支援事業 住宅確保要配慮者への支援 移動支援の推進	地域座談会 ファミリー・サポート・センター事業 社会福祉協議会の機能強化

第4章 第3次みやま市地域福祉計画・ 第3次みやま市地域福祉活動計画

1 基本目標1 みんなで支え合う連携体制づくり

(1) 地域福祉のネットワークづくり

施策の方向性

多様化・複雑化した福祉課題を解決するために、これまでの高齢者、障がい者、子ども、生活困窮者といった「属性別」の支援体制に加え、包括的な支援体制を構築するため、市及び社会福祉協議会、関係団体等との連携の向上に取り組みます。

それぞれの役割について

行政が取り組むこと

- 分野横断的な課題や多様化・複雑化した課題に対応できるよう、全庁的な連携の向上と、切れ目ない支援の提供に努めます。
- 市と社会福祉協議会と市民の3者の協働のもと、地域福祉の維持・向上に取り組みます。
- 保育所や学校等と連携し、さまざまな家庭や子どもを支援する体制の充実に取り組みます。

社会福祉協議会が取り組むこと

- 市・社会福祉協議会・市民の3者の協働のもと、地域福祉の維持・向上に取り組みます。そのための連携体制の構築に向けた会議や座談会等の機会の充実に努めます。
- 住民が安心して生活していくために、団体や機関、事業者との連携・協力を強化し、見守り活動の充実に努めます。
- 民間企業との連携を図り、見守り活動のネットワークづくりを推進していきます。
- 悩みや課題を抱える方の孤立を防止するために、当事者相互の交流機会づくりを推進していきます。

市民・地域が取り組むこと

- 各地域で行われている地域福祉活動に参加・協力します。
- 公民館掃除など、身近な地域行事に参加します。
- 地域の人と声をかけあって、ふれあい・いきいきサロン等の地域の交流の場へ参加します。

市の主な取り組み

No.	取り組み	内容	担当課
1	重点 全庁的な連携の推進	多様化・複雑化した福祉課題(社会的孤立、老老介護、ひきこもり、8050 問題、ダブルケア、ヤングケアラー、虐待等)の解決には、全庁的な連携によるアプローチが必要なことから、庁内各課が連携をとりながら、重層的な支援体制の構築に向けた検討や、庁内が一体となり課題解決に向けた取り組みを進める体制の整備を図ります。	福祉課 介護支援課 地域包括支援センター 子ども子育て課 関係各課
2	重点 市と社会福祉協議会と市民が一体となった福祉活動の推進	市・社会福祉協議会・地域が連携した地域福祉の推進に取り組みます。また、市や社会福祉協議会と市民の3者で話し合う場を設けるなど、協働を推進する取り組みを進めます。	福祉課
3	保育所等や学校と連携した支援の推進	就学前の保育・教育施設、また小・中学校と市が綿密に連携し、さまざまな子どもの育ちを切れ目なく支援する体制の充実に努めます。特に発達や学びに支援が必要な児童・生徒について、就学前から就学後、また進学にあたっての支援体制を綿密な連携のもと検討・調整し、子どもやその家族が安心して成長できる環境づくりに努めます。	子ども子育て課 学校教育課

社会福祉協議会の主な取り組み

No.	取り組み	内容
1	重点 市と社会福祉協議会と市民が一体となった福祉活動の推進	地域福祉計画・地域福祉活動計画をもとに、社会福祉協議会と地域が連携した地域福祉の推進に取り組みます。また、福祉について、市や社会福祉協議会と市民の3者で話し合う場を設けるなど、協働を一層推進する取り組みに努めます。
2	重点 ふれあいネットワーク事業	住み慣れた地域で安心して暮らすため、地域だけでなく民間企業も交えて見守り活動の意識を高める出前講座を開催するとともに異変を感じたときの相談連絡体制の整備に努めます。 また、送迎や移動時に市民の見守りを行い、異常を発見した際は関係機関へ連絡します。さらに独居世帯、高齢者夫婦世帯の方については、必要に応じて民生委員・児童委員と生活状況を共有し連携を図ります。
3	当事者支援事業	同じ課題を持つ人たちが互いに支え合い、孤立を防止するために、情報共有・交換ができる機会づくりを支援するとともに、活動状況の聞き取りを行いながら活動継続のための支援を行います。また、専門的助言が必要な場合は、相談支援に応じ、関係機関や他市町村の当事者団体などを紹介します。
4	つどいの広場事業	当事者相互の交流や育児相談を行いやすい場づくりを行います。また、講習会を開催し、子育てについての学習や相談の機会を設けることで、子育て支援の充実に努めます。

(2) 地域の見守り体制づくり

施策の方向性

隣近所や地域において、地域住民や自治会等の地域組織、事業所等が連携し、子育て世帯や、高齢者世帯、病気や障がいのある人など、地域で支援を必要とする人を見守る活動や仕組みづくりを推進します。

また、誰もが住み慣れた地域で安心して生活を送ることができる体制の整備・充実に取り組みます。

それぞれの役割について

行政が取り組むこと

- 認知症になっても安心して地域で生活できるように、認知症高齢者の見守りネットワークの取り組みを図ります。
- 子どもを安心して生み育て、孤立しない子育てができるよう、民生委員・児童委員等と連携した見守り活動に取り組めます。

社会福祉協議会が取り組むこと

- 校区や行政区内での見守り活動の充実を図るため情報交換会の開催を促し、地域での見守り体制づくりを進めます。
- 地域での交流機会を促し、住民同士のつながりづくりの推進を図ります。

市民・地域が取り組むこと

- 隣近所に住んでいる人と日頃からコミュニケーションを取り、様子を気かけます。
- いつもと違うことに気づいたら、一人で抱え込まずに誰かに相談します。
- 地域の子どもに対する防犯、交通安全指導等、見守り活動を実施します。
- ひとり暮らしの高齢者や障がい者、小さな子どもがいる世帯など、地域に困っている人がいないか、気かけます。

市の主な取り組み

No.	取り組み	内容	担当課
1	重点 民生委員・児童委員と連携した見守りの推進	高齢者世帯等の見守り活動を行っている民生委員・児童委員と連携しながら、支援が必要な人の把握を行うとともに、必要な支援につなげます。	福祉課 介護支援課 地域包括支援センター 子ども子育て課
2	学校と連携した見守り活動の推進	小・中学校と地域の民生委員・児童委員また主任児童委員との連携の促進や情報交換に向けて、毎年各学校で懇談会を開催します。 また、登下校時の安全確保に向け、地域ボランティアと連携した見守り活動を推進します。	学校教育課
3	認知症高齢者等 SOS ネットワーク	認知症高齢者などの行方不明が発生した場合において、警察に行方不明届を出した家族などの申請により、協力者（メール受信登録者）の携帯電話などに、行方不明者の特徴などの情報をメール送信することで、早期発見を図ります。	介護支援課 地域包括支援センター
4	みやま市認知症高齢者 SOS ネットワーク模擬訓練	認知症の人が行方不明になった場合を想定し、地域住民による発見や正しい声のかけ方、付添いの方法を学ぶ機会として、地域の実情に応じてみやま市認知症高齢者SOSネットワーク模擬訓練の実施に向けて取り組みます。	介護支援課 地域包括支援センター
5	子育て世代包括支援センター事業	孤立した子育てにならないよう子育て世代に対し、育児相談等の包括的な支援を行います。また、母子健康手帳交付時の相談や乳児家庭全戸訪問事業の実施等を通じて妊娠、出産及び育児期に養育支援を必要とする子どもや保護者の状況を早期に把握します。子育てに対して強い不安や孤独感等を抱えている場合や、産後うつや育児ノイローゼ等の症状が疑われる場合、虐待の疑いがある場合等は、養育支援訪問事業につなげ、訪問による継続的な相談支援など、重点的な支援を行います。	子ども子育て課

社会福祉協議会の主な取り組み

No.	取り組み	内容
1	重点 ふれあいネットワーク事業	校区単位での福祉推進員・ふれあい活動員の役割説明会の開催を推進していきます。また、区長や民生委員・児童委員を交えて行政区単位での情報交換会の開催を促します。その際は、要支援者や地域の困りごとなど地域の実情を共有し見守り活動の充実を図ります。
2	ふれあい・いきいきサロン支援事業	小地域単位のつながりづくりを目的としたふれあい・いきいきサロンを支援します。また、ふれあい・いきいきサロン内では、互いに日頃の様子を気かけ、見守り活動の一部として機能するよう支援します。活動の継続や活性化のために運営者の情報交換や活動のPRを目的としたイベントの実施、多世代交流の継続と促進を支援します。
3	地域ふれあい食堂支援事業	食事の提供に加え、学習や居場所等の支援機能を併せ持つ場づくりを図り、地域でのふれあいの活性化を図ることを目的とした活動を支援します。また、活動の充実を図るために支援者間の連携を目的とした情報交換会や他市の地域食堂の視察を企画します。

(3) 防災体制の充実

施策の方向性

近年、大雨や地震等の大規模災害が発生しており、本市においても5年連続で大雨特別警報が発表され、土砂災害や洪水被害が発生しています。このような状況のなか、防災体制のさらなる充実が必要となっています。

地震や台風・集中豪雨等の災害発生時に迅速に避難するために、避難支援を要する人の情報を地域と共有し、日頃からの見守り活動の推進や避難訓練の実施など、避難体制の強化と充実を図るとともに、市民一人ひとりの防災・減災意識の向上に向けた取り組みを進めます。

それぞれの役割について

行政が取り組むこと

- 防災基盤や消防体制等を強化するとともに、消防団員の確保と自主防災組織の組織率向上への支援や、防災訓練への支援を実施し、防災や減災対策に取り組めます。
- 災害時に自ら避難できない高齢者や障がい者等避難行動要支援者に対しては、避難行動要支援者名簿を作成し、平常時からの見守りや災害時の避難支援を実施します。また、災害時の迅速な避難支援につなげるため、個別の避難計画の作成に努めます。
- 災害や防災に関する情報伝達体制の充実に努めるとともに、日頃からの防災意識の啓発に努めます。

社会福祉協議会が取り組むこと

- 地域住民相互の助け合いの意識づくりを推進します。
- 発災後の迅速な生活の立て直しを行うための支援体制づくりを進めます。
- 民間企業や団体、機関との連携体制づくりを行います。

市民・地域が取り組むこと

- 地域の防災訓練に参加します。
- 日頃から災害に備え事前の避難準備をします。
- 災害時に避難支援が必要な人を地域で把握し、避難支援の方法を考えます。

市の主な取り組み

No.	取り組み	内容	担当課
1	自主防災組織の結成の促進	令和3年度末時点で自主防災組織の結成率は55.0%となっています。引き続き、自主防災組織の設立に向けた学習会や出前講座を実施し、自主防災組織の結成の促進に取り組みます。	総務課
2	消防団員の確保	広報等を通して消防団への理解と協力を求め、地域と消防団がともに支え合う連携体制づくりに努めます。	消防本部
3	情報伝達体制の充実	災害時の情報伝達体制の充実に向けて、みやまコミュニティ無線(スピーカー)から流れる防災・行政情報を屋内で聞くことができる防災ラジオを貸与します。また、防災メールまもるくんや、緊急速報メール、SNS など情報発信の多重化に努めます。	総務課
4	重点 避難支援体制の強化	災害発生時に自ら避難できない高齢者や障がい者などの避難行動要支援者について、避難行動要支援者名簿を作成し、平常時からの見守りや災害時の避難支援を実施します。また、災害時の迅速な避難支援につなげるため、市内の介護・福祉専門職と連携した個別避難計画の作成に努めます。	総務課 介護支援課 福祉課 地域包括支援センター

社会福祉協議会の主な取り組み

No.	取り組み	内容
1	ふれあいネットワーク事業	平常時の見守り活動の充実を図ることにより、災害時にも助け合うことができるような関係づくりを支援します。
2	災害ボランティアセンター運営事業	災害ボランティア活動を円滑に進めるための運営マニュアル等の見直し及び検討を行い、発災後の迅速な生活再建ができる体制づくりを進めます。また、行政や近隣社会福祉協議会との連携体制づくり、各種団体との顔の見える関係づくりを進めます。
3	安定した福祉サービスの提供	BCP(事業継続計画)の点検、見直しを行い、災害発生時にも福祉サービス提供が継続できる体制を整備します。

（４）防犯・安全対策の推進（みやま市再犯防止推進計画含む）

施策の方向性

近年振り込め詐欺などの特殊詐欺が増加しています。詐欺被害は、気づいた人からの声かけ等により防止できるケースも多く、市民一人ひとりの防犯・見守り意識の向上に向けた取り組みが必要です。被害の中心となりやすい高齢者への啓発に向けて、消費生活センターや地域包括支援センターとの情報共有、警察等の関係機関と連携した防犯まちづくり講座の開催等に取り組みます。また、地域の安全性の向上に向けて、地域と連携した登下校中の児童・生徒の見守りや青パト車による防犯パトロール等に取り組みます。

また、犯罪をした人等が社会で孤立することなく、ともに生きる社会づくりに向けた取り組みを進めます。（本施策は、再犯の防止等の推進に関する法律第8条の規定に基づく「地方再犯防止推進計画」を含みます。）

それぞれの役割について

行政が取り組むこと

- 防犯体制の充実に向けて、消費生活センターや警察等関係機関と連携した防犯活動に取り組みます。また、地域団体と連携した見守り活動や防犯講習会の開催、防犯灯の設置の推進等により、地域の防犯力の向上を図ります。
- 空き家の適正管理に向けた広報・啓発活動を推進します。
- 再犯防止に対する取り組みを総合的に進めます。

社会福祉協議会が取り組むこと

- ふれあいネットワーク活動を通じてお互いに声をかけ合える地域づくりを支援します。
- ふれあい・いきいきサロンを通じて防犯意識の向上に努めます。

市民・地域が取り組むこと

- 悪質商法や「振り込め詐欺」にあわないよう、日頃から家庭の中で話し合います。
- 地区防犯組織の活動に関心を持ち、自分にできる協力をします。
- 不安そうな高齢者など、異変や問題を発見したら、迷わず関係機関に連絡します。
- 罪を犯した人等の生きづらさや背景に目を向け、差別心を持たず、立ち直りを見守ります。
- 保護司会等の更生保護活動について、理解を深めます。

市の主な取り組み

No.	取り組み	内容	担当課
1	関係機関と連携した防犯活動	柳川警察署、柳川・みやま地区防犯協会と連携して防犯教室やパトロール、街頭キャンペーンなどの防犯対策事業を推進します。また、振り込め詐欺等の犯罪被害防止のため、警察、消費生活センターと連携し、ホームページや SNS などを通じた啓発活動を推進します。	総務課 地域包括支援センター
2	地域と連携した防犯活動	地域団体による青パト車での防犯パトロール活動を支援します。また、通学路沿いの住宅、事業所等と連携をとり、子ども 110 番の家への登録を推進します。	総務課 学校教育課
3	防犯灯設置補助の推進	夜間の犯罪防止及び交通事故防止のため、各行政区または小学校区単位で管理する防犯灯の設置に要する経費の一部または全部に対し補助金を交付します。また、防犯灯の LED 化を進めます。	総務課
4	空き家対策の推進	適切な管理がなされていない空き家等は、防犯・防災上の問題が懸念されます。空き家に関するセミナーを行い所有者に自己管理の涵養を促します。さらに、利用可能な空き家等は、空き家バンクへの登録を推進します。また老朽危険空き家は、解体に必要な費用の一部を補助し除却を促進します。	都市計画課

社会福祉協議会の主な取り組み

No.	取り組み	内容
1	ふれあいネットワーク事業	ふれあい活動員や福祉推進員が見守り訪問時に配布できる、防犯に関するチラシを提供します。
2	ふれあい・いきいきサロン支援事業	消費者問題や防犯に関する出前講座を紹介し、意識の向上に努めます。

再犯防止の推進(みやま市再犯防止推進計画)

目的

再犯に至る人には、出所後、社会とのつながりが希薄なため孤立無援となり結果として生活困窮に陥り犯行に至る人や、判断能力が十分でない人、福祉の支援が必要な人もいます。

犯罪をした人を社会から排除・孤立させるのではなく、再び受け入れることができる社会にするため、理解促進に向けた広報・啓発や、住まい・就労・保健医療・福祉等による多角的な支援を展開します。

担当課

秘書広報課、総務課

取り組み

【社会を明るくする運動の推進】

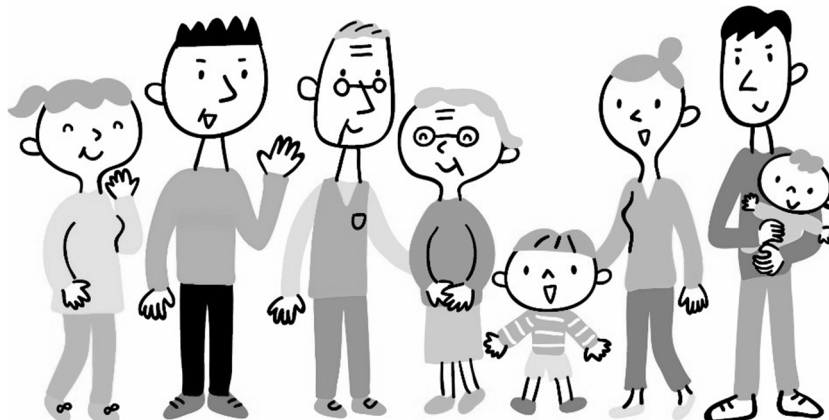
すべての人が犯罪や非行の防止と、あやまちを犯した人の立ち直りについて理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な地域社会を築くための運動に取り組みます。

【保護司会と連携した支援の推進】

保護司会と連携しながら、罪を犯してしまった人に対する理解の促進や当事者に対する就労・住居の確保、適切な福祉サービスの提供などを行い、再犯防止の取り組みを推進します。

【生活困窮者自立支援事業による支援の推進】

社会復帰をめざす人たちが社会から孤立せず、自らが生計を立て自立した生活を行えるよう、就労や住居の確保、家計改善等の生活困窮者自立支援事業を推進します。



(5) 各種団体等との連携強化

施策の方向性

不登校・ひきこもりやヤングケアラーをはじめ、従来の取り組みでは対応が難しい「制度の狭間」の人を支援するために、事業者や関係機関・関係団体・地域組織等との連携により、支援が必要な人の把握を行い、支援方法を検討し、また、お互いが持てる力を持ち寄り適切な支援につなげていく仕組みづくりを進めます。

それぞれの役割について

行政が取り組むこと

- 民生委員・児童委員や地域からの相談、地域包括支援センターや保育・教育機関等をはじめとした多機関との連携により、支援が必要な人を早期に把握し、相談支援や日常生活のサポートに取り組めます。
- 社会福祉法人・事業者をはじめ、医療機関、学校、社会福祉協議会等地域の多様な社会資源と連携し、適切な支援ができる体制を整えます。

社会福祉協議会が取り組むこと

- 生活困窮者の生活再建を図るため、福祉サービスだけでなく対象者に応じた支援のカタチを検討し、民間企業と連携できる体制づくりを行います。
- 各社会福祉法人の強みを組み合わせ、連携することで多様な地域ニーズに対応できる体制づくりを行います。

市民・地域が取り組むこと

- 福祉活動を行う団体や組織について知り、自分ができる協力をします。
- 各所で行われているフードバンクやフードドライブへの協力をします。
- 地域の身近な相談相手である民生委員・児童委員や、福祉推進員・ふれあい活動員の活動について知ります。

市の主な取り組み

No.	取り組み	内容	担当課
1	社会福祉協議会との連携	地域福祉活動の要である社会福祉協議会を支援し、市と社会福祉協議会が連携しながら地域福祉の推進に努めます。	福祉課
2	民生委員・児童委員との連携の推進	民生委員・児童委員と連携した見守り活動等の取り組みを推進します。また、活動に必要な情報の提供や研修活動への支援を行います。	福祉課 介護支援課 地域包括支援センター 子ども子育て課
3	福祉団体への支援の推進	福祉団体に対し、情報提供や活動に対する支援を行います。	福祉課
4	地域包括ケアシステムの早期実現に向けたネットワークの構築	地域包括ケアシステムの早期実現を図るための中核機関として、保健、医療、介護、福祉の分野の各専門職や各種団体、関係機関をはじめとする、さまざまな社会資源とのネットワークの構築に取り組みます。	介護支援課 地域包括支援センター
5	重点 地域福祉計画・地域福祉活動計画の進捗に関する協議の推進	地域福祉計画・地域福祉活動計画の取り組み内容や進捗状況に関する協議を行い、地域福祉の推進や取り組みの改善につなげます。	福祉課

社会福祉協議会の主な取り組み

No.	取り組み	内容
1	民生委員・児童委員等との連携の推進	民生委員・児童委員、福祉推進員・ふれあい活動員と連携した見守り活動等の取り組みを推進します。
2	重点 地域福祉計画・地域福祉活動計画の進捗に関する協議の推進	地域福祉計画・地域福祉活動計画の取り組み内容や進捗状況に関する協議を行い、地域福祉の推進に努めます。
3	生活困窮者自立支援ネットワーク事業	現行の制度では対応できない生活困窮者の命を守り、生活再建を図るために、各支援機関とのネットワークの構築を進め、安定的な支援物資の提供ができる環境づくりを行います。そのため、事業の周知を強化し、民間企業等の協力団体を増やします。また、顔の見える関係づくりの機会や資材の共有が図れる拠点づくりに取り組みます。
4	社会福祉法人連携事業	社会福祉法人連絡会の組織化を進め、各法人の強みを把握できる体制づくりを行います。また、市内の社会福祉法人が集うことで専門知識やノウハウを生かし、情報を収集、分析してニーズを抽出し、地域に必要とされるサービスの創出に努めます。
5	各種団体への支援	各種団体の活動を通じた地域福祉の向上を図るため、助成を行い活動を支援します。

指標一覧

基本目標1では、「みんなで支え合う連携体制づくり」に向けて、5つの施策項目を掲げました。計画の推進・進捗管理を目的に、基本目標1では、以下の指標を設定します。

基本目標1 みんなで支え合う連携体制づくり

指標の概要	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和9年度)
自主防災組織の組織率	55.0%	90.0%
避難行動要支援者の個別避難計画作成率	23.6%	95.0%
生活困窮者自立支援ネットワーク事業登録団体・事業所数	16 団体	30 団体
<ふれあいネットワーク事業> 民間企業を対象として、見守り活動のネットワーク化に向けて実施する勉強会の実施回数	-	5 年間 累計 6 回
福祉推進員・ふれあい活動員との情報交換会を開催した行政区(または民生委員担当区域)の数	7 行政区(※)	80 行政区
福祉推進員・ふれあい活動員の役割説明を実施した校区の数	2 校区(※)	15 校区
【アンケート調査結果より】 「地域福祉に関する市行政と住民との連携について、どのように感じていますか」という質問に対し「よい関係ができている」と答えた方の割合	32.2%	50.0%

※新型コロナウイルス感染症の影響により例年より低い数値となっている



2 基本目標2 福祉のまちづくり活動の拠点づくり

(1) 地域福祉活動の場づくり

施策の方向性

地域のすべての人が地域の活動へ参加しやすい環境づくりや、自分らしい社会参加ができる環境づくりを進めます。

また、地域の居場所として、ふれあい・いきいきサロン等の従来のよりあい活動を継続していくとともに、誰もが気軽に集い、ふれあいを深めることができる場や機会の充実を図ります。

それぞれの役割について

行政が取り組むこと

- シルバー人材センターや就労支援事業所、ハローワーク等と連携し、高齢者や障がいのある方等の「働きたい」思いに寄り添う支援を推進します。
- コミュニティ・スクールの充実を図り、地域とともにある学校づくりを推進します。
- 学校と連携し、「あいさつ日本一運動」を推進します。

社会福祉協議会が取り組むこと

- 地域の居場所として、誰もが気軽に集い、ふれあいを深めることができる交流機会の充実を図ります。
- 地域の活動へ参加しやすいテーマを提案し、地域課題をみんなで話しあえる場づくりを推進します。

市民・地域が取り組むこと

- 誰もが地域で自分らしく生活できるよう、人の考えや意見に耳を傾けます。
- 個性に合わせた多様な働き方ができる環境をつくれます。
- 地域の人と声をかけあって、地域交流の場へ参加します。
- 性別や世代を超えて参加できる交流の機会をつくれます。

市の主な取り組み

No.	取り組み	内容	担当課
1	高齢者の社会参加の促進	シルバー人材センターと連携し、高齢者の就労機会の紹介や提供、開拓により、高齢者の社会参加の促進や生きがい創出に寄与します。また、高齢者自らの健康づくりや生きがい、仲間づくり活動につながる老人クラブや住民主体の通いの場、認知症予防自主サークル活動等を支援します。	介護支援課 地域包括支援センター
2	障がい者の社会参加の促進	障がい者の雇用の場について、従来の就労継続支援等とあわせて、農福連携等の新しい取り組みも視野に入れながら、関係機関と連携し、確保・拡充に努めます。また、障がい者の個性と能力の発揮や社会参加の促進を図るための文化芸術活動・スポーツ活動を支援します。	福祉課 社会教育課
3	地域と連携した学校運営の推進	コミュニティ・スクールの充実を図り、社会に開かれた教育課程の実現をめざして、地域とともにある学校づくりを推進します。地域学校協働活動と連携しながら、学校と地域・家庭との交流拡大に努めます。また、地域のボランティアと連携した学習支援（子ども未来塾）に取り組みます。	学校教育課 社会教育課
4	あいさつ日本一運動の推進	地域での「顔が見える関係づくり」「みんなで子どもを見守る体制づくり」に向けて、学校、家庭、地域、職場など、全市的なあいさつ運動を推進します。	社会教育課
5	重点【再掲】 地域福祉計画・地域福祉活動計画の進捗に関する協議の推進	地域福祉計画・地域福祉活動計画の取り組み内容や進捗状況に関する協議を行い、地域福祉の推進や取り組みの改善につなげます。	福祉課

社会福祉協議会の主な取り組み

No.	取り組み	内容
1	ふれあい・いきいきサロン支援事業	地域住民が集うことで孤立を予防し、つながりづくりを促進するふれあい・いきいきサロン活動の継続を支援します。運営の負担感を軽減できるような小規模サロンの提案を行い、つながりづくりの場を継続できるよう支援します。
2	校区社会福祉協議会活動支援	校区単位で地域の実情の把握、課題の抽出、課題解決を図るための話し合いの場づくりを支援します。また、校区間の情報共有や研修会開催を支援します。
3	重点 地域座談会	校区単位での座談会の開催を促し、地域の実情を知る機会づくり、地域課題を協議する機会づくりを推進します。

(2) 公民館など地域資源の利用促進

施策の方向性

地域住民が地域の活動へ参加しやすい環境をつくり、誰もがその地域で暮らし続けられるよう、公民館など身近な地域資源等も活用した居場所づくりを進めます。また、統廃合による小学校跡地の活用を促進します。

それぞれの役割について

行政が取り組むこと

- 小学校の統廃合に伴う施設跡地について、学校跡地検討委員会と連携し、活用方法の検討を行います。
- 地域住民の交流の場・活動の場として、市民センターなどの公共施設の利用を促進します。
- 地域の身近な活動拠点である公民館について、利活用を促進するとともに、改修等に係る費用の一部を助成します。

社会福祉協議会が取り組むこと

- 子育て中の親子や家族が集い交流し、子育てについて相談できるつどいの広場を開催します。

市民・地域が取り組むこと

- 地域の公民館等を活用して、誰でも気軽に集える居場所づくりを行います。
- 地域交流や活動の場として公共施設や公民館を利用します。

市の主な取り組み

No.	取り組み	内容	担当課
1	小学校跡地の活用	小学校の跡地活用について、令和 3 年度以降、学校跡地検討委員会を立ちあげ協議を開始しています。小学校跡地の活用方法の一つとして、ふれあい・いきいきサロン等の開催が可能な市民の交流と地域活動の拠点となるコミュニティセンターの整備を推進します。	企画振興課
2	公共施設の利用の促進	地域住民の交流の場・活動の場として、市民センターや保健福祉センターなどの公共施設の利用を促進します。また、公共施設等について、多様な人々が利用しやすいユニバーサルデザインに配慮するほか、バリアフリー化による利便性の向上に努めます。	社会教育課 福祉課 契約検査課
3	類似公民館建設費補助金	公民館等を活用した地域活動の促進に向け、行政区などを単位とした地域の公民館の新築または増築、あるいは既存の地域の公民館の改修または修繕に係る費用の一部を助成します。	社会教育課

社会福祉協議会の主な取り組み

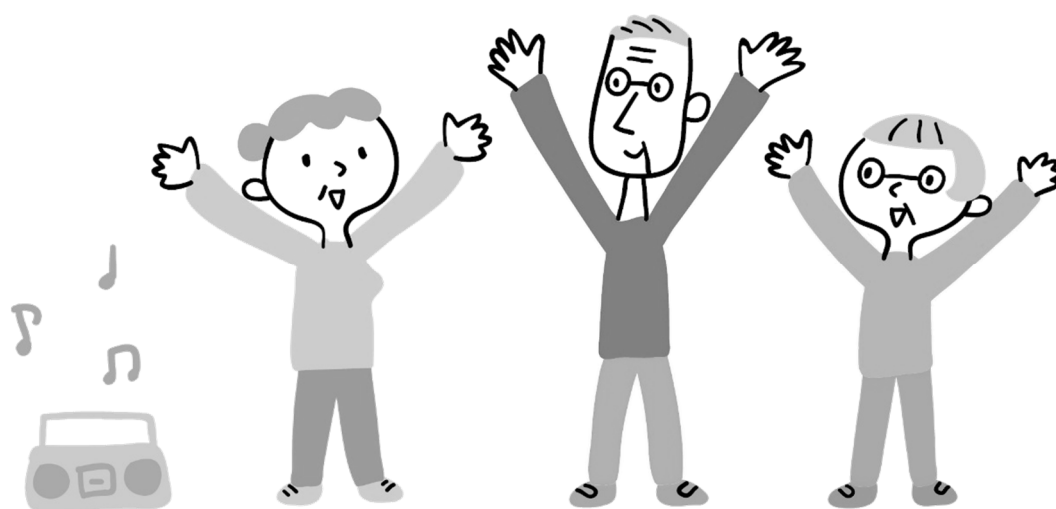
No.	取り組み	内容
1	つどいの広場事業	子育て中の親子や家族が集い交流し、子育てについて相談できるつどいの広場を「みやま市総合市民センター キッズルーム」で開催します。また、子育てに関する講習会や子育て情報の提供を行います。

指標一覧

基本目標2では、「福祉のまちづくり活動の拠点づくり」に向けて、2つの施策項目を掲げました。計画の推進・進捗管理を目的に、基本目標2では、以下の指標を設定します。

基本目標2 福祉のまちづくり活動の拠点づくり

指標の概要	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和9年度)
住民主体の通いの場設置数	4 箇所	10 箇所
認知症予防自主サークル数	3箇所	11 箇所
老人クラブ会員数	2,032人	2,100人
校区社会福祉協議会活動支援において、総会・座談会以外で地域活動や生活課題について話し合う場を設定した校区の数	6 校区	15 校区
地域座談会の開催	-	15 校区



3 基本目標3 福祉のまちづくりに関する意識づくり

(1) 広報・啓発活動の推進

施策の方向性

「広報みやま」「社協だより」等の広報紙やホームページ等を通じた情報提供を行い、地域住民がお互いに連携しながら行う交流活動など、支え合いの大切さの啓発に努め、市民の福祉意識の醸成を図ります。

また、福祉課題等への理解を深めるための講座を開催します。

それぞれの役割について

行政が取り組むこと

- 福祉に関するイベント、出前講座等の実施や福祉活動のPRを通じて、地域福祉活動の大切さを広報・啓発します。
- 虐待防止や権利擁護に向けた広報・啓発活動に取り組みます。また、認知症や障がいについての理解の促進に取り組みます。

社会福祉協議会が取り組むこと

- さまざまな媒体を使った情報発信や学習機会の提供を行い、福祉の意識づくりに取り組みます。

市民・地域が取り組むこと

- 認知症や障がいについて、正しい理解を持ちます。
- 広報紙やホームページなど、市や社会福祉協議会が発信する情報に関心を持ち、隣近所で共有します。

市の主な取り組み

No.	取り組み	内容	担当課
1	地域福祉に関する啓発の推進	福祉に関するイベントの開催や、出前講座などを実施し、福祉意識の醸成を図ります。また、広報紙等で、地域福祉活動に関する啓発に努めます。	福祉課
2	虐待防止や権利擁護に係る啓発活動の推進	高齢者や障がい者、子ども等あらゆる人の権利擁護や虐待防止に向け、広報紙やホームページ等を用いた啓発活動を推進します。また、それぞれの虐待の相談・通告窓口の周知を推進します。	介護支援課 地域包括支援センター 福祉課 子ども子育て課
3	認知症や障がいへの理解の促進	合理的配慮の提供など、社会的障壁の除去に向けて、広報紙等を通じた理解の促進に取り組みます。また、認知症への理解促進に向けて、同様に、広報紙等を活用した啓発活動に取り組みます。	介護支援課 地域包括支援センター 福祉課

社会福祉協議会の主な取り組み

No.	取り組み	内容
1	社協だより・ホームページ	社会福祉協議会事業や地域、ボランティア活動の周知を行い、福祉事業について知る機会を設けます。
2	市民福祉講座・セミナー	幅広い世代に向けた福祉に関する啓発講座を行い、福祉の意識づくりを行います。
3	黄色い帽子の贈呈	児童が安全・安心に通学できるよう、市内小学校の新一年生に黄色い帽子の配布を行います。また、それを通じて、共同募金について考える機会づくりを進めます。
4	社会福祉功労者表彰	地域福祉推進のために積極的に活動され、その功績が顕著な方に対して、表彰規程に基づき表彰式を行い、活動を広く伝えます。

(2) 福祉教育及び体験学習の推進

施策の方向性

地域福祉の輪を広げるため、子どもの頃から福祉について学ぶ機会を提供するとともに、市民一人ひとりが福祉のネットワークをつくる一員として関心を高めることができるよう、子どもから大人までさまざまな世代に対し、ともに学びあう機会をつくり、市民が参加できるよう周知に努めます。

それぞれの役割について

行政が取り組むこと

- 福祉に関するイベント、出前講座等、福祉について考える機会を提供します。
- 今後増加が見込まれる認知症高齢者を地域で支える取り組みとして、市内の小・中学生を対象とした認知症サポーター養成講座の開催に取り組みます。

社会福祉協議会が取り組むこと

- 地域での福祉活動に関する講座や研修会等福祉教育の充実に努めます。

市民・地域が取り組むこと

- 認知症や障がいについて、正しい理解を持ちます。
- 家庭で福祉やボランティアについて話題にします。
- 福祉やボランティアをテーマとした講演会や学習会に参加します。

市の主な取り組み

No.	取り組み	内容	担当課
1	学習機会の充実	福祉に関するイベントの開催や出前講座などを実施し、福祉について考える機会の提供に努めます。	福祉課 学校教育課
2	【再掲】 認知症や障がいへの理解の促進	合理的配慮の提供など、社会的障壁の除去に向けて、広報紙等を通じた理解の促進に取り組みます。また、認知症への理解促進に向けて、同様に、広報紙等を活用した啓発活動に取り組みます。	介護支援課 地域包括支援センター 福祉課
3	重点 認知症サポーターの養成の推進	認知症を正しく理解する人が増えることで認知症の人が安心して暮らせるよう、市内小・中学校と連携し、認知症サポーター養成講座に取り組みます。また、高齢者と接する機会の多い宅配業、コンビニエンスストア、薬局等とも連携した養成講座の開催等を検討します。	地域包括支援センター

社会福祉協議会の主な取り組み

No.	取り組み	内容
1	市民福祉講座・セミナー	マイノリティなテーマにも着目して啓発・学習機会を設けます。
2	重点 出前講座の開催	小・中・高等学校やふれあい・いきいきサロン、企業等に、福祉教育や体験学習を通じて福祉に対する意識づくりの機会の提供に努めます。また、周知を図ります。
3	社会福祉協力校に対する助成	福祉教育に取り組む小・中・高等学校に助成金を交付し、福祉教育の充実を図ります。
4	福祉教育教材の配布	小学3年生から6年生を対象として、各小学校にワークブック形式の福祉教育教材(ともに生きる)を配布し、福祉について考える機会づくりを行います。

(3) 交流機会の充実

施策の方向性

地域に多様な居場所ができ、多様な交流が生まれるように、認知症カフェの設置などに継続して努めるとともに、図書館や市民センターを活用して、さまざまな人が集い交流する場づくりを進めます。

それぞれの役割について

行政が取り組むこと

- 認知症高齢者、また、その家族が地域で孤立することのないよう、同じ立場の人や地域住民と交流できる認知症カフェの設置または継続に係る支援を行います。
- 乳幼児及びその保護者の交流の場として、つどいの広場を設置します。

社会福祉協議会が取り組むこと

- 子育て中の親子や家族が集い交流し、子育てについて相談できるつどいの広場を開催します。

市民・地域が取り組むこと

- 子どもから高齢者まで、世代を超えて地域の人とふれあえるよう、地域のイベントや伝統行事等に参加します。
- つどいの広場などを活用し交流の場を広げます。

市の主な取り組み

No.	取り組み	内容	担当課
1	認知症カフェ	認知症の人とその家族が気軽に立ち寄れるカフェのことで、利用者を限定せず、認知症の当事者、家族、地域住民、介護や医療の専門職などさまざまな方が集い、認知症の人やその家族の悩みを共有し合いながら、専門職に相談もできる場所です。引き続き認知症カフェの継続を支援するとともに、団体等が開催、運営する際に係る事業費の一部を助成します。	地域包括支援センター
2	地域子育て支援拠点事業(つどいの広場)	みやま市総合市民センターにて、主に就学前の小さな子どもを持つ保護者が自由に集い、交流できるキッズルームを開放します。明るく開放的なスペースの中で、子どもを遊ばせながら、保護者同士の交流を促進するとともに、利用者からの子育て相談に応じます。	子ども子育て課

社会福祉協議会の主な取り組み

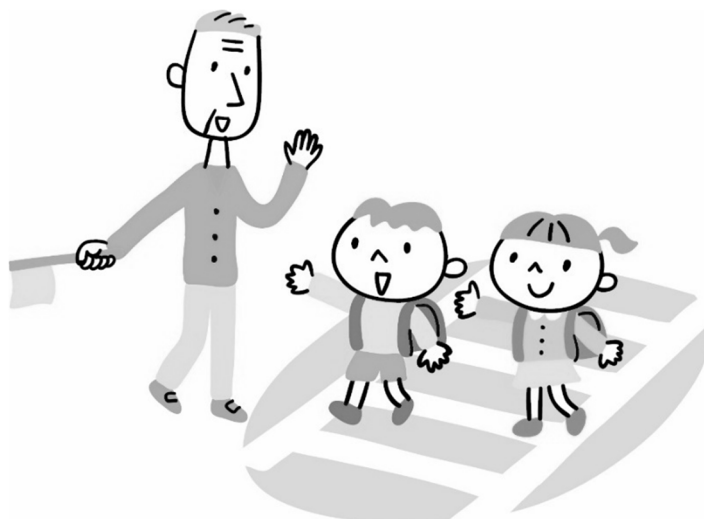
No.	取り組み	内容
1	つどいの広場	子育て中の親子や家族が集い交流し、子育てについて相談できるつどいの広場を開催します。また、子育てに関する講習会や子育て情報の提供を行います。

指標一覧

基本目標3では、「福祉のまちづくりに関する意識づくり」に向けて、3つの施策項目を掲げました。計画の推進・進捗管理を目的に、基本目標3では、以下の指標を設定します。

基本目標3 福祉のまちづくりに関する意識づくり

指標の概要	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和9年度)
認知症サポーター数(累計)	3,760人	5,500人
【アンケート調査結果より】 「地域の福祉課題に関心をお持ちですか」という質問に対し 「関心がある」と答えた方の割合	79.0%	85.0%
【アンケート調査結果より】 「地域の福祉課題に対し、住民相互の自主的な支え合い、助け合いの必要性についてどう思われますか」という質問に対し 「必要だと思う」と答えた方の割合	87.1%	90.0%
【アンケート調査結果より】 「住民相互の自主的な支え合い、助け合いの活動に参加を求められたらどうされますか」という質問に対し 「参加する」と答えた方の割合	33.6%	40.0%



4 基本目標4 福祉のまちづくりを担う人材づくり

(1) 福祉活動への参加の支援

施策の方向性

市民の地域福祉活動への参加を推進し、また、活動を通じて一人ひとりが地域の特性や課題に関心を持ち、地域の課題に主体的に取り組むことができる福祉の基盤づくりを進めます。

また、ふれあい・いきいきサロンやよりあい活動等の小地域福祉活動の推進や居場所づくりに取り組み、それを通じた人材づくりに努めます。

それぞれの役割について

行政が取り組むこと

- 住民が身近な地域とつながりをもちながら生活ができるよう、住民のよりあい活動（通いの場）を支援します。また、よりあい活動の充実に向けた相談支援等に取り組みます。
- 社会福祉協議会とも連携し、住民の身近な地域でのサロン活動（ふれあい・いきいきサロン等）の充実に向けた取り組みを進めます。
- 民生委員・児童委員活動への支援を行います。
- 協働による福祉の充実、また地域課題の解決に向けた市民活動団体への支援のため、市民協働まちづくり事業を推進します。

社会福祉協議会が取り組むこと

- 地域活動の情報発信を行います。
- 地域活動への参加の推進に取り組みます。

市民・地域が取り組むこと

- 地域の人と声をかけあって、ふれあい・いきいきサロン等の地域の交流の場へ参加します。
- 誰でも気軽に集える居場所づくりを行います。
- イベントや講座の情報を周りの人に知らせます。

市の主な取り組み

No.	取り組み	内容	担当課
1	サロン活動等の促進	地域の活動へ参加しやすい環境をつくり、誰もがその地域でさまざまな関わりを持ちながら暮らし続けられるよう居場所づくりを進めます。また、地域の居場所としてふれあい・いきいきサロン等の活動を展開してより多くの市民に参加を働きかけていきます。	介護支援課 地域包括支援センター
2	地域介護予防活動への支援	高齢者の介護予防をサポートする人材の育成を目的に養成講座を実施し、サポーター自身の健康増進と地域における介護予防活動の普及・啓発に取り組めます。	介護支援課
3	重点 民生委員・児童委員活動への支援	必要な知識を習得するための研修活動への支援や、活動のための情報の提供など、民生委員・児童委員活動に対する支援を行います。また、民生委員・児童委員の役割や活動内容について周知・啓発を行います。	福祉課
4	市民協働まちづくり事業補助金	市民との協働による魅力あるまちづくりや、地域課題の解決に向けた市民活動団体等の自主的な取り組みを支援することを目的として、子育て支援・自然環境の保全・地域の活性化など、その他さまざまな分野の事業を広く支援します。	企画振興課

社会福祉協議会の主な取り組み

No.	取り組み	内容
1	ボランティアセンター事業	ボランティアの活動や地域のニーズなど情報発信を行います。また、発信する情報を通じて、自分にできることを考える機会をつくれます。
2	ファミリー・サポート・センター事業	子どもの預かりを行うまかせて会員等の養成を通じて、自分にできる内容・時間にあわせた地域活動を促します。

(2) ボランティアへの参加意識の醸成

施策の方向性

ボランティアに関する意識を高めるため、インターネットやSNS等さまざまな媒体を活用した情報発信に努めます。

また、ボランティアセンターの機能を充実させることでボランティア活動の活性化へつなげます。

それぞれの役割について

行政が取り組むこと

- 市内のさまざまな団体のボランティア活動について、広報紙やホームページを通じて内容を周知し、協力に向けた啓発や、活躍の場の確保への支援を推進します。
- 社会福祉協議会と連携して、ボランティア活動の活性化を図ります。
- 高齢者のボランティア活動の促進と介護予防の推進を目的に、介護予防ボランティア支援事業「スマイルポイント」の普及に取り組めます。

社会福祉協議会が取り組むこと

- ボランティアが活動しやすい環境づくりに取り組みます。

市民・地域が取り組むこと

- ボランティア講座に参加します。
- ボランティアや市民活動団体の情報に関心を持ち、活動に参加します。
- 自分にできるボランティアについて考えます。

市の主な取り組み

No.	取り組み	内容	担当課
1	重点 ボランティア活動の啓発	ボランティア団体が行う活動について、広報紙やホームページで周知を図ります。	福祉課
2	ボランティアセンターへの支援	社会福祉協議会に対し、ボランティアコーディネーターの配置について支援を行います。	福祉課
3	介護予防ボランティアの推進	市内の 65 歳以上の元気な高齢者の地域貢献、社会参加及び健康づくり等を推進し、自身の介護予防に役立てていただくとともに、ボランティア活動を支援する事業として、介護予防ボランティア支援事業「スマイルポイント」のさらなる普及、活用の促進に努めます。	介護支援課

社会福祉協議会の主な取り組み

No.	取り組み	内容
1	各種団体への支援	ボランティア団体等へ助成を行い、活動継続のための支援を行います。
2	ボランティアセンター事業	ボランティアコーディネーターを配置し、団体運営や活動資金等の相談対応を行い、ボランティア活動者のニーズの把握に努めます。また、安心して活動できるようボランティア活動保険の加入を推進します。

指標一覧

基本目標4では、「福祉のまちづくりを担う人材づくり」に向けて、2つの施策項目を掲げました。計画の推進・進捗管理を目的に、基本目標4では、以下の指標を設定します。

基本目標4 福祉のまちづくりを担う人材づくり

指標の概要	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和9年度)
介護予防サポーター数	40名	70名
まちづくり助成団体数	9団体	19団体
ボランティアセンター登録団体数	48団体 482人	50団体 500人
【アンケート調査結果より】 「民生委員・児童委員の役割や活動などを知っておられますか」という質問に対し「知っている」と答えた方の割合	41.1%	80.0%



5 基本目標5 福祉サービスの適切な利用体制づくり

(1) サービスの適切な利用につながる情報提供

施策の方向性

身近な場所や機会を利用して、福祉サービスの情報をいつでも得られるような仕組みづくりを推進します。

市や社会福祉協議会で実施している福祉サービスの情報をわかりやすく的確に伝えるため、出前講座や広報紙、ホームページ等さまざまな媒体を通じて情報を発信するなど情報提供を充実するとともに、誰にでもわかりやすい情報発信に努めます。

それぞれの役割について

行政が取り組むこと

- 身近な場所や機会を利用して、福祉サービスの情報をいつでも得られるような仕組みづくりを推進します。また、広報紙やホームページ、SNSやdボタン広報誌等を活用した情報発信を行います。
- 情報の入手が難しい人へのきめ細かい配慮など、わかりやすい情報を提供するための工夫と充実を図ります。
- 出前講座などを活用し、福祉サービスや制度についてわかりやすく説明するなど、情報提供の充実を図ります。

社会福祉協議会が取り組むこと

- 誰もが読みやすくわかりやすい紙面づくりを行います。また、SNSを活用し、手軽に情報を収集できる仕組みづくりを行います。
- 相談者に応じて丁寧にわかりやすく説明を行います。また、利用者が自分に合ったサービスを選択できるような幅広い情報を提供します。

市民・地域が取り組むこと

- 広報みやまや社協だよりを確認し、情報の入手に努めます。
- 情報の入手に難しさがありそうな人がいたら、積極的に情報を提供します。

市の主な取り組み

No.	取り組み	内容	担当課
1	高齢者や障がい者への情報提供の推進	高齢者や障がい者向けに文字を大きくする、フリガナをつける、あるいは平易な表現にする等して、配慮ある情報提供を行います。また、手話奉仕員等の派遣などにより障がいの状況に配慮した情報伝達手段の充実を図ります。	秘書広報課 介護支援課 福祉課
2	多様な媒体を活用した福祉サービス等の情報提供	行政が行う各種福祉サービスについて、広報やガイドブック、また窓口での情報提供を推進します。また、ホームページや LINE、d ボタン広報誌等を活用し、幅広い情報提供を推進します。	福祉課 子ども子育て課 介護支援課 地域包括支援センター 秘書広報課
3	出前講座の開催	出前講座などを活用し、福祉サービスや制度についてわかりやすく説明するなど、情報提供の充実を図ります。	福祉課 介護支援課 地域包括支援センター 子ども子育て課

社会福祉協議会の主な取り組み

No.	取り組み	内容
1	社協だより	福祉について興味関心を持ってもらえるような紙面づくりに取り組みます。そのために写真やイラストや文字の大きさに配慮し、誰もが読みやすい紙面づくりを行います。
2	ホームページ、SNS	行事のお知らせや活動報告等を随時掲載し、気軽に情報収集できる環境を整備します。 また、Facebook や LINE 等の SNS を活用し、即時性、双方向性の高い情報発信を図ります。

(2) 相談体制の充実

施策の方向性

各種相談員や民生委員・児童委員と連携し、誰もが気軽に相談できる身近な相談窓口の充実に図ります。

また、高齢者や障がい者、子育て世代や生活困窮者などの相談について、それぞれの窓口で専門的な相談支援に取り組むとともに、さまざまなニーズに適切に対応できる体制の整備など、相談体制の充実に図ります。

それぞれの役割について

行政が取り組むこと

- 誰もが気軽に相談できる身近な相談窓口の充実に図ります。
- 地域包括支援センターや子育て世代包括支援センター等の窓口における専門的な相談支援に取り組めます。
- 相談支援に関わる部署の充実に図るとともに、関係機関との連携を図り、不安や悩みを抱える人のさまざまなニーズに適切に対応できる体制の整備に取り組めます。

社会福祉協議会が取り組むこと

- 制度の狭間により現行の制度では対応できない課題に対しても、包括的に対応できるよう各種機関や専門職、社会福祉法人と連携して相談体制を充実させます。
- コロナ特例貸付世帯に対しては、その後の生活状況を確認し、必要に応じて関係機関と連携して支援の充実に図ります。
- 相談者の生活課題の解決に向け、関係機関や団体とネットワーク体制を整備します。

市民・地域が取り組むこと

- 悩みを家族や個人で抱え込まず、相談機関を利用します。
- 隣近所で困っている人がいないか気かけます。
- 困っている人がいたら、地域の身近な相談役や市や社会福祉協議会など知っている相談窓口を紹介します。

市の主な取り組み

No.	取り組み	内容	担当課
1	地域包括支援センターの機能充実	身近な相談先である地域包括支援センターの機能充実を図るため、地域包括支援センターの役割・業務内容・人員体制などの見直しに取り組むとともに、職員の資質向上に取り組めます。 直営の地域包括支援センターとして市役所の行政組織としての強みを生かし、各分野の関係各課と分野横断的な連携を取るとともに、市内多職種との共同による包括的な相談支援体制の構築を図ります。 また、地域包括ケアシステムの構築に向けた中核的な機関として、地域包括支援センターが実施する「介護予防・日常生活支援総合事業」や、包括的支援事業に位置付けられた「在宅医療・介護連携推進事業」「生活支援体制整備事業」「認知症総合事業」「地域ケア会議推進事業」を独立した業務と捉えることなく、それぞれの視点を生かし、すべての業務が重複連動して展開していくように取り組みを進めます。	地域包括支援センター
2	子育て相談の充実	子育て世代包括支援センター（みやま子育てサポートセンター）にて、子どもの健康や発達の不安、また保育や子育て支援サービスに関することなど、子育てに関する包括的な相談支援を実施します。	子ども子育て課
3	生活困窮者自立支援事業	生活困窮状態にある方のさまざまな相談に応じ、本人や家族の抱えている課題を整理・分析します。また、問題を解決するために自立支援計画を策定し、関係機関と連絡調整を行いながら、生活困窮状態からの脱却と社会的自立を支援します。また、必要に応じて訪問による相談支援を行います。	福祉課
4	障がい者相談支援事業	福祉課や障がい者基幹相談支援センターにおいて、障がいを持った方やその家族からの日常生活全般に係る相談に応じ、必要な情報の提供や、専門機関と連携することで障がい者（児）が自立した日常生活や社会生活を営むことができるように支援します。	福祉課
5	学校と連携した相談支援の推進	スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携し、児童・生徒からの相談に応じるとともに、不登校やヤングケアラーなどをはじめとする支援が必要な家庭に対して、保健所や多機関と連携した支援を推進します。	学校教育課

社会福祉協議会の主な取り組み

No.	取り組み	内容
1	重点 生活福祉資金貸付事業	コロナ特例貸付世帯を自宅訪問して生活状況の確認を行います。必要に応じて、自立相談支援事務所・市と連携し、生活再建に向けた支援を行います。 さらに民生委員に周知することで、地域で課題を抱えた方が早期に相談ができる仕組みづくりに努めます。
2	生活困窮者自立支援ネットワーク事業	離職等により生活困窮状態にある人に一時的な雇用先を紹介できる仕組み構築のため、社会福祉法人等と連携して短期就労支援協力団体のネットワークづくりを行います。
3	日常生活自立支援事業	司法書士、社会福祉士、社会保険労務士と定期的に会議を実施し、支援の充実を図ります。 成年後見制度へ円滑な移行ができるシステムの構築に向け、市と協議を行います。
4	心配ごと相談事業	市民の生活上の悩みごとや困りごとの相談窓口を開設し、助言や関係機関へのつなぎを行います。また、市報で周知を行います。

(3) 虐待防止と権利擁護の推進（みやま市成年後見制度利用促進基本計画含む）

施策の方向性

判断能力が十分でない人が個人として尊重され地域で暮らし続けられるよう、権利擁護施策や成年後見制度の利用促進を図ります。

また、関係機関と連携し、虐待やドメスティック・バイオレンス(DV)の早期発見・早期対応につなげるとともに、虐待に対する市民への周知・啓発、相談しやすい体制づくりを進め、未然の防止を図ります。

（本施策は成年後見制度の利用の促進に関する法律の第14条第1項の規定に定める「市町村成年後見制度利用促進基本計画」を含みます。）

それぞれの役割について

行政が取り組むこと

- あらゆる人の人権擁護に向け、DVや虐待の防止に向けた取り組みを推進するとともに、被害に悩む人を救済するための取り組みを進めます。
- 権利擁護の充実に向けた成年後見制度の活用促進に係る取り組みを進めます。
- サービス提供の苦情相談窓口や第三者委員会などの苦情解決制度について周知します。

社会福祉協議会が取り組むこと

- 身近な場所で権利擁護について学ぶ機会を増やします。また、気軽に相談ができる窓口としての周知を図るため、団体、関係機関、民生委員・児童委員等とのつながりづくりに努めます。
- DVや虐待等により支援が必要になった際、迅速に対応ができるような支援者の確保に努めます。

市民・地域が取り組むこと

- 周囲の人が虐待やDVを受けている可能性に気づいたときは、ためらわずに民生委員・児童委員や、市や社会福祉協議会に相談します。
- 認知症等で困っている人がいたら、民生委員・児童委員や、市や社会福祉協議会に相談します。
- 福祉サービスに関する苦情がある場合には、苦情相談窓口（電話相談を含む）などを利用します。

市の主な取り組み

No.	取り組み	内容	担当課
1	虐待防止の推進	高齢者・障がい者・児童等の虐待や、男女間のDVの未然防止に向けた啓発、地域の中での見守り、異変を察知した際の通報についての周知、発生後の対応に向けた関係機関での連携を強化します。 【高齢者虐待防止の推進】 高齢者虐待を早期に発見し、問題の深刻化を防ぐために、近隣住民をはじめ、地域の民生委員や自治会、介護保険サービス事業者等、高齢者の身近な関係者が高齢者虐待防止に対する理解を深めるとともに、地域の民生委員や警察等と連携して活動できる体制整備等を推進します。 【障がい者虐待防止の推進】 障がい者虐待防止センターにて、障がい者に対する虐待防止及びその早期発見のために関係機関との連携を強化するとともに、権利擁護のために必要な援助を行います。 【児童虐待防止の推進】 医療・保健・福祉・教育・警察他関係機関で組織するみやま子ども健やかネットワーク(要保護児童対策地域協議会)の機能充実を図り、組織的かつ専門的に児童虐待の早期の発見・対応に努めます。また、虐待を行っている可能性のある保護者に対し、状況確認や指導を行い、事態の改善を図ります。	介護支援課 地域包括支援センター 福祉課 子ども子育て課 学校教育課
2	苦情解決制度の周知の推進	苦情解決の相談窓口について、ホームページやポスターの掲載等により、周知を推進します。苦情解決においては早期から関わりを持つことが重要であることから、より一層相談窓口の周知を行います。	福祉課 介護支援課 地域包括支援センター

社会福祉協議会の主な取り組み

No.	取り組み	内容
1	日常生活自立支援事業	サロン、金融機関、各種イベント等で日常生活自立支援事業の周知活動を行います。虐待や認知症等により判断能力が不十分になり、支援が必要になった際、迅速に対応ができるように養成講座を開講し、支援員の確保に努めます。
2	重点 虐待の早期発見・通報体制の整備	サービス利用者等への相談や訪問時に虐待の兆候がないか目を配り、必要に応じて他機関につなげていきます。また、虐待発見時の通報体制の整備に向けた職員研修を行います。

成年後見制度の利用の促進【みやま市成年後見制度利用促進基本計画】

目的

判断能力に不安のある高齢者や認知症のある人、知的障がい・精神障がいのある人など、誰もが住み慣れた地域で尊厳をもってその人らしい生活を継続することができるよう、成年後見制度利用促進基本計画を策定し、制度の利用に向けた取り組みを進めます。

担当課

介護支援課、地域包括支援センター、福祉課

取り組み

【権利擁護支援の必要な人の発見・支援、早期の段階からの相談・対応体制の整備】

利用者と後見人を支えるチームを支援するなど、成年後見制度の利用を促進するため、既存の保健・医療・福祉の連携に司法も含めた新たな仕組みとして、地域連携ネットワークの構築に努めます。

この地域連携ネットワークにおいては、ア)権利擁護支援の必要な人の発見・支援、イ)早期の段階から相談・対応体制の整備、ウ)意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築という3つの役割を担うことを念頭に、広報機能・相談機能・成年後見制度利用促進機能・後見人支援機能の4つの機能を段階的・計画的に整備し、不正防止の効果を高める体制の構築に努めます。

【意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築】

権利擁護に関する相談に際し、市・地域包括支援センター及び社会福祉協議会等が連携して対応するとともに、身上保護が必要な場合には、本人の尊厳を守りながら、本人の意向に基づいた福祉サービスや医療等の公的サービスの提供がなされるよう「チーム」による支援を行います。

【中核機関の整備・運営の方針】

権利擁護支援の地域連携ネットワークを整備し、協議会等を適切に運営していくためには、その中核となる機関が必要となります。

中核機関は、さまざまなケースに対応できる法律・福祉等の専門知識や、地域の専門職等から円滑に協力を得るノウハウ等が蓄積され、地域における連携・対応強化の推進役を担うことが期待されています。

中核機関のさまざまな役割は、国の基本計画において次のように提示されています。

①広報の推進

成年後見制度が利用者の生活を守り、権利を擁護する重要な手段であることなどを、既存の各団体・機関を生かしてパンフレットの配布や研修会等の開催、各種イベントでの広報・啓発活動を通して、理解を深められるよう広報活動を強化します。

同時に、地域連携ネットワークの関係者や、成年後見制度に関連する福祉関係者等の専門的知識の普及のため、パンフレットの配布や研修会等を開催し、利用者の早期発見や利用者の安心した制度利用につながるよう周知を強化します。

②相談機能

成年後見制度に関する問い合わせや相談に応じます。

③成年後見制度利用促進機能

利用者が身寄りのない認知症高齢者等で後見人への報酬を負担することが困難な場合、市長が法定後見制度を使って後見人等の開始の申立てを行い、その申立てに係る費用や後見人報酬に係る費用を助成し、成年後見制度利用支援事業の活用を図ります。

④後見人支援機能、市民後見推進事業

法人後見は、公共性、継続性が高く、長期にわたる利用者への支援が可能であり、また関係機関との連絡調整も取りやすいことから、利用者の安心した制度利用につながるよう周知を強化します。

また、親族後見人に対しては、制度に対する情報提供や研修会の案内などにより孤立や不安を解消し、安心して後見等業務に取り組むことができるよう支援します。

さらに、今後の成年後見制度の利用促進を踏まえた需要に対応していくためにも、地域住民の自主活動を通じて地域でともに支え合い、共生していく社会の実現に向けて、支援の担い手としての市民後見人の育成について検討していきます。

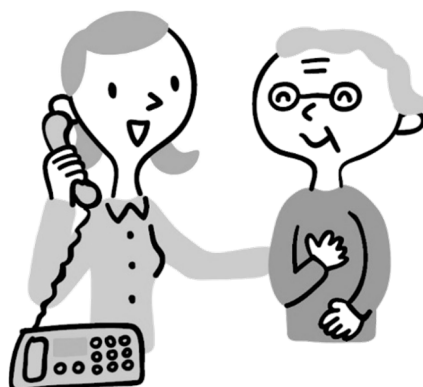
【チーム・協議会の具体化】

利用者に身近な親族、福祉・医療、地域等の関係者と後見人がチームとなって日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し必要な対応を行う体制をつくります。

成年後見等開始前後を問わず、個々のケースに対応する「チーム」に対し、法律・福祉の専門職団体や関係機関が必要な支援を行えるよう、既存の組織を生かしながら、各種専門団体や関係機関の協力・連携強化を協議する協議会を設置する体制を構築します。

【助成の実施】

利用者が生活保護受給者等で後見人等への報酬を負担することが困難な場合、市長が後見人等報酬に係る費用を助成し、成年後見制度利用支援事業の活用を図ります。



(4) 生活支援サービスの提供

施策の方向性

サービスを必要とする人が適切なサービスを受けることができるよう、利用に係る相談支援など総合的な支援の強化・充実を図ります。

また、移動や買物等への支援、生活困窮世帯への支援、子育て世帯への支援など、状況やニーズに沿った生活支援サービスの充実に努めます。

それぞれの役割について

行政が取り組むこと

- 誰もが安心して生活できるよう、日常を支える介護等の福祉サービスや、移動・買物等への支援、また住まいの提供等の充実に努めます。
- 生活困窮者自立支援制度に基づく相談支援や就労支援等の支援を行います。

社会福祉協議会が取り組むこと

- 地域に積極的に向き、生活上の課題や困りごとを収集し、地域住民と課題の分析・整理を行います。その内容をもとに住民と地域に必要とされる生活支援の仕組みについて考える場づくりを推進します。

市民・地域が取り組むこと

- 広報みやまや社協だよりを確認し、情報の入手に努めます。
- 福祉サービスの情報を知るために出前講座等を活用します。

市の主な取り組み

No.	取り組み	内容	担当課
1	各種事業計画に基づいた福祉サービスの提供	支援を必要とする高齢者、障がい者、また子育て世帯に対し、それぞれ個別の事業計画に基づき、利用者の状況や希望を把握した上で、適切な支援やサービスの提供を行います。	介護支援課 福祉課 子ども子育て課
2	重点 生活困窮者自立支援事業	生活困窮状態にある方のさまざまな相談に応じ、必要に応じて訪問（アウトリーチ）も行い、本人や家族の抱えている課題を整理・分析します。また、問題を解決するために自立支援計画を策定し、関係機関と連絡調整を行いながら、生活困窮状態からの脱却と社会的自立を支援します。	福祉課
3	住宅確保要配慮者への支援	生活困窮者をはじめとした住宅確保要配慮者（生活困窮者、高齢者、障がい者、子どもを育成する家庭、その他住宅の確保に特に配慮を要する者）が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、市営住宅の提供等の支援を推進します。	都市計画課
4	移動支援の推進	【コミュニティバスの利活用の促進】 コミュニティバス「くすっぴー号」については、市民の移動ニーズに応じたサービスを提供していくために、利用状況や市民の意見をもとにして、必要に応じて見直しを図ります。また、移動手段の確保・充実とさらなる多様化に向け、既存の交通資源の有効活用やデマンド交通等新たな仕組みの検討などにより、さまざまな交通サービスを組み合わせることで、さらなる利便性の向上に努めます。 【多様な主体による移動支援の推進】 市民主体やボランティア団体等をはじめとした、多様な主体による生活支援等サービスの充実・支援に取り組めます。 【タクシー利用券の交付】 高齢者の運転による交通事故の抑止を図るため、運転免許の自主返納支援として、「タクシー利用券等の交付」「運転経歴証明書取得奨励金の交付」に取り組めます。	企画振興課 介護支援課 地域包括支援センター

社会福祉協議会の主な取り組み

No.	取り組み	内容
1	地域座談会	校区単位での座談会開催を促進し、生活上の課題や困りごとを考える場づくりを推進します。また、その意見や課題を分析・整理し、地域に必要とされる生活支援の仕組みづくりの支援を行います。
2	ファミリー・サポート・センター事業	地域住民による子育ての助け合いの仕組みづくりを促進します。
3	社会福祉協議会の機能強化	社会福祉協議会内で部署を超えて福祉課題を共有し、地域に必要とされる事業を検討します。また、職員一人ひとりのスキルアップのための職員研修を実施します。

指標一覧

基本目標5では、「福祉サービスの適切な利用体制づくり」に向けて、4つの施策項目を掲げました。計画の推進・進捗管理を目的に、基本目標5では、以下の指標を設定します。

基本目標5 福祉サービスの適切な利用体制づくり

指標の概要	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和9年度)
コミュニティバス乗降者数	33,968 人	40,000 人
子育て世代包括支援センター利用者数	1,962 人(R2)	1,700 人(※)
生活福祉資金貸付事業において、コロナ特例貸付申請世帯を対象とした生活状況確認のための面談実施世帯数	-	5 年間 累計 50 世帯
【アンケート調査結果より】 「福祉サービスや福祉活動の情報提供について、どのように感じておられますか」という質問に対し「提供されていない」と答えた方の割合	17.3%	10.0%
【アンケート調査結果より】 「成年後見制度」についてどのくらい知っていますか」という質問に対し「まったく知らない」と答えた方の割合	32.9%	20.0%

※出生数の推移が減少しているため



6 計画の推進体制

(1) 協働による計画の推進

計画を推進していくにあたっては、市、社会福祉協議会、市民、地域、団体、事業者がそれぞれの役割を認識し取り組みを進めていくことが必要です。地域福祉は、「自助」「互助・共助」「公助」の機能が相互に連携・補完・補強し合いながら進められるものであり、それぞれの担い手が、それぞれの役割を果たすことが大切です。

地域福祉活動の主役を担うのは、市民と地域です。本計画の施策ごとに掲げた「市民・地域が取り組むこと」に積極的に取り組んでいただけるよう、計画の周知に努めていきます。

市の役割としては、市民、地域、各種団体等が地域福祉に関する取り組みを円滑に進められるような環境整備の支援、ネットワークの構築等を進めていきます。

社会福祉協議会は、地域福祉を推進する中心的な役割を担う団体として、市と連携しながら、市民参加の支援や活性化をめざして、各種事業を実施していきます。

地域福祉の担い手が相互に連携をとり、それぞれの役割を果たしながら、協働して計画の推進に努めていきます。

(2) 推進体制

本計画は、市の「第3次地域福祉計画」と社会福祉協議会の「第3次地域福祉活動計画」を一体的に策定したものです。基本理念である「だれもが健康で安心して暮らせる福祉のまちづくり」の実現をめざし、市と社会福祉協議会が各施策に取り組み、連携・協力しながら事業の実施を推進していきます。

市の各施策については、各課がそれぞれの事業を推進していくとともに、庁内各課での連携や情報共有などを図りながら、総合的かつ横断的な地域福祉施策の展開に努めていきます。社会福祉協議会は、地域福祉活動の要となる団体として、地域福祉の推進に努めていきます。

市民、地域、各団体や社会福祉を目的とする事業者等に対し、計画に対する理解と協力、活動への参画を求めながら、計画の推進を図ります。

市民一人ひとりが、地域福祉の担い手として、福祉に対する意識と認識を高め地域福祉活動への参加に努めます。

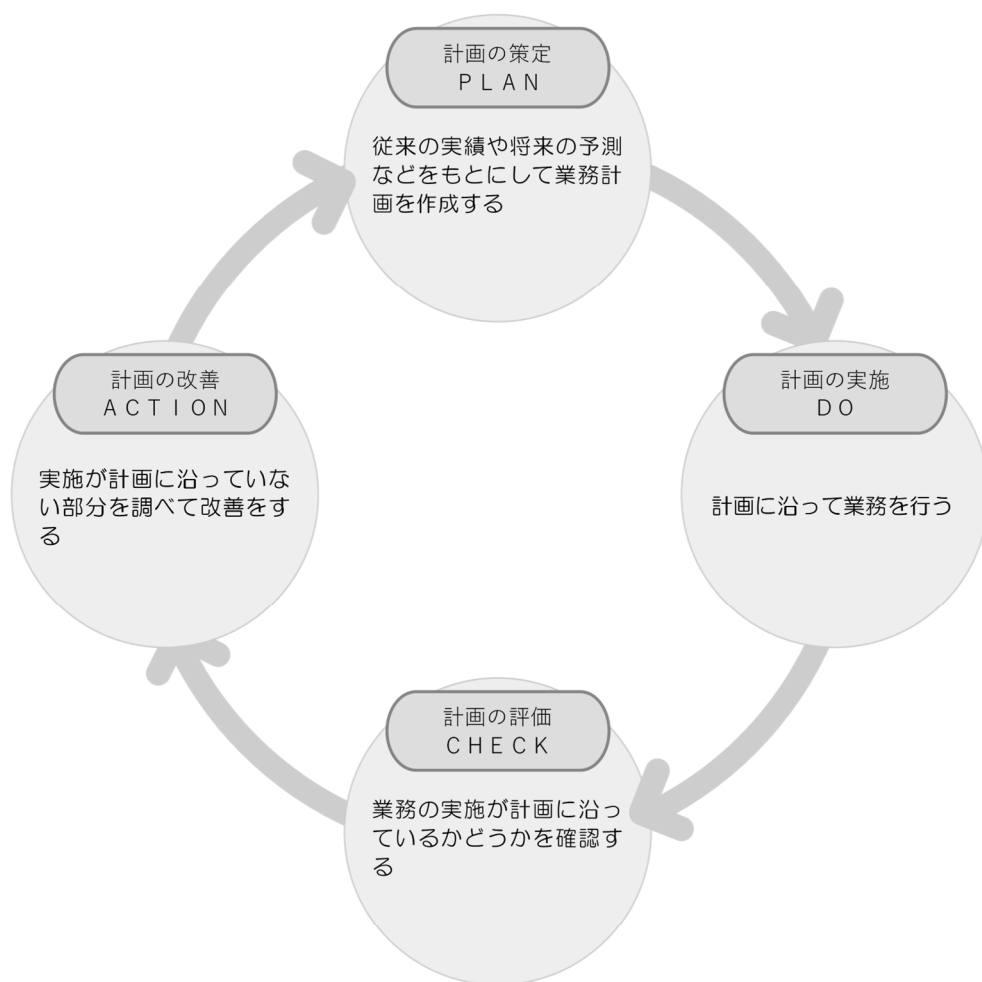
また、市・社会福祉協議会・市民の3者で話し合う場を設けるなど、地域の実情や課題などを把握し、必要とされる地域福祉活動について検討しながら、地域福祉推進や取り組みの改善につなげていきます。

(3) 評価・進捗管理

各取り組みの実施にあたっては、年度ごとに点検・評価を行い、その結果を踏まえた上で取り組みの充実・見直しを検討するなど、PDCAサイクルに基づき本計画を推進していきます。

また、重点的な取り組みを中心に、年度ごとの実施状況について、地域福祉計画は「地域福祉計画協議会」に、地域福祉活動計画は「みやま市社会福祉協議会地域福祉活動計画推進協議会」に報告し、実施状況の点検や課題整理などを行いながら、計画の進捗状況を確認し、計画を推進していきます。

地域における計画に沿った活動の推進については、両協議会の内容を市民に報告する機会を設け、市全体の取り組み状況の共有を図るとともに、市民による座談会などを通じて、計画に沿った地域福祉活動の推進と地域ごとの取り組み状況の振り返りを行っていきます。



※ PDCAサイクル（事業活動における管理業務を円滑に進める手法の一つ）
P = PLAN
（プラン）…具体的な施策など
D = DO
（ドゥ）…実行
C = CHECK
（チェック）…点検・評価
A = ACTION
（アクション）…改善

第5章 第2次みやま市自殺対策計画

1 計画策定の背景と趣旨

(1) 計画策定の趣旨

自殺対策については、平成28年4月に施行された改正自殺対策基本法の第1条で「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」をめざすこと、第2条で「自殺対策は、生きることの包括的な支援」であることが明記されました。また、都道府県と市町村はそれぞれ自殺対策計画を定めることが義務づけられました。

平成29年7月には、自殺対策基本法の改正趣旨や自殺の実態を踏まえて「自殺総合対策大綱」が策定され、社会における「生きることの阻害要因(自殺のリスク要因)」を減らし、「生きることの促進要因(自殺に対する保護要因)」を増やすことを通じて、社会全体の自殺リスクを低下させることが示されました。数値目標としては、先進諸国の現在の水準まで減少させることをめざし、令和8年までに自殺死亡률을平成27年の18.5より30%以上減少させ、13.0以下とすることを掲げています。

本市では、平成31年3月に「みやま市自殺対策計画」を策定したのちに、令和2年度に「みやま市自殺対策推進協議会」を設置し、多分野にわたる関係機関との連携強化を図るとともに、自殺対策を支える人材(ゲートキーパー)の養成をはじめ、相談窓口の周知や自殺未遂者への支援等の自殺対策の取り組みを積極的に進めてきました。

このたび、「みやま市自殺対策計画」の第1次の計画期間が終了することから、国、県の最新の動向や新型コロナウイルス感染症の影響による不安や、孤独・孤立など新たな課題にも対応するため、「第2次みやま市自殺対策計画(以下、「本計画」という)」を策定し、新たな自殺予防対策の指針とします。

(2) 計画策定の背景

わが国の自殺者数は平成10年以降、14年連続して3万人を超える状態が続いていましたが、平成24年に15年ぶりに3万人を下回りました。令和元年は2万169人で、昭和53年の統計開始以来最少となりました。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の感染拡大とともに、社会的な孤独・孤立が深刻化した令和2年は前年より912人(4.5%)多い2万1,081人となり、11年ぶりに増加に転じ、令和3年は前年より74人(0.4%)減少したものの2万1,007人と、ほぼ横ばいとなりました。また、令和3年の自殺死亡率(人口10万人あたりの自殺者数)は16.8と令和元年の16.0より悪化しています。

また、コロナ禍において女性や若者の自殺者数も増えており、特に児童・生徒においては令和2年に自殺者数が過去最高の499人となりました。

このような状況のなか、内閣官房では社会的不安に寄り添い、コロナ禍で深刻化する社会的な孤独・孤立の問題について総合的な対策を推進するための企画及び立案並びに総合調整に関する事務を処理するため、孤独・孤立対策担当室が設置されました。令和4年7月には孤独・孤立に関わる悩みを24時間対応で受ける無料の電話相談ダイヤル「孤独・孤立相談ダイヤル」が試験的に運用されるなどしています。

(3) 関連計画との関連性

自殺対策計画は、平成28年に改正された「自殺対策基本法」第13条第2項の規定により、本市における実情を勘案して定める自殺対策についての計画であり、「みやま市地域福祉計画」「みやま市健康増進計画『健康みやま21』」や、令和4年10月に見直された自殺総合対策大綱及び福岡県自殺対策計画との整合を図りながら策定するものです。

また、自殺対策計画と地域福祉計画は密接に関係していることから、上位計画である地域福祉計画と一体的に策定します。

(4) 計画の期間

計画の期間は、令和5年度から令和9年度までの5年間とします。

なお、法制度等の改正があった場合には、必要に応じて見直しを行います。

2 みやま市における自殺の特徴

(1) 統計データでみるみやま市の自殺の現状

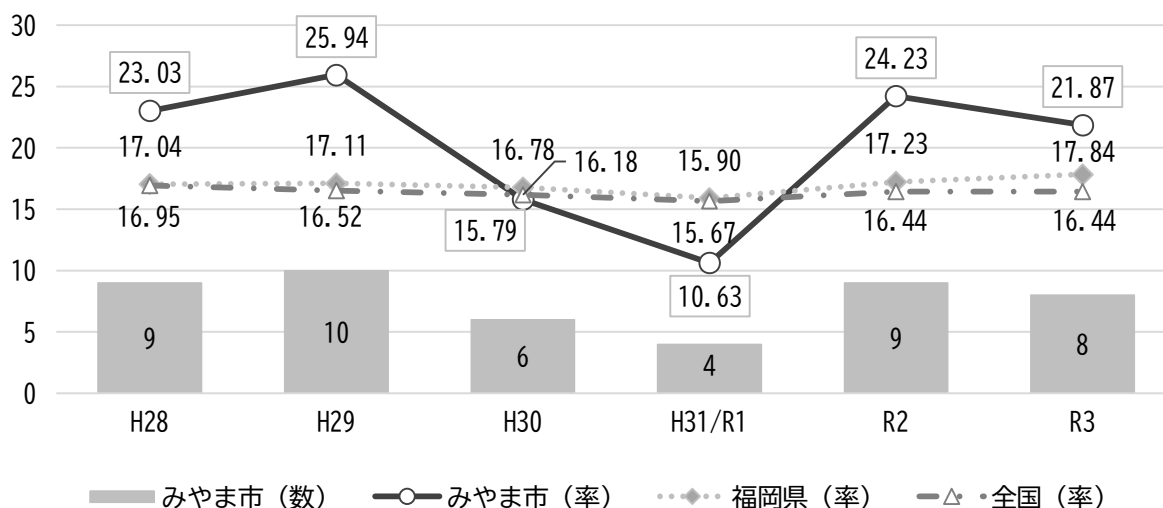
①自殺者数及び人口10万人あたりの自殺者数(自殺死亡率)の推移

平成28年から令和3年までの本市の自殺者数は、最も少なかったのが平成31年/令和元年の4人、最も多かったのが平成29年の10人となっています。

人口10万人あたりの自殺者数(自殺死亡率)は、全国、福岡県ともに微減傾向にありましたが、平成31年/令和元年以降では微増傾向にあります。

本市の自殺死亡率は、平成29年以降、平成31年/令和元年にかけて減少し、全国、福岡県の自殺死亡率を下回りましたが、令和2年以降は全国及び福岡県の自殺死亡率を上回っています。また、最も低いのは平成31年/令和元年の10.63で、最も高いのは平成29年の25.94となっています。

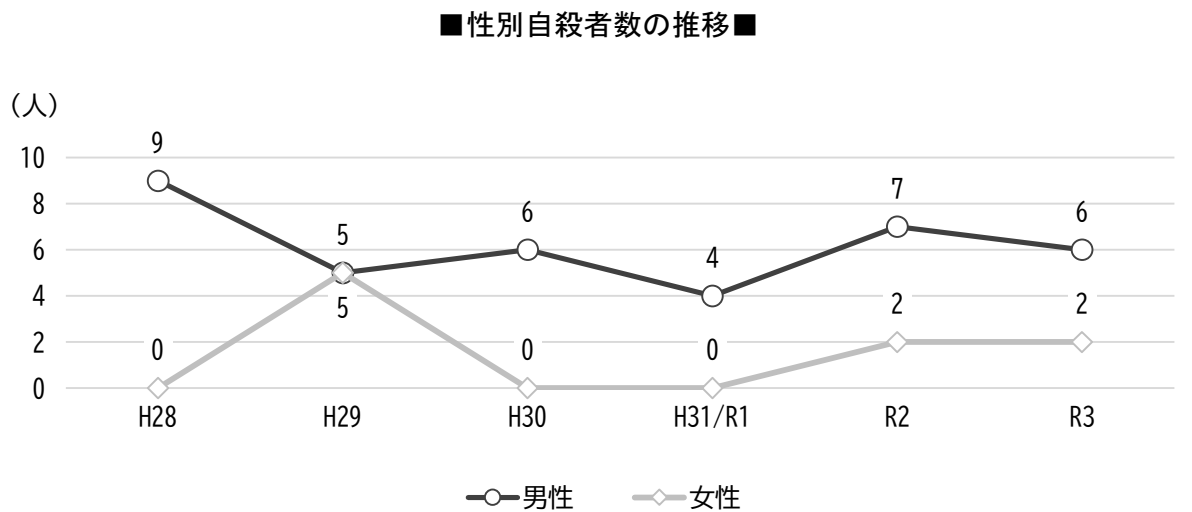
■ 自殺者数及び自殺死亡率の推移 ■



資料：地域における自殺の基礎資料（厚生労働省）

②性別自殺者数の推移

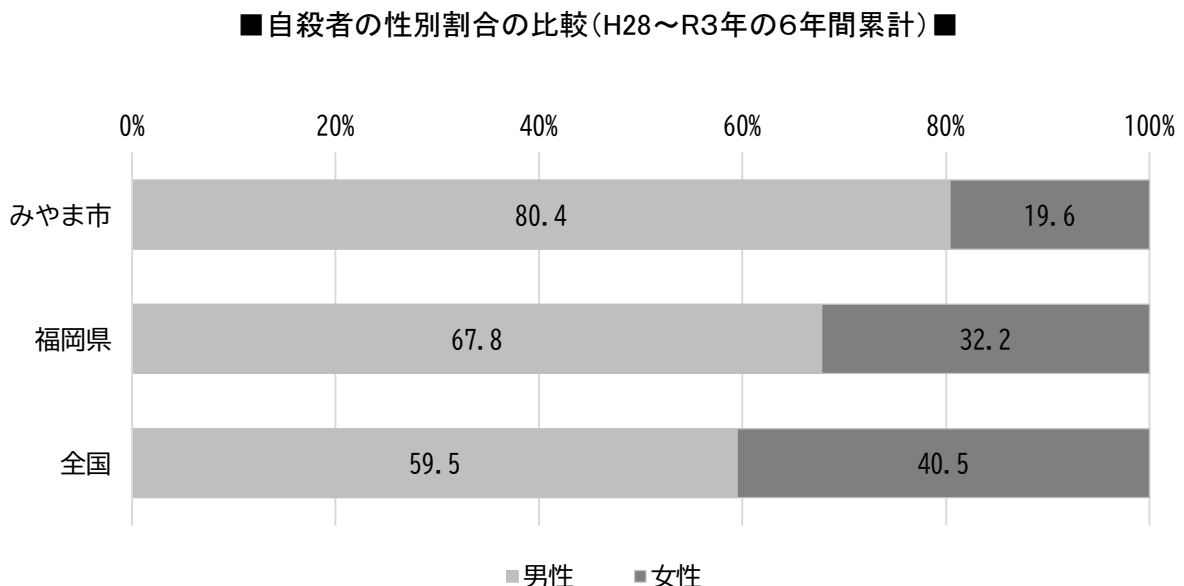
本市の自殺者数の推移を性別にみると、平成29年を除き、男性が多くなっています。
6年間の総数では男性が37人、女性が9人となっています。



資料：地域における自殺の基礎資料（厚生労働省）

●性別割合の比較(全国・福岡県・市)

平成28年から令和3年の6年間の累計を全国、福岡県と比較してみると、本市では約8割、福岡県では約7割、全国では約6割が男性となっており、全国、福岡県と比較して、本市では男性の割合が多くなっています。

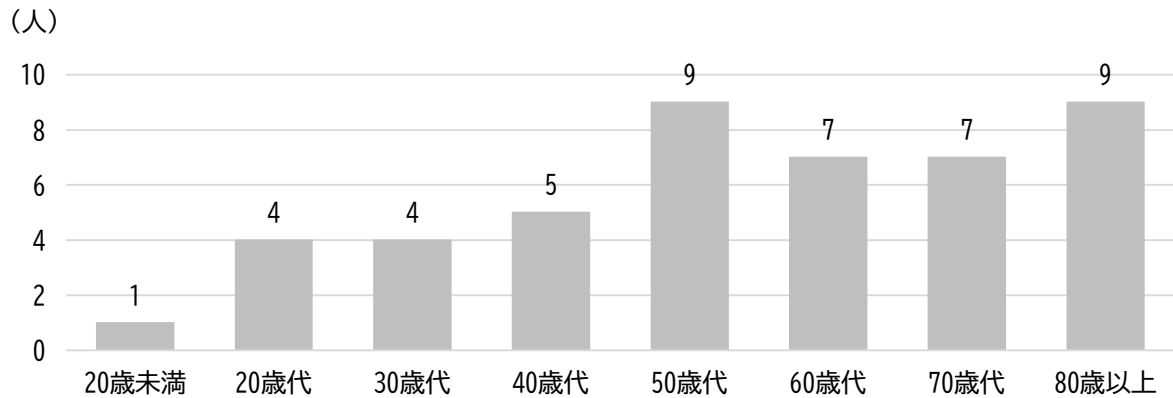


資料：地域における自殺の基礎資料（厚生労働省）

③年代別の自殺者数

平成28年から令和3年までの本市の自殺者数の合計を年代別にみると、50歳代、80歳以上が9人で最も多く、次いで60歳代、70歳代が7人となっており、最も少ないのは20歳未満で1人となっています。

■年代別の自殺者数(H28～R3年の6年間累計)■

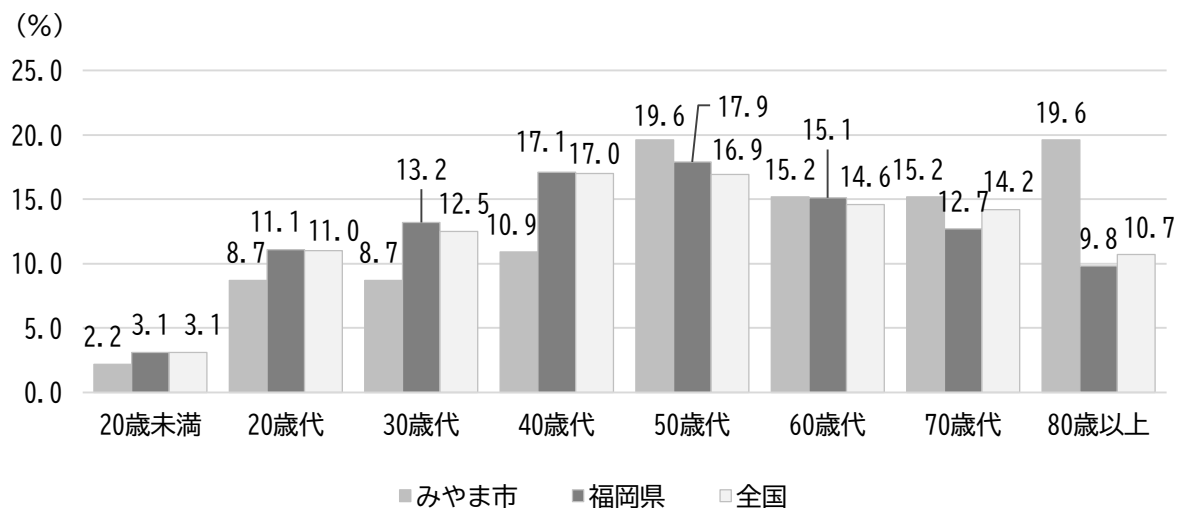


資料：地域における自殺の基礎資料（厚生労働省）

●年代別割合の比較(全国・福岡県・市)

平成28年から令和3年の6年間の累計を全国、福岡県と比較してみると、本市は50歳代以上で国・福岡県を上回っています。

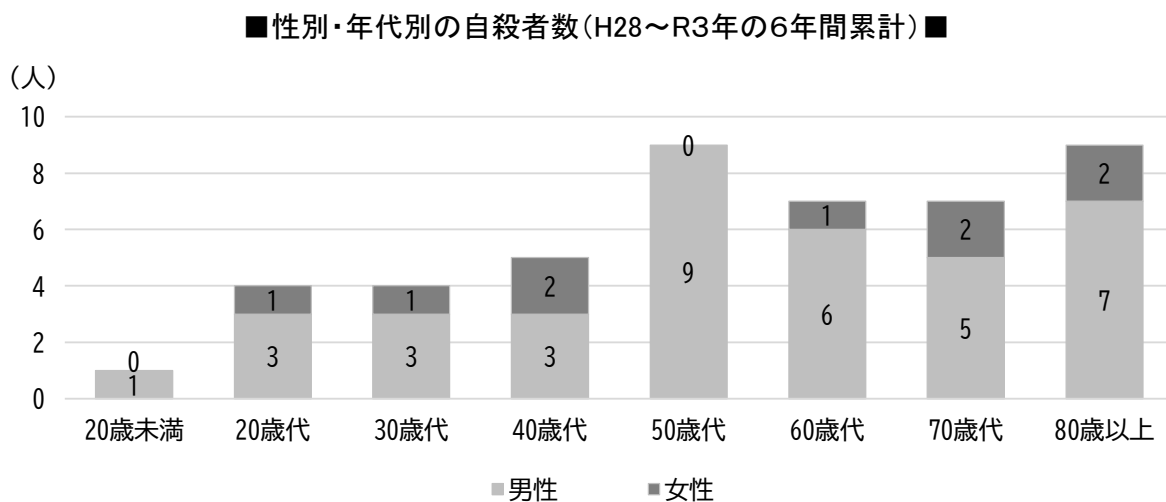
■自殺者の年代別割合の比較(H28～R3年の6年間累計)■



資料：地域における自殺の基礎資料（厚生労働省）

●性別・年代別の自殺者数

平成28年から令和3年までの6年間の累計自殺者数は46人であり、内訳では男性が37人、女性が9人で男性が女性のおよそ4.1倍になっています。性別・年代別の自殺者数では、男性の50歳代が9人と最も多く、次いで男性の80歳以上が7人となっています。

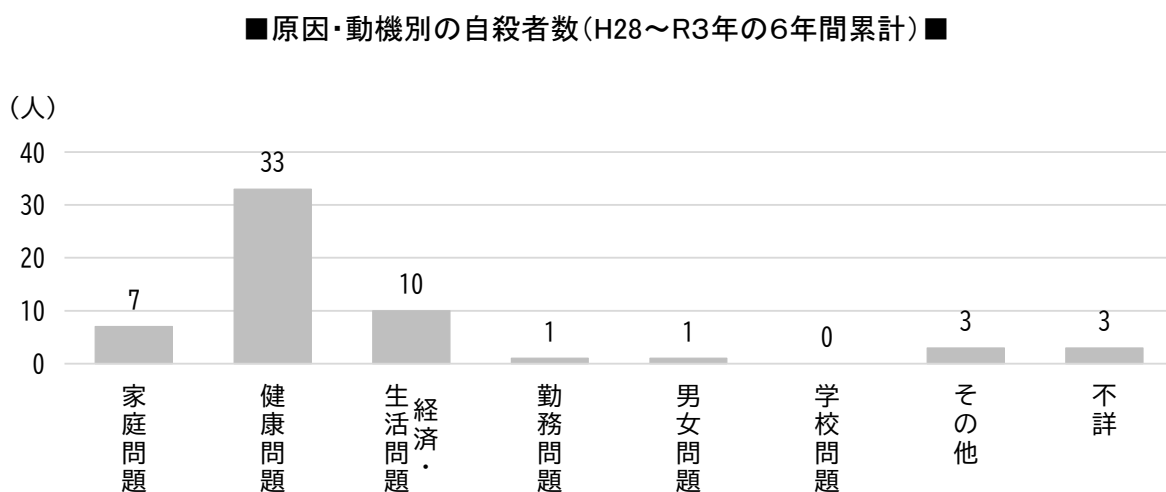


資料：地域における自殺の基礎資料（厚生労働省）

④原因・動機別の自殺者数

平成28年から令和3年までの本市の自殺者数の合計を原因・動機別にみると「健康問題」が圧倒的に多くなっています。

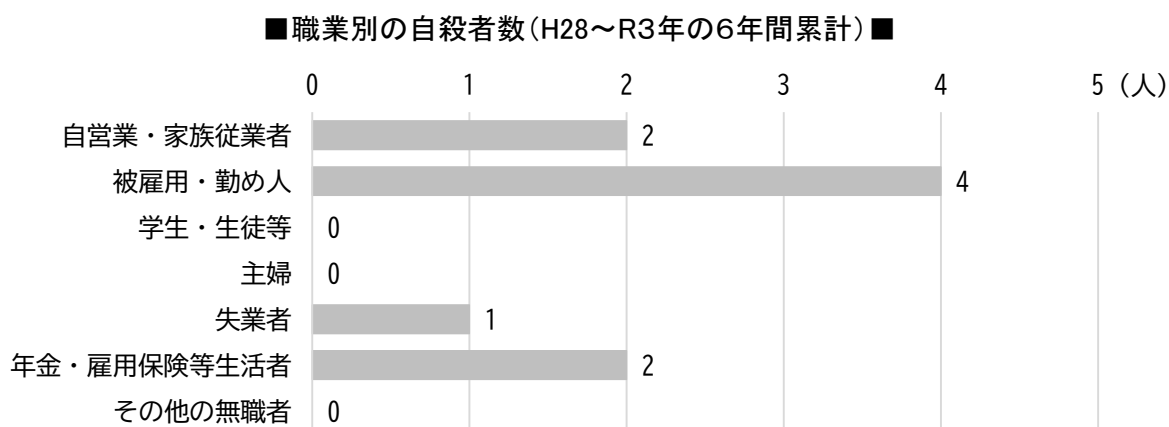
（※自殺の原因・動機については、3つまで選択できるため、自殺者累計数とは一致しません）



資料：地域における自殺の基礎資料（厚生労働省）

⑤職業別の自殺者数

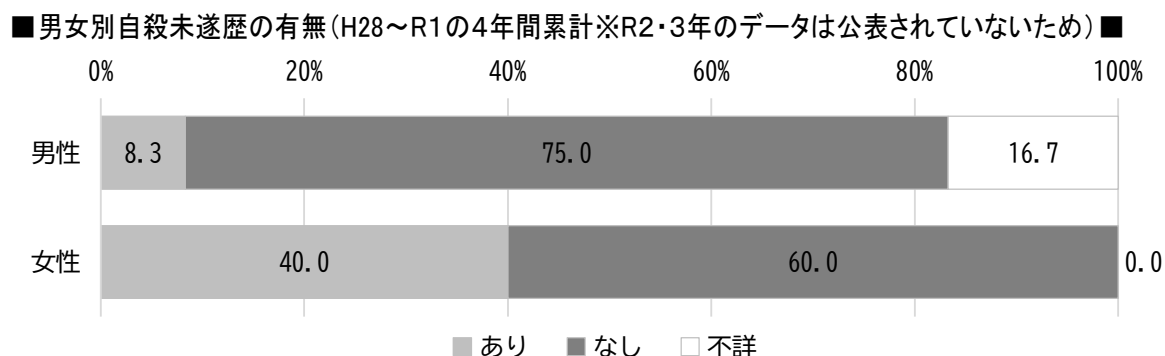
平成28年から令和3年までの本市の自殺者数の合計を職業別にみると「被雇用・勤め人」が最も多く、次いで「自営業・家族従業者」「年金・雇用保険等生活者」となっています。



資料：地域における自殺の基礎資料（厚生労働省）

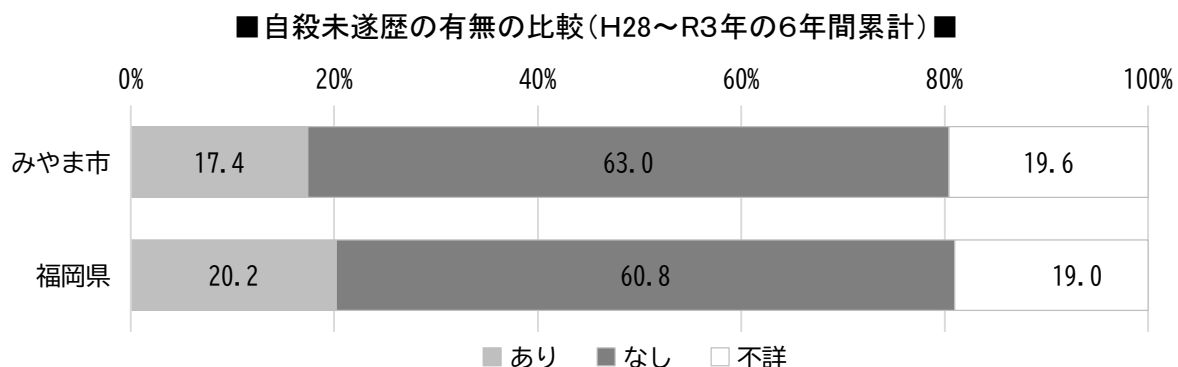
⑥自殺未遂歴の有無

平成28年から令和元年までの本市の自殺者数の合計を自殺未遂歴の有無別にみると、男性は「なし」が75.0%となっており、「あり」は10%に満たない割合となっています。男性に比べて女性は「あり」の割合が非常に多く、40.0%に達しています。



●自殺未遂歴の有無の比較(福岡県・市)

平成28年から令和3年までの自殺未遂歴の有無を比較すると、本市は福岡県に比べて「なし」の比率がやや多くなっています。



資料：地域における自殺の基礎資料（厚生労働省）

(2) 対策が優先されるべき対象群の把握

●地域の自殺の特徴

本市(住居地)の平成28年～令和3年の自殺者数は合計46人(男性37人、女性9人)です(厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」(自殺日・住居地)より集計)。

■地域の主な自殺者の特徴(平成28年～令和2年合計)＜特別集計(自殺日・住居地)＞

自殺者の特性上位5区分	自殺者数 (5年計)	割合	自殺死亡率* (10万対)	背景にある主な自殺の危機経路*
1位:男性 60歳以上無職同居	11	28.9%	65.9	失業(退職)→生活苦+介護の悩み(疲れ)+身体疾患→自殺
2位:男性 40～59歳有職同居	6	15.8%	32.6	配置転換→過労→職場の人間関係の悩み+仕事の失敗→うつ状態→自殺
3位:男性 20～39歳無職同居	3	7.9%	110.1	①【30代その他無職】ひきこもり+家族間の不和→孤立→自殺／②【20代学生】就職失敗→将来悲観→うつ状態→自殺
4位:男性 20～39歳有職同居	3	7.9%	24.2	職場の人間関係/仕事の悩み(ブラック企業)→パワハラ+過労→うつ状態→自殺
5位:男性 40～59歳有職独居	2	5.3%	185.4	配置転換(昇進/降格含む)→過労+仕事の失敗→うつ状態+アルコール依存→自殺

資料：警察庁自殺統計原票データを厚生労働省（自殺対策推進室）にて特別集計

※区分の順位は自殺者数の多い順で、自殺者数が同数の場合は自殺死亡率の高い順としています。

※自殺死亡率の算出に用いた人口(母数)は、平成27年国勢調査をもとに一般社団法人いのち支える自殺対策推進センターにて推計したものです。

※「背景にある主な自殺の危機経路」は、NPO法人 自殺対策支援センターライフリンク「自殺実態白書2013」を参考に推定したものです。自殺者の特性別にみて代表的と考えられる経路の一例を示しており、記載の経路が唯一のものではないことに留意ください。

(3) みやま市の自殺者の傾向

①みやま市における自殺者の傾向

- ・本市の自殺死亡率は、平成 29 年以降、平成 31 年/令和元年にかけて減少し、全国、福岡県の自殺死亡率を下回りましたが、令和2年以降は全国及び福岡県の自殺死亡率を上回っています。
- ・平成 28 年から令和3年の6年間の自殺者数の総数は男性が 37 人、女性が9人となっており、男性が約8割、女性が約2割と、全国、福岡県と比較して、男性の割合が多くなっています。
- ・自殺者数を年代別にみると、50 歳代と 80 歳以上が9人で最も多く、年代別割合は 50 歳代以上で全国、福岡県の割合を上回っており、特に、80 歳以上では、大きく上回っています。
- ・平成 28 年から令和3年までの自殺者数の合計を原因・動機別にみると「健康問題」が圧倒的に多くなっており、「経済・生活問題」「家庭問題」と続きます。
- ・職業別に自殺者数をみると、「被雇用・勤め人」が最も多く、「自営業・家族従事者」「年金・雇用保険等生活者」と続きます。
- ・自殺未遂歴の有無について、女性は「自殺未遂歴あり」が4割となっている一方で、男性は「自殺未遂歴なし」が7割以上となっており、男性は自殺未遂歴がなく自殺に至る場合が多いようです。

②みやま市における自殺のリスクが高い集団

- ・自殺者数が最も多いのは、60 歳以上の男性の無職者で同居人がいる人です。平成 28 年から令和 2 年の5年間の自殺者数は 11 人(自殺死亡率は 65.9)で、全体の 28.9%を占めています。
- ・次に自殺者数が多いのは、40～59 歳の男性の有職者で、同居人がいる人です。平成 28 年から令和 2 年の5年間の自殺者数は6人(自殺死亡率は 32.6)で、全体の 15.8%を占めています。
- ・3番目に多いのは、20～39 歳の男性の無職者で、同居人がいる人です。平成 28 年から令和 2 年の5年間の自殺者数は3人(自殺死亡率は 110.1)で、全体の 7.9%を占めています。
- ・4番目に多いのは、20～39 歳の男性の有職者で、同居人がいる人です。平成 28 年から令和 2 年の5年間の自殺者数は3人(自殺死亡率は 24.2)で、全体の 7.9%を占めています。
- ・5番目に多いのは、40～59 歳の男性の有職者で、同居人がいない人です。平成 28 年から令和 2 年の5年間の自殺者数は2人(自殺死亡率は 185.4)で、全体の 5.3%を占めています。

(4) 住民意識調査より(こころの健康)

①調査の目的

第2次計画の策定にあたり、市民の「こころの健康に関する意識」を把握し、計画策定や施策推進に役立てることを目的としてアンケート調査を実施しました。

(※第2次計画は、第3次地域福祉計画と一体的に策定するために、調査も一体的に実施)

②調査概要

◇調査対象者：市内在住の18歳以上の方2,500名(無作為抽出)

◇調査期間：令和4年1月16日(日)～2月6日(日)

◇調査方法：郵送配布・郵送回収による本人記入方式またはwebによる回答

③回収結果

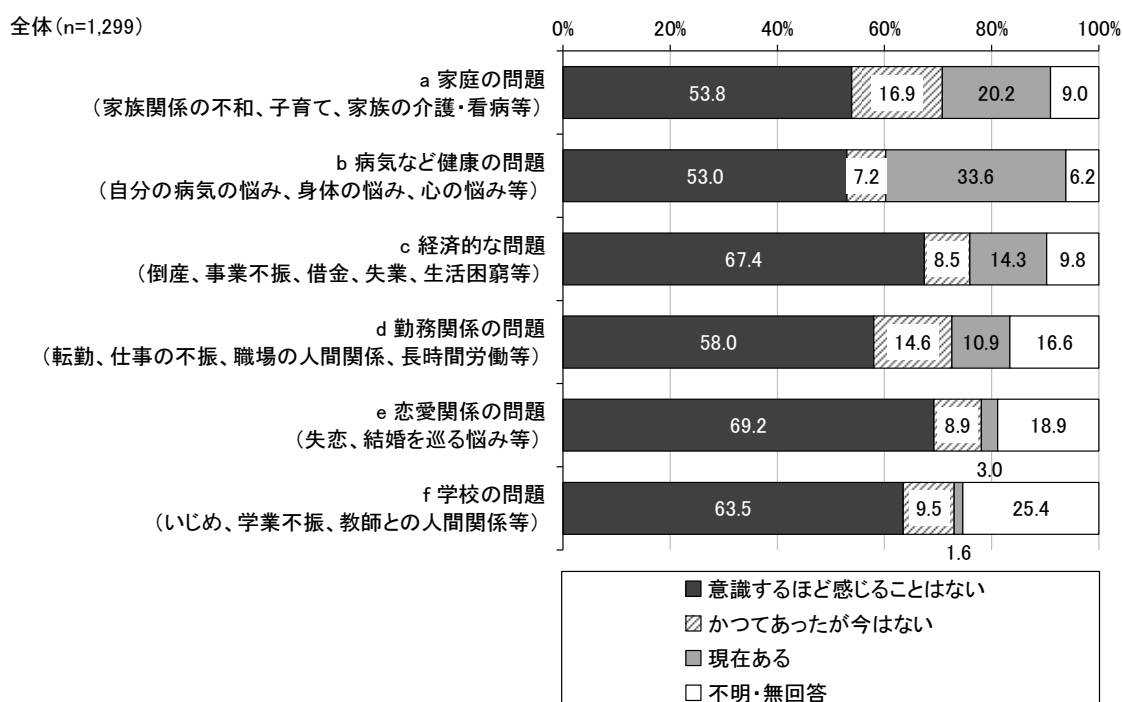
◇配布数：2,500件

◇有効回収数：1,299件(うち、郵送による回収1,205件、webによる回答94件)

◇有効回収率：52.0%

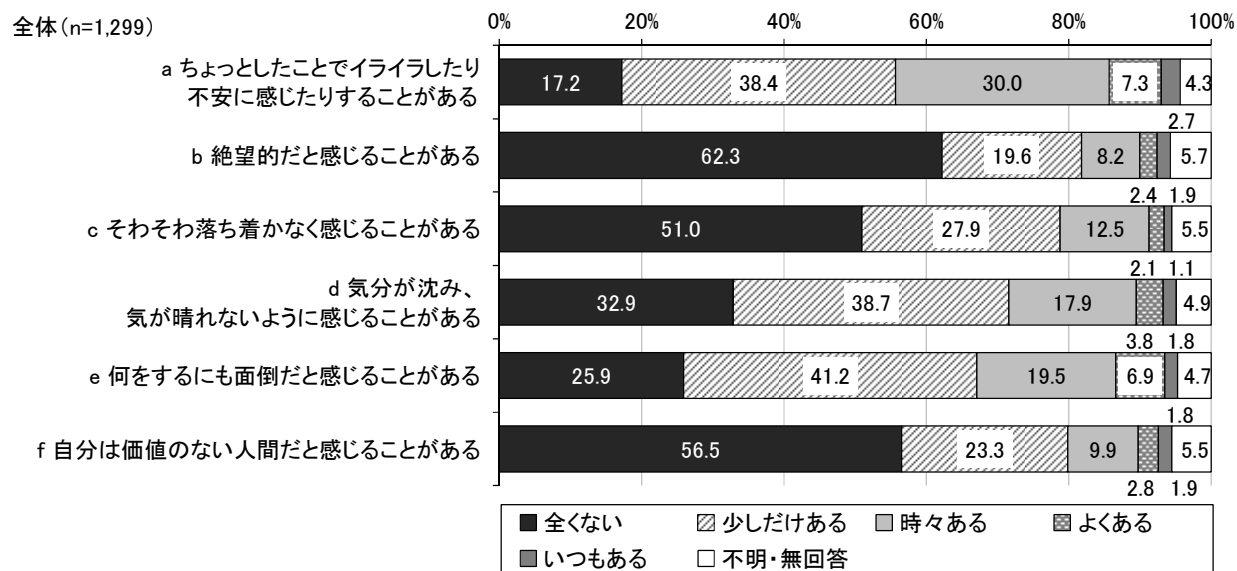
1. あなたは日頃、a～fのそれぞれの問題に関して、悩みや苦勞、ストレス、不満を感じることがあります。か。(それぞれに○は1つ)

日頃の悩みや苦勞、ストレス、不満についてみると、[現在ある]では「病気など健康の問題(自分の病気の悩み、身体の悩み、心の悩み等)」が33.6%と最も多く、次いで「家庭の問題(家族関係の不和、子育て、家族の介護・看病等)」が20.2%となっています。



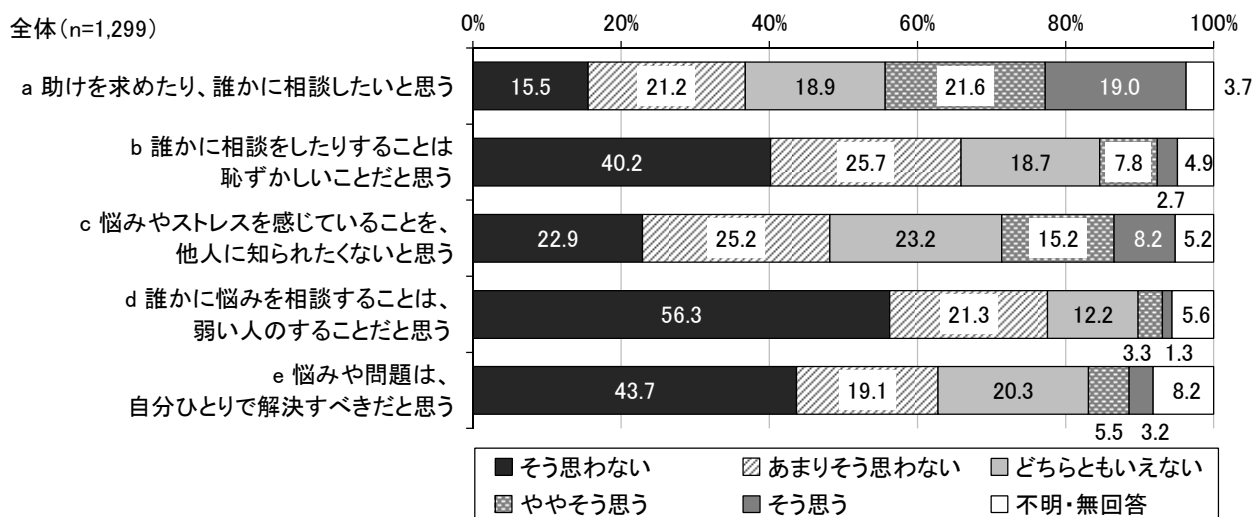
2. あなたは日々の生活の中で、次のように感じることがありますか。(それぞれに○は1つ)

日々の生活の中で感じることにしてみると、『ある』(「少しだけある」「時々ある」「よくある」「いつもある」の合計)では「ちょっとしたことでイライラしたり不安に感じたりすることがある」が78.4%と最も多く、次いで「何をするにも面倒だと感じることがある」が69.4%となっています。



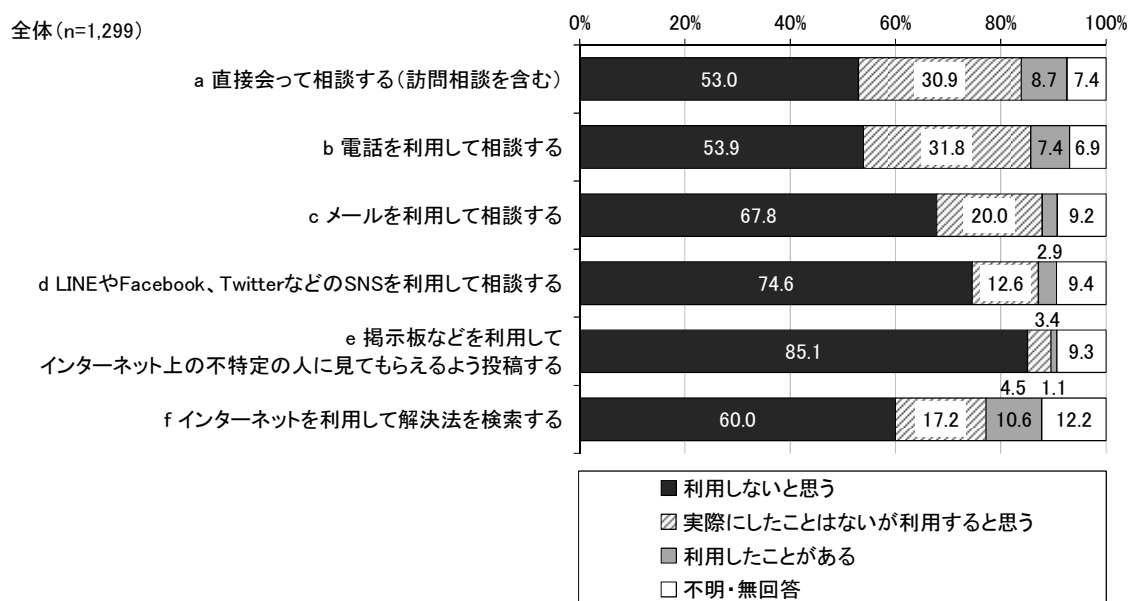
3. あなたは悩みやストレスを感じた時に、どう考えますか。(それぞれに○は1つ)

悩みやストレスを感じたときの考え方についてみると、『そう思う』(「ややそう思う」「そう思う」の合計)では「助けを求めたり、誰かに相談したいと思う」が40.6%と最も多く、次いで「悩みやストレスを感じていることを、他人に知られたくないと思う」が23.4%となっています。



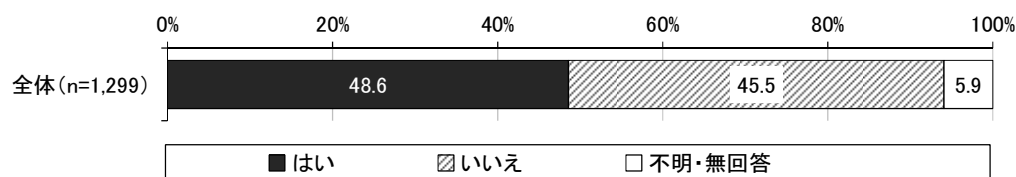
4. あなたは悩みやストレスを感じた時に、以下のどのような方法を利用したことがありますか。または、利用したいと思いますか。（それぞれに○は1つ）

悩みやストレスを感じた時に利用したことがある方法についてみると、[利用しないと思う]では「掲示板などを利用してインターネット上の不特定の人に見てもらえるよう投稿する」が85.1%と最も多く、次いで「LINEやFacebook、TwitterなどのSNSを利用して相談する」が74.6%、[実際にしたことはないが利用すると思う]では「電話を利用して相談する」が31.8%と最も多く、次いで「直接会って相談する（訪問相談を含む）」が30.9%、[利用したことがある]では「インターネットを利用して解決法を検索する」が10.6%と最も多くなっています。



5. あなたはこれまで自殺対策に関する啓発物を見たり聞いたりしたことがありますか。（1つだけに○）

自殺対策に関する啓発物を見たり聞いたりしたことがあるかについてみると、「はい」が48.6%、「いいえ」が45.5%となっています。

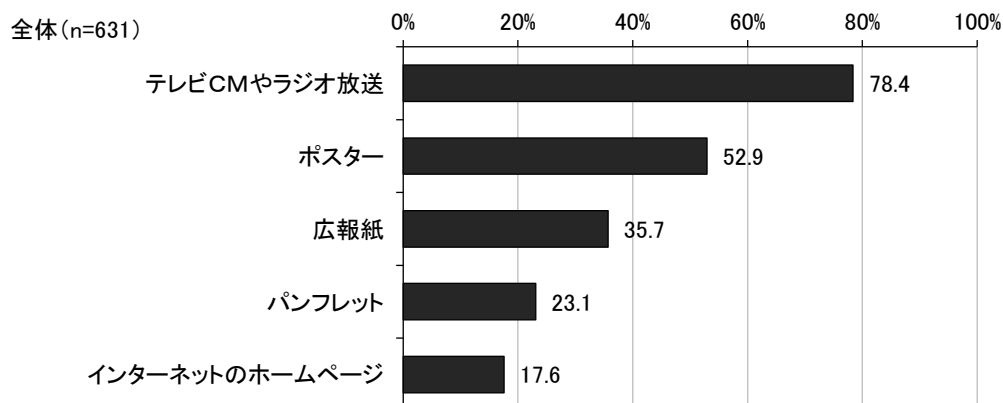


「5」で「はい」を選んだ方におうかがいします。

6. あなたがこれまで見たり聞いたりしたことのある自殺対策に関する啓発物は何ですか。

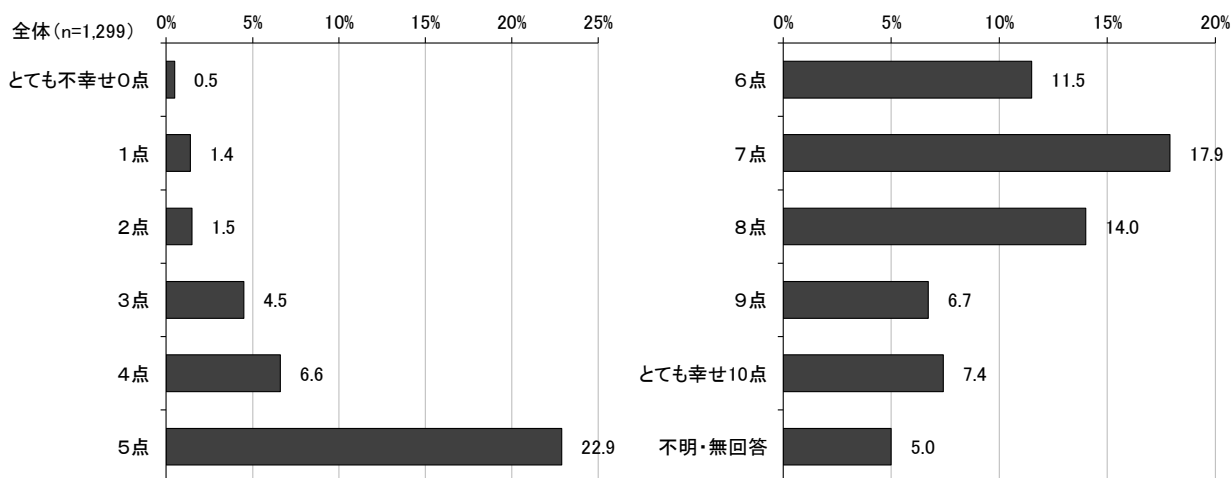
(あてはまるものすべてに○)

これまで見たり聞いたりしたことのある自殺対策に関する啓発物についてみると、「テレビCMやラジオ放送」が78.4%と最も多く、次いで「ポスター」が52.9%となっています。



7. 現在、あなたはどの程度幸せですか。「とても不幸せ(0点)」から「とても幸せ(10点)」の間で表すと、何点だと思いますか。数字に○を付けてください。(1つだけに○)

現在の幸福度についてみると、「5点」が22.9%と最も多く、次いで「7点」が17.9%となっています。「不明・無回答」を除いた平均点は6.3点となっています。



(5) ひきこもり等に関する調査より

①調査の目的(「福岡県におけるひきこもり等に関する調査」調査票より転載)

近年、ひきこもり状態にある方は、子どもから中高年まで幅広い年代にわたり、社会問題となっています。また、いわゆる就職氷河期世代の中には、社会参加に向けてより丁寧な支援を必要としている方がおられますが、いずれも対象者の実態やニーズの把握はできていない状況です。本調査は、県内で活動されている民生委員・児童委員の皆様を対象に実施するもので、担当地区において把握されている情報から、県内のひきこもり状態にある方の実態やニーズを把握し、今後の施策の基礎資料とすることを目的としています。

②調査概要

◇調査対象者：概ね15歳から64歳で、6か月以上連続して、次のいずれかに該当する方

(1)ふだんは家にいるが、自分の趣味に関する用事のときだけ外出する

(2)ふだんは家にいるが、近所のコンビニなどには出かける

(3)自室からは出るが家からは出ない、または、自室からほとんど出ない

※ただし、重度の障がいや重度の疾病で外出できない方を除く

◇調査期間：令和3年8月

◇調査方法：地域の民生委員・児童委員(主任児童委員は除く)へのシート(調査票)による調査

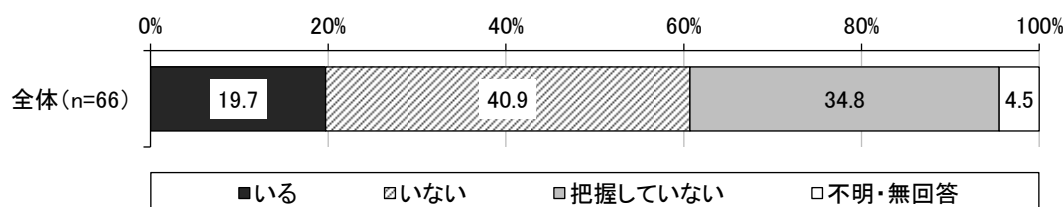
③回収結果

◇有効回収数：66件(※本市で回収された件数)

1. あなたの担当地区に、6か月以上連続で、次のいずれかに該当する方がいますか。

- (1)ふだんは家にいるが、自分の趣味に関する用事のときだけ外出する
(2)ふだんは家にいるが、近所のコンビニなどには出かける
(3)自室からは出るが家からは出ない、または、自室からほとんど出ない
※ただし、重度の障がいや重度の疾病で外出できない方を除きます

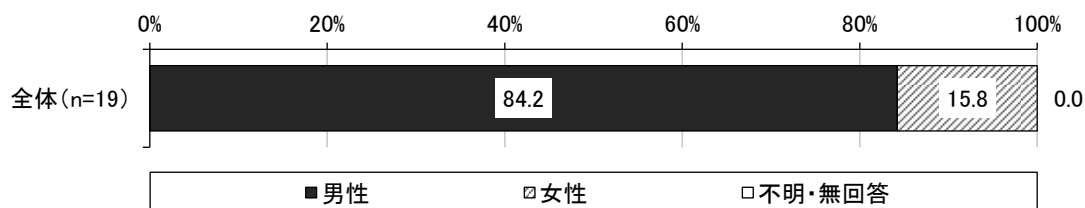
該当者の有無についてみると、「いない」が40.9%と最も多く、次いで「把握していない」が34.8%、「いる」が19.7%となっています。



2. 1で「いる」と回答した方にお尋ねします。その方の状況を記入してください。

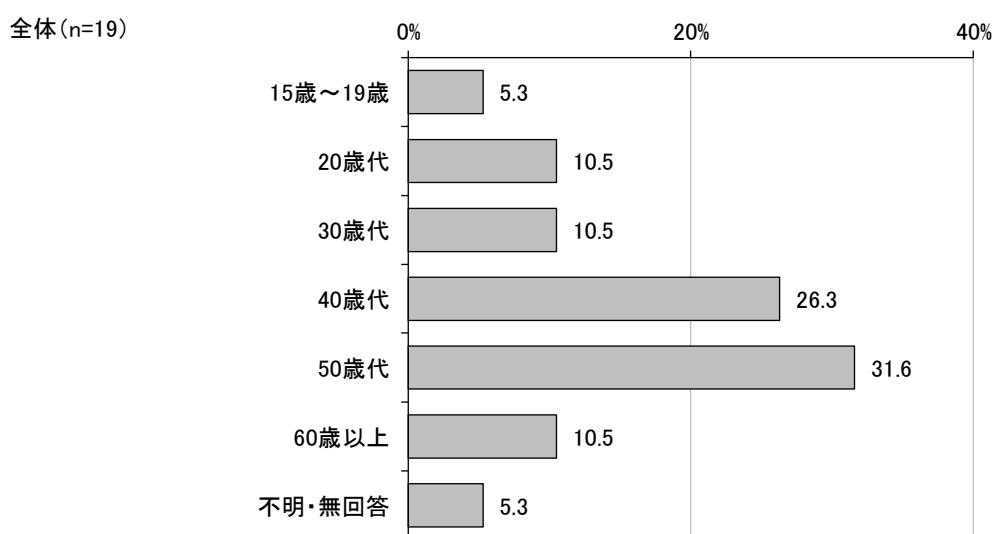
①性別

性別についてみると、「男性」が84.2%、「女性」が15.8%となっています。



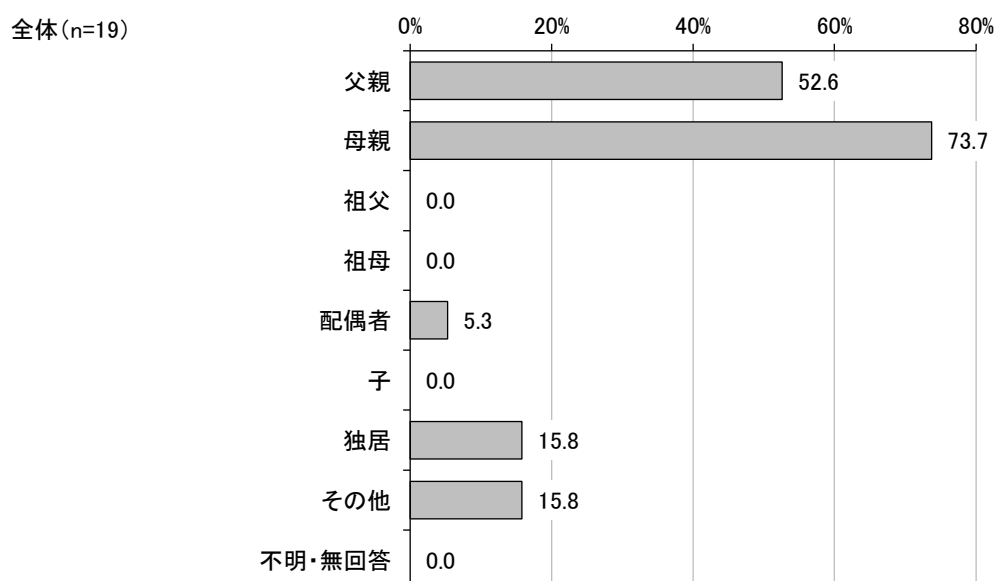
②年齢(わからない場合は推測で選択してください)

年齢についてみると、「50歳代」が31.6%と最も多く、次いで「40歳代」が26.3%、「20歳代」「30歳代」「60歳以上」が10.5%となっています。



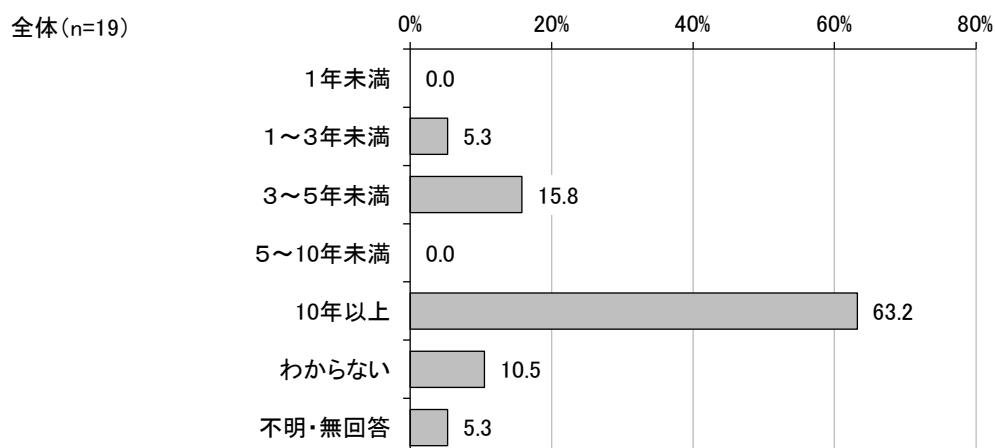
③世帯の状況

該当する方の世帯の状況(同居家族の有無)についてみると、「母親」が73.7%と最も多く、次いで「父親」が52.6%、「独居」が15.8%となっています。



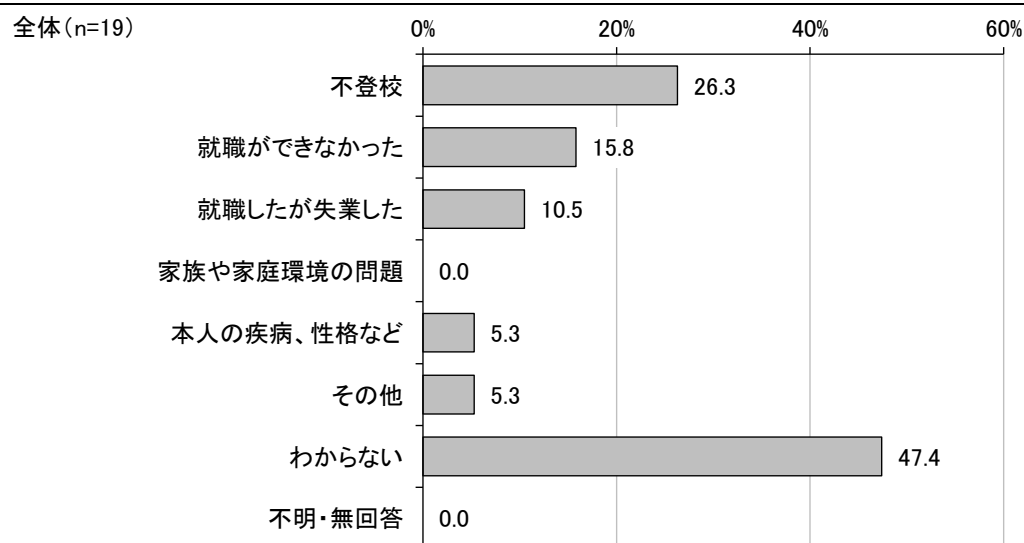
④ひきこもっている期間について

ひきこもっている期間についてみると、「10年以上」が63.2%と最も多く、次いで「3～5年未満」が15.8%、「わからない」が10.5%となっています。



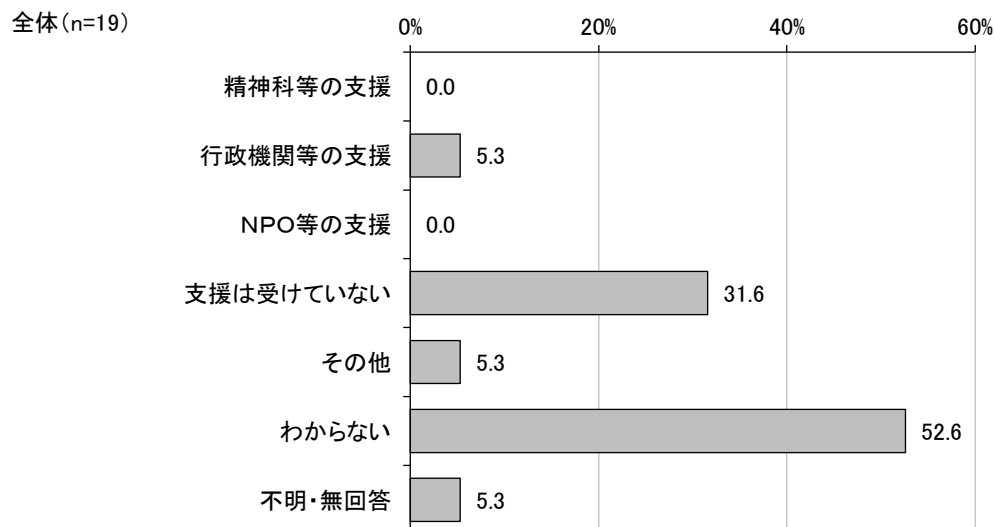
⑤ひきこもりに至った経緯について(わかる範囲で、すべて記入してください。)

ひきこもりに至った経緯についてみると、「わからない」が47.4%と最も多く、次いで「不登校」が26.3%、「就職ができなかった」が15.8%となっています。



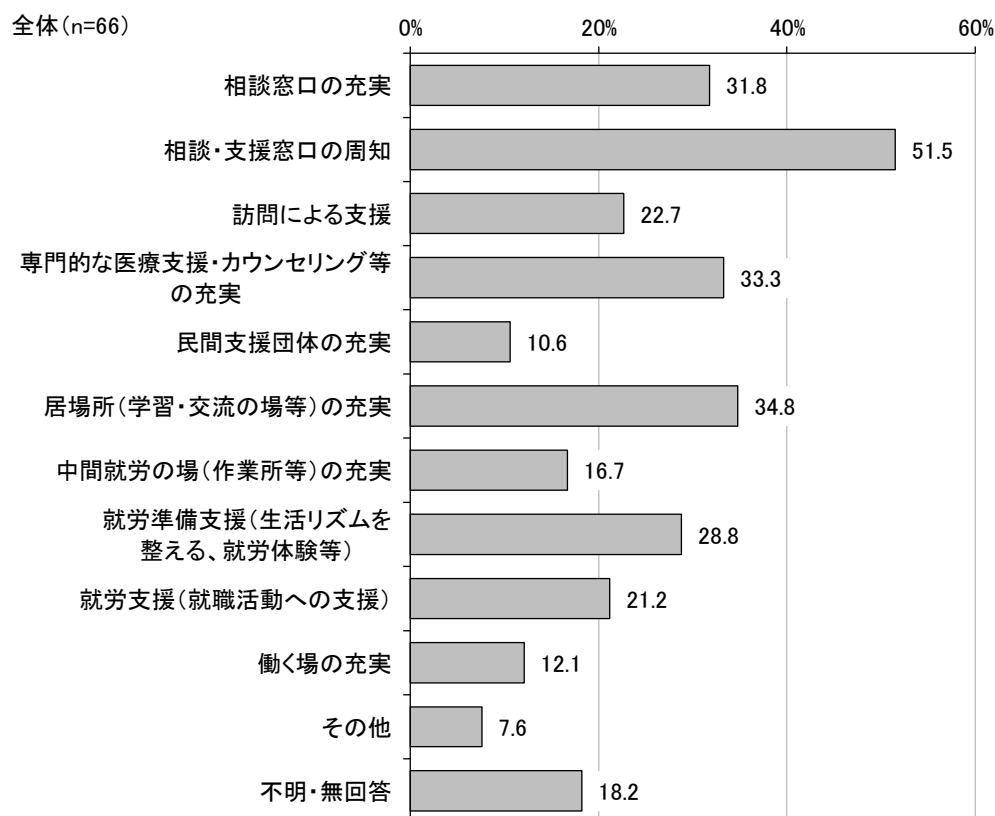
3. 本人が受けている支援について(わかる範囲で、すべて記入してください。)

本人が受けている支援についてみると、「わからない」が52.6%と最も多く、次いで「支援は受けていない」が31.6%、「行政機関等の支援」が5.3%となっています。



4. ひきこもり状態の方やその家族への支援として、あなたの地域に必要なと思う社会資源や取り組みについて、記入してください。

ひきこもり状態の方やその家族への支援として、地域に必要なと思う社会資源や取り組みについてみると、「相談・支援窓口の周知」が51.5%と最も多く、次いで「居場所(学習・交流の場等)の充実」が34.8%、「専門的な医療支援・カウンセリング等の充実」が33.3%となっています。

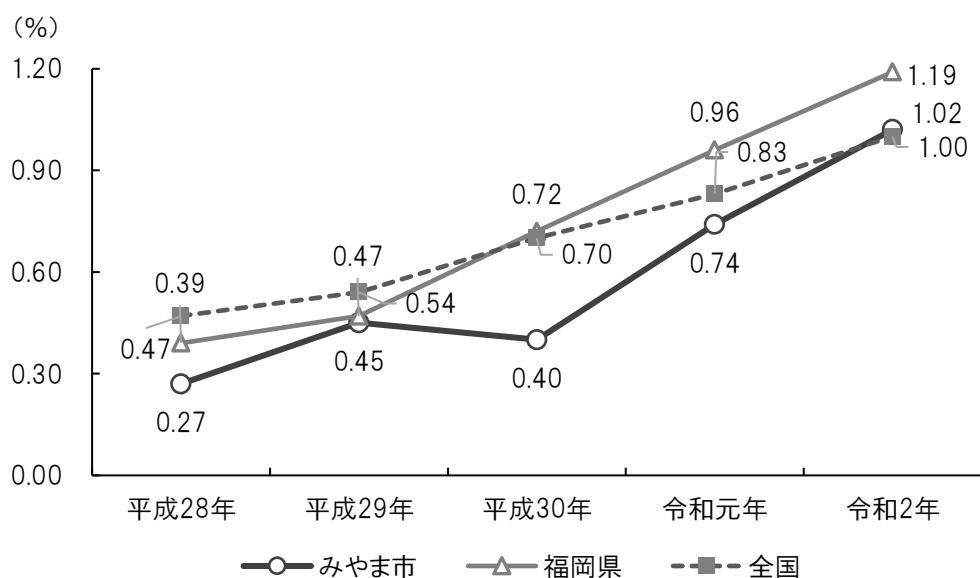


(6) 不登校に関する統計

①不登校の出現率

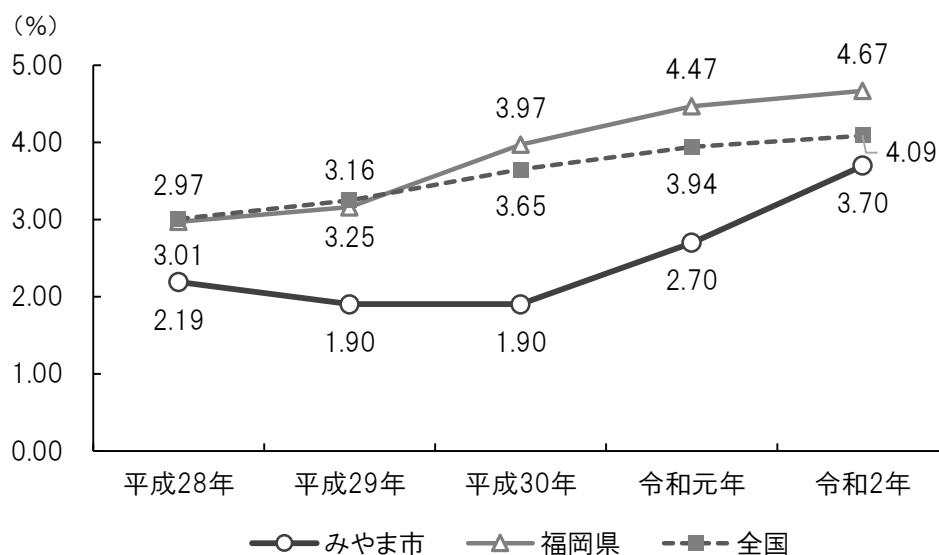
不登校の出現率についてみると、小学校、中学校ともに、全国・福岡県を下回って推移しているものの、上昇傾向にあります。

■不登校の出現率(小学校)■



資料：みやま市調べ

■不登校の出現率(中学校)■



資料：みやま市調べ

3 自殺対策の基本的な考え方

(1) 自殺対策の基本理念

本市では、第1次計画に引き続き、自殺総合対策大綱における基本理念の「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」をめざします。

基本理念 誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現をめざして



(2) 自殺対策の基本認識

令和4年10月に閣議決定した新たな自殺総合対策大綱では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響等、近年の状況や動向を踏まえた新たな基本理念や基本認識が示されました。

本市における自殺対策については、上記の自殺対策大綱等を踏まえ、次に掲げる基本認識に基づいて取り組みます。

1. 自殺は誰にでも起こり得る身近な問題である

令和3年8月に厚生労働省が実施した意識調査によると、国民のおよそ10人に1人が「最近1年以内に自殺を考えたことがある」と回答しており、これらがコロナ禍での結果であることを考慮しても、自殺の問題は一部の人や地域の問題ではなく、国民誰もが当事者となり得る重大な問題となっています。

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」ですが、危機に陥った人の心情や背景が理解されにくい現状があり、そうした心情や背景への理解を深めることも含めて、危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適当であるということが、社会全体の共通認識となるように、引き続き積極的に普及啓発を行う事が求められます。

2. 自殺は、その多くが追い込まれた末の死である

自殺行動に至った人の直前の心の健康状態をみると、大多数は、さまざまな悩みにより心理的に追い詰められた結果、抑うつ状態にあったり、うつ病、アルコール依存症等の精神疾患を発症していたりするなど、これらの影響により正常な判断を行うことができない状態となっていることが明らかになっています。

このように、自殺は個人の自由な意思や選択の結果ではなく、その多くがさまざまな悩みが原因で心理的に追い詰められ、それ以外の選択肢が考えられない状態に陥ってしまった、「追い込まれた末の死」であるということを認識する必要があります。

3. 自殺は、その多くが防ぐことができる社会的な問題である

世界保健機関が「自殺は、その多くが防ぐことのできる社会的な問題」であると明言しているように、自殺は社会の努力で避けることのできる死であるというのが、今や世界の共通認識となっています。

経済・生活問題、健康問題、家庭問題など、自殺の背景・原因となるさまざまな要因のうち、失業、倒産、多重債務、長時間労働等の社会的要因については、制度、慣行の見直しや相談・支援体制の整備という社会的な取り組みにより解決が可能です。

また、健康問題や家庭問題等の一見個人の問題と思われる要因であっても、専門家への相談やうつ病等の治療について社会的な支援の手を差し伸べることにより解決できる場合もあります。

4. 自殺を考えている人は、何らかのサインを発していることが多い

死にたいと考えている人も、心の中では「生きたい」という気持ちとの間で激しく揺れ動いており、不眠や原因不明の体調不良等、自殺の危険を示すサインを発していることが多いとされています。自殺の危険を示すサインに早期に気づくことで自殺予防につなげることができることを認識する必要があります。

(3) 基本方針

基本理念の実現をめざすため、自殺に対する基本認識を踏まえ、自殺総合対策大綱により示された6つの基本方針に沿った総合的な自殺対策を推進します。

1. 生きることの包括的な支援

自殺はその多くが追い込まれた末の死であり、その多くは防ぐことができる社会的な問題であるとの基本認識の下、自殺対策を「生きることの包括的な支援」として、「生きる支援」に関する地域のあらゆる取り組みを総動員し、社会全体の自殺リスクを低下させるとともに、一人ひとりの生活を守るという姿勢で展開するものとします。

また、個人や地域においても、自殺に対する保護要因となる自己肯定感や信頼できる人間関係、危機回避能力等の「生きることの促進要因」よりも、自殺のリスク要因となる失業や多重債務、生活苦等の「生きることの阻害要因」が上回ったときに自殺リスクが高まります。そのため「生きることの阻害要因」を減らす取り組みに加えて、「生きることの促進要因」を増やす取り組みを行い、双方の取り組みを通じて自殺リスクを低下させる方向で生きることの包括的な支援として自殺対策を推進します。

この考え方は、「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現をめざす世界共通の目標であるSDGsの理念と合致するものであることから、自殺対策は、SDGsの達成に向けた政策としての意義も持ち合わせます。

2. 関連分野の有機的な連携の強化

自殺に追い込まれようとしている人が安心して生きられるようにして自殺を防ぐために、さまざまな分野の施策、人々や組織と密接に連携し、精神保健的な視点だけでなく、社会・経済的な視点を含む包括的な取り組みを実施します。

自殺の要因となり得る生活困窮、孤独・孤立、虐待、性暴力被害、ひきこもり、性的マイノリティの方への偏見等、関連分野においても、現場の実践的な活動を通じた連携の取り組みが展開されていることから、連携の効果をさらに高めるため、さまざまな分野の生きる支援にあたる人々がそれぞれ自殺対策の一翼を担っているという意識を共有します。

また、令和3年12月に「孤独・孤立対策の重点計画」が取りまとめられ、その中で「孤独・孤立は社会全体で対応しなければならない問題である」と自殺の問題と同様の認識が示されています。孤独・孤立の問題を抱える当事者やその家族に対する支援を行っていくことは、自殺予防につながるものであり、このことから、自殺対策は孤独・孤立対策とも連携を図っていく必要があります。

3. 対応の段階に応じたレベルごとの対策の効果的な連動

「対人支援のレベル」「地域連携のレベル」「社会制度のレベル」ごとの対策と、時系列的な対応の段階に応じた対策を効果的に連動させ、社会全体の自殺リスクを低下させる方向で自殺対策を推進します。

時系列的な対応としては、自殺の危険性が低い段階における啓発等の「事前対応」と、現に起こりつつある自殺発生の危険に介入する「危機対応」、自殺や自殺未遂が生じてしまった場合等における「事後対応」の各段階において施策を講じます。

加えて、「自殺の事前対応の、さらに前段階での取り組み」として、学校において、児童・生徒等を対象とした、つらいときや苦しいときには助けを求めてもよいということを学ぶ「SOSの出し方に関する教育」を推進します。

4. 実践と啓発を両輪とした推進

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」ですが、危機に陥った人の心情や背景が理解されにくい現実があります。また、精神科を受診することに心理的な抵抗を感じる人は少なくなく、特に、自殺者が多い中高年男性は、心の問題を抱えやすい上、相談することへの心理的な抵抗から問題が深刻化しがちと言われています。そうした心情への理解を深めることも含めて、危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適当であるということが、地域全体の共通認識となるように積極的に普及啓発を行います。

市民一人ひとりが、身近にいるかもしれない自殺を考えている人が発している、不眠や原因不明の体調不良等の自殺の危険を示すサインに早く気づき、精神科医等の専門家につなぎ、その指導を受けながら見守っていけるよう、広報活動や教育活動等の取り組みを推進します。

また、自殺に対する誤った認識や偏見が、自死遺族等が悩みや苦しさを打ち明けづらい状況をつくり、自死遺族等への支援の妨げにもなっていることから、自死遺族等支援としても、自殺に対する偏見を払拭する啓発活動に取り組んでいきます。

5. 関係機関の役割の明確化と連携・協働の推進

自殺対策がその効果を最大限に発揮して「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を実現するためには、市をはじめ、市民、関係団体、民間団体、企業等が連携・協働し、市を挙げて自殺対策を総合的に推進することが必要です。

そのため、それぞれの主体が果たすべき役割を明確化、共有化した上で、相互の連携・協働の仕組みを構築します。

6. 自殺者等の名誉及び生活の平穩への配慮の推進

自殺対策基本法第9条において、「自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穩に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならない」と定められており、このことを改めて認識して自殺対策に取り組みます。

(4)計画の目標

本計画に記載された取り組みを通じて、一人でも多くの市民の命を守るとともに、自殺者数及び自殺死亡率の減少に向けて取り組みを推進し、「誰も自殺に追い込まれることのないみやま市」の実現をめざします。

(5)施策体系

本市の自殺対策は、国が定める「地域自殺対策政策パッケージ」において、すべての市町村が共通して取り組むべきとされている5つの「基本施策」、本市において特に重点的な取り組みが必要とされている4つの「重点施策」で構成します。

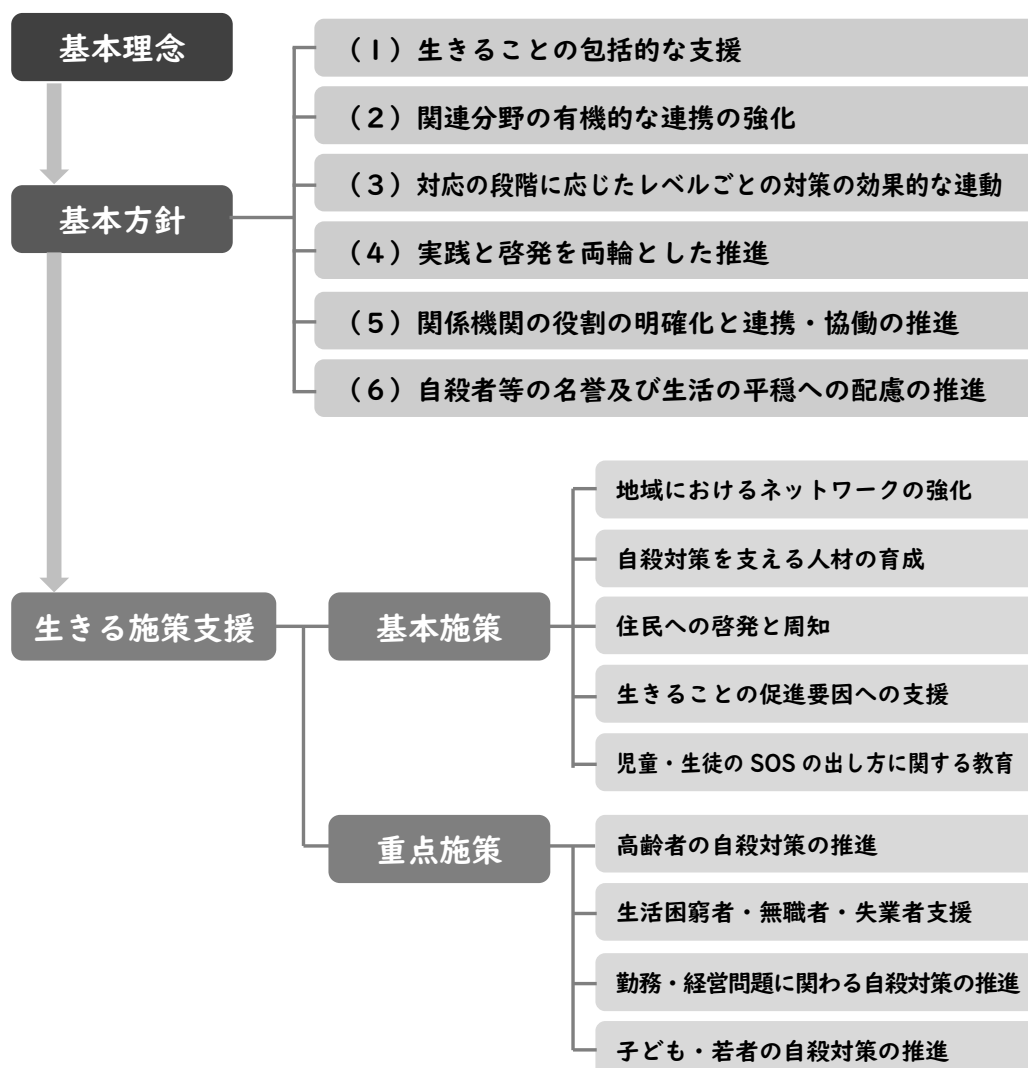
①基本施策

自殺総合対策大綱に基づいて、地域で自殺対策を推進するにあたり、欠かすことのできない基盤的な取り組みとして定められています。

②重点施策

本市における自殺対策が優先されるべき対象群の「高齢者」「生活困窮者」「勤務・経営」「子ども・若者」に焦点を絞った取り組みです。

◆体系図



4 基本施策・重点施策

(1) 基本施策1 地域におけるネットワークの強化

自殺対策を推進する上での基盤となる取り組みが、地域におけるネットワークの強化です。本市では、「みやま市自殺対策推進協議会」を令和2年度に設立し、自殺対策の推進に取り組んできました。自殺の多くは、健康問題、経済・生活問題、家庭問題等のさまざまな要因が複雑に関係して心理的に追い込まれた末の死です。それらの要因に働きかけ、社会の意識と行動を変えていくためには、行政はもちろん、地域の人材や資源を活用し、地域ぐるみで対応していく必要があります。地域で活躍する関係機関、民間団体、学校、企業、市民等、それぞれが果たすべき役割を明確化し、共有化した上で、相互の連携と協働の仕組みの構築を図り、また、多世代にまたがるような、複雑かつ多様な課題や自殺の危機に対して支援を充実するため、相談窓口の一層の連携を図ります。

1.地域内ネットワークの強化

事業名	施策内容	重点施策			
		高齢者	生活困窮者	勤務・経営	子ども・若者
みやま市自殺対策推進協議会の開催	「みやま市自殺対策推進協議会」において、本計画の取り組み状況について協議し、計画の推進を図ります。 【福祉課】	●	●	●	●
地域福祉の推進	地域福祉計画において、こころの健康に関する取り組みについて、連携を図って推進していきます。また、各事業の実施状況を地域福祉計画協議会や、校区社会福祉協議会連絡会に報告します。 【福祉課】	●	●	●	●
健康増進計画	健康増進計画の中に自殺対策を明記し、本計画との連動性を高めていきます。 【健康づくり課】	●	●	●	●
子どもの貧困対策事業	経済的に厳しい状況におかれたひとり親家庭等の子どもに対する居場所づくりなどの支援を行うため、行政機関やボランティア団体、自治会などをつなぐ地域ネットワークの形成を支援します。 【子ども子育て課】				●
障がい者の地域での自立した生活を支援する事業	関係機関において、障がいを抱える方の情報を把握・共有するなど、対象者に対する生きることへの包括的支援の向上に努めます。 【福祉課】				

事業名	施策内容	重点施策			
		高齢者	生活困窮者	勤務・経営	子ども・若者
障がい者の権利擁護の推進事業	相談支援事業所、社会福祉協議会、身体・知的障がい者相談員などの相談支援者と連携して、成年後見制度の普及啓発に努めます。また、関係機関と連携して障がい者の虐待防止に努めます。 【福祉課】				
夜間診療体制や休日診療体制、小児救急医療体制事業	休日・夜間といった時間外においても、医療提供体制を確保し、応急処置が必要な方の支援を行います。 【健康づくり課】				●
高齢者の権利擁護の推進事業	虐待の防止、虐待を受けた高齢者の保護、養護者・家族などの支援を行います。また、警察、民生委員など関係機関と連携し、高齢者虐待の早期発見・支援体制、情報の共有に努めます。社会福祉協議会や社会福祉法人と連携し、認知症の人をはじめとした高齢者の権利を守る権利擁護事業の周知・啓発を推進するとともに、成年後見制度利用促進基本計画に基づき成年後見制度の普及に努めます。 【介護支援課】【地域包括支援センター】	●			
地域防災計画等に基づく防災対策の推進事業	地域防災計画等に基づき、災害時の被災者支援について、関係機関と連携できる体制づくりを行います。 【総務課】				

2.相談窓口の連携

事業名	施策内容	重点施策			
		高齢者	生活困窮者	勤務・経営	子ども・若者
市民相談室	市民からのさまざまな相談に応じ、関係部署や関係機関等へつなげるなどの支援を行います。 【秘書広報課】	●	●	●	●
生活保護受給者等就労自立促進事業	生活困窮者や児童扶養手当受給者に対して、ハローワークとの協定に基づき、関係機関が連携して、求職活動支援を行います。 【福祉課】		●		
特定健診・特定保健指導事業 (糖尿病等生活習慣病予防事業)	保健指導等の機会に相談に応じ、必要な場合には専門機関につなげる等の支援を行います。 【健康づくり課】	●	●	●	
後期高齢者医療制度 (納付相談等)	保険料の納付相談等に応じる中で、必要に応じて各種機関につなげる等の支援を行います。 【健康づくり課】	●			
介護保険事業 (納付相談等)	介護保険料の納付勧奨等の措置を講じる中で、当事者から状況の聞き取りを行い、必要に応じてさまざまな支援機関につなげる等の支援を行います。 【介護支援課】	●			
納税相談事業	税金を期限内に納付できない市民については、生活面で深刻な問題を抱えていたり、困難な状況にあることが予測されます。納税相談をきっかけに、必要に応じて各種機関につなげる等の支援を行います。 【税務課】		●		
上下水道事業 (納付相談)	上下水道料金の滞納者の状況に応じた納付相談に応じるとともに、相談窓口等の情報提供を行うことで支援につなげていきます。また、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した方の徴収猶予を実施します。 【上下水道課】		●		
公営住宅事業 (納付相談)	住宅使用料滞納者から聞き取りを行い、状況に応じた納付相談に応じるとともに、必要に応じて各種機関につなげる等の支援を行います。 【都市計画課】		●		

事業名	施策内容	重点施策			
		高齢者	生活困窮者	勤務・経営	子ども・若者
警察や防犯協会、関係機関との連絡体制の強化事業	関係機関と連携した犯罪被害者支援体制を強化することにより、当該者が受けた身体的、心理的外傷による影響を早期に緩和し、回復できるよう適切な対応を図ります。 【総務課】				

【評価指標】

項目	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和9年度)
みやま市自殺対策推進協議会の開催	年 1 回	年 1 回

(2) 基本施策2 自殺対策を支える人材の育成

自殺対策を支える人材の育成は、対策を推進する上での基礎となる重要な取り組みです。本市では自殺対策を強力に推進していくために、さまざまな分野の専門家や関係者だけでなく、市民を対象にしたゲートキーパー研修等を開催することで、地域のネットワークの担い手・支え手となる人材を育成するとともに、相談支援に係る市職員にゲートキーパー研修を開催するなど、自殺対策を支える人材の育成・充実に努めます。また、民生委員・児童委員やボランティアなど、地域で自殺対策に取り組む人・団体等の活動を支援するとともに連携を深め、包括的な支援の体制づくりに取り組みます。

1.さまざまな職種を対象とする研修の実施

事業名	施策内容	重点施策			
		高齢者	生活困窮者	勤務・経営	子ども・若者
ゲートキーパー養成事業	市民や民生委員・児童委員、施設職員等の関係団体などを対象として、悩みを抱える人への対応方法などについての研修を実施し、「ゲートキーパー」の役割を担う人材を養成します。 【福祉課】	●	●	●	●
職員研修等を通じた職員の資質の向上事業	各種相談対応を行う全職員にゲートキーパー研修を開催し、早期に問題に気づき、適切な相談窓口等につなげられるようにするとともに、職員研修の中で、自殺対策に関する講義を導入することで全庁的に自殺対策を推進するためのベースとしていきます。 【総務課】	●	●	●	●
救急救命士養成・研修	消防職員(救急隊員)を対象に、自殺についての基礎知識や精神症状のある人への対応等を学ぶ研修を実施するとともに、救急救命士の養成研修において、自殺未遂者への対応方法等についての講義枠を設けることにより、自殺対策への意識の醸成とスキルの向上を図ります。 【消防本部】	●	●	●	●
ボランティアセンターの支援事業	地域全体の気づきの力を高め、地域における気づき役となる担い手を拡充していくため、ボランティアセンターへの支援を行います。 【福祉課】	●	●	●	●

事業名	施策内容	重点施策			
		高齢者	生活困窮者	勤務・経営	子ども・若者
老人クラブなど高齢者団体への支援事業	老人クラブなどの高齢者団体と連携し、人が多く集まる集いの場等で健康講話を行うなど、高齢者の自殺実態とその対策(気づきと対応等)について周知を行い、対応についての理解促進を図ります。 【介護支援課】	●			

【評価指標】

項目	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和9年度)
市民のゲートキーパー養成研修受講者数(令和元年度以降の累計)	-	100 人
関係団体、庁内関係部署を対象にしたゲートキーパー養成研修の受講者数(平成 25 年度以降の累計)	183人	300 人

(3) 基本施策3 住民への啓発と周知

自殺に追い込まれる危機は「誰にでも起こり得る」ことですが、危機に陥った人の心情や背景は、さまざまな要因が複雑に絡み合っていることもあり、理解されにくいという現実があります。アンケート調査の結果をみても、悩みやストレスを周囲に相談することに対し、否定的な認識を抱いている人は少なくありません。地域全体に向けた問題の啓発や相談機関等に関する情報の周知を図り、市民が自殺対策について理解を深められるようにします。

また、不登校・ひきこもりや、性的少数者など、生きづらさを抱える人への支援の必要性や理解の促進に向けた普及啓発活動を推進します。

1.リーフレット・相談窓口案内の作成・配布による周知拡大

事業名	施策内容	重点施策			
		高齢者	生活困窮者	勤務・経営	子ども・若者
こころの健康や自殺予防に関する啓発・周知事業	自殺予防週間及び自殺対策強化月間に合わせ、ポスター掲示や広報紙を活用した啓発など、こころの健康づくりの啓発・周知を行います。また、市内の中学・高校生に、相談窓口を記載した啓発グッズを配布するなど、こころの悩みを抱える生徒に相談窓口の周知を行います。あわせて、多様な相談窓口や自殺予防対策についてのリーフレットを設置するなど、普及啓発活動を推進します。 【福祉課】	●	●	●	●
人権課題解決のための推進体制や相談窓口などの充実事業	さまざまな人権課題に関する啓発イベントや講座において、自殺対策(生きることの包括的な支援)に関連する情報を取りあげたり、相談先の情報を掲載したリーフレットを入れ込んだりすることで、住民に対する啓発の機会としていきます。 【人権・同和対策室】				
地域の拠点となる施設での啓発・周知事業	社会教育施設を啓発活動の拠点とし、自殺対策強化月間や自殺予防週間等の際に自殺対策(生きることの包括的な支援)関連の展示やリーフレットの配布など、市民に対する情報提供の場として活用します。 【社会教育課】	●	●	●	●

事業名	施策内容	重点施策			
		高齢者	生活困窮者	勤務・経営	子ども・若者
不登校・ひきこもり等の支援事業	不登校児童・生徒やその家族が必要な相談支援を受けることができるよう、市の教育相談室や、関係機関の相談窓口等の周知を推進します。また、ひきこもりについては、必要に応じて、福岡県ひきこもり地域支援センター等の支援機関につなぐとともに、福岡県が主催する家族の集いやフリースペース等の居場所について周知を行います。あわせて、支援機関や相談窓口等の周知を推進します。ひきこもりは地域包括支援センターにおける高齢者家族からの相談で状況が判明する場合も多く、対象者に障がい福祉等の支援が必要なケースもあることから、関係部署が連携を強化し、分野横断的な支援の推進を図ります。 【学校教育課】【福祉課】【健康づくり課】 【地域包括支援センター】				●

2. 市民向け講演会・イベント等の開催

事業名	施策内容	重点施策			
		高齢者	生活困窮者	勤務・経営	子ども・若者
こころの健康づくり講演会	こころの健康づくりや、こころの悩みを抱える方についての周囲の気づきや身近な対策など、こころの健康や自殺予防対策についての講演会を開催します。 【福祉課】	●	●	●	●
地域行事やボランティアへの積極的参加による地域教育の推進事業	青少年健全育成市民会議等で児童・生徒の自殺実態や特徴等の情報等を共有することで、子どもの自殺対策についての意識の醸成、取り組み推進へ向けた契機としていきます。 【社会教育課】				●
家庭教育に関する講演会、各種講座、学習会等の実施事業	家庭教育に関する講演会、各種講座、学習会等の際に、青少年の自殺の現状と対策（生きることの包括的支援）について情報提供を行うことにより、青少年向け対策の現状と取り組み内容について理解を促進します。 【社会教育課】				●

事業名	施策内容	重点施策			
		高齢者	生活困窮者	勤務・経営	子ども・若者
人権問題の解決に主体的に取り組む団体や人材の育成事業	人権擁護の講演会や講座等で自殺対策について言及をすることで、地域住民へ理解や認識の深化を図ります。引き続き、高齢者、障がい者、子ども、性的少数者、いじめ等の多様なテーマを設定し、人権啓発に取り組めます。 【社会教育課】	●	●		●

【評価指標】

項目	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和9年度)
自殺対策に関する啓発物等を見たり聞いたりしたことがある人の割合	48.6%	60.0%
こころの健康づくり講演会の参加者(平成 25 年度以降の累計)	308人	500 人

(4) 基本施策4 生きることの促進要因への支援

地域で自殺を防ぐためには、「生きることの阻害要因(自殺のリスク要因:過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立等)」を減らし、「生きることの促進要因(自殺の保護要因:自己肯定感、信頼できる人間関係)」を増やすための取り組みを行うことによって、自殺リスクを低下させる必要があります。アンケート調査の結果からも、家庭の問題や健康についての悩みなど、「生きることの阻害要因」を複数抱えている人がいることが考えられます。こうした点を踏まえて本市では、心身の健康問題に対する総合的な相談・支援体制の整備や、社会から孤立しがちな方に対し孤立を防ぐための居場所やネットワークづくり、訪問(アウトリーチ)による伴走型の支援、人と人のつながりの創出など、「生きることの促進要因」の強化につなげ得るさまざまな取り組みを進めます。

1. 支援を必要とする方に対する不安や負担の軽減強化

事業名	施策内容	重点施策			
		高齢者	生活困窮者	勤務・経営	子ども・若者
生活困窮者自立支援事業	経済的に困窮し、将来的に最低限度の生活を維持できなくなるおそれのある人、また各生活上の困りごとを抱える人を対象に、その早期の自立をめざして、自立相談支援、家計改善支援、就労準備支援事業、住宅確保給付金支給を行います。また、自ら窓口を訪れることが困難な方に対して訪問(アウトリーチ)による伴走型の支援を展開します。 【福祉課】		●	●	
生活保護事務	生活に困窮する方に対し、その程度に応じて必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長します。また、保護の相談や保護世帯訪問活動を通じて、保護受給者の課題を把握し、必要に応じて適切な支援機関につなぎます。また、自殺未遂を起こした保護受給者に対しては、他部署と連携し、家庭訪問や病院への同行、受診勧奨や入院指導等を行います。 【福祉課】		●		
被保護者就労支援事業	保護受給者を対象に就労支援相談員による就労支援を行い、自立に向けた支援を行います。 【福祉課】		●		

事業名	施策内容	重点施策			
		高齢者	生活困窮者	勤務・経営	子ども・若者
国民健康保険・後期高齢者医療	国民健康保険税及び後期高齢者医療保険料の滞納世帯(者)には短期被保険者証を交付し、医療を受ける権利を確保します。また、納付相談等に応じたり、必要な場合には専門機関につないだりするなど、支援を行います。 【健康づくり課】	●	●		
発達障がいのある乳幼児の相談体制の充実事業	言葉の遅れや発達障がいの疑いがある乳幼児を抱えた保護者に対し、相談支援を提供することで、適切な療育につなげるとともに、親子教室など子どもとの関わり方を学ぶ場を提供することで、不安や負担の軽減を図ります。 【子ども子育て課】				●
子ども・重度障がい者・ひとり親家庭等医療費支給事業	医療費の一部を助成することにより、経済的負担の軽減を図るとともに、疾病への不安解消へとつなげていきます。 【健康づくり課】		●		●
母子家庭等高等職業訓練促進給付金等事業	ひとり親家庭の保護者を対象に、看護師等の養成機関における修業期間の生活費の負担軽減のため、給付金を支給します。 【子ども子育て課】				●
母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業	ひとり親家庭の保護者を対象に、就職につながる能力開発のための教育訓練講座を受講・修了した場合、受講費の一部を支給します。 【子ども子育て課】				●
児童扶養手当支給事業	高校卒業までの子どもがいるひとり親家庭等を対象に、ひとり親の生活の安定を図り自立を促進するため手当を支給します。 【子ども子育て課】				●
ひとり親家庭等に対する就業支援事業	児童扶養手当の現況届の際に、ハローワークの相談窓口の開設、ひとり親サポートセンターが実施する各種講習会等の情報提供を行います。 【子ども子育て課】				●

事業名	施策内容	重点施策			
		高齢者	生活困窮者	勤務・経営	子ども・若者
母子父子寡婦福祉資金貸付相談事業	ひとり親家庭の父・母、寡婦を対象に、福岡県が行っている生活安定と子どもの福祉増進のための貸付事業の相談窓口を開設し、事前相談から申請支援までを行います。 【子ども子育て課】				●
赤ちゃん訪問事業 養育支援訪問事業	子育てに関する情報提供や養育環境の把握を行うとともに、乳児のいる家庭の孤立化を防ぎます。また、必要に応じて支援をしたり専門機関につなぐ等、包括的な支援を行います。 【子ども子育て課】				●
利用者支援事業	子育てコンシェルジュが子育て支援の情報の提供、相談を受けることで、問題の解消や不安の軽減を図るとともに、支援が必要な場合は専門機関につなぐなど、包括的な支援を行います。 【子ども子育て課】				●
要保護児童対策事業	子ども家庭支援員が育児の不安などの相談に応じることで、保護者の負担や不安感を軽減するとともに、みやま市子ども健やかネットワーク(要保護児童対策地域協議会)を通して、関係部署や関係機関と連携し、世帯の見守りや必要な支援を行うなど、生きることの包括的な支援を推進します。 【子ども子育て課】				●
DV等被害者に関する支援事業	配偶者などからの暴力の相談に応じ安全の確保を図り、必要に応じて各種機関につなぎます。 【子ども子育て課】				
障がい者雇用の促進事業	障がい者への就労支援を通じて、仕事以外の問題にも気づき、必要な場合には適切な機関につなぐ等の支援を行います。 【福祉課】			●	
精神障がい者に対する支援事業	精神障がいのある方が退院される際に、地域で安心した生活ができるよう、関係機関等と連携し、相談支援や就労支援などを行います。また、関係機関と連携し情報提供や相談窓口の周知、精神障がいに対する正しい理解の普及に努めます。 【福祉課】				

事業名	施策内容	重点施策			
		高齢者	生活困窮者	勤務・経営	子ども・若者
高齢者の安心生活見守り支援事業	ひとり暮らしの高齢者などに、緊急時の通報や各種相談ができる緊急通報装置を貸与し、日常生活での不安解消や緊急時の迅速な対応を行います。 【介護支援課】	●			
配食サービス事業	調理が困難な高齢者等を対象に、定期的な居宅訪問を実施し、栄養のバランスのとれた食事を提供するとともに、利用者の安否を確認します。 【介護支援課】	●			
在宅医療・介護連携推進事業	医療や介護ニーズを併せ持つ高齢者が、可能な限り住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、医療や介護に関わる関係者に向けた相談窓口を設置することで、退院支援、日常の療養支援、急変時の対応などの支援を関係者がスムーズに行える体制を整備します。また、講演会や出前講座の実施により在宅医療・介護連携の普及啓発を図ります。介護保険サービスの基盤整備として、医療・介護ニーズがある高齢者に対し、必要な「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」サービスの整備を図ります。また、医療と介護の一層の連携の推進に向け、関係者合同会議や合同研修会に取り組みます。 【介護支援課】【地域包括支援センター】	●			
中小企業経営支援事業	新規創業者や新事業展開及び第二創業を行う個人事業者や法人に対して相談窓口の設置や補助金を交付するほか、中小企業融資制度により経営に必要な資金の融資を促進するなど、中小企業の経営安定を図り、働く者への包括的な支援につなげます。 【商工観光課】			●	
消費生活相談に対する啓発事業	消費生活に関する相談をきっかけに、抱えている他の課題も把握・対応していくことで、包括的な問題の解決に向けた支援に努めます。近年は、オンラインサービスの普及に伴い、不慣れな高齢者を中心に、消費者トラブルが増加傾向にあるため、回避のための広報・啓発や相談に取り組みます。 【商工観光課】	●			

事業名	施策内容	重点施策			
		高齢者	生活困窮者	勤務・経営	子ども・若者
自殺未遂者支援	福岡県が開催する連携会議で地域の実情を把握するとともに、福岡県と連携して自殺未遂者の自殺の再企図を防ぐ取り組みを行います。 【福祉課】				
自死遺族支援	福岡県と連携して、遺族に対して相談窓口や自助グループ、弁護士相談などを紹介し、遺族の精神的社会支援に取り組みます。 【福祉課】				
住宅確保要配慮者への支援	生活困窮者をはじめとした住宅確保要配慮者(生活困窮者、高齢者、障がい者、子どもを育成する家庭、その他住宅の確保に特に配慮を要する者)が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、市営住宅の提供等の支援を推進します。 【都市計画課】		●		

2. 児童・生徒や家族に対する支援の充実

事業名	施策内容	重点施策			
		高齢者	生活困窮者	勤務・経営	子ども・若者
スクールカウンセラー配置事業	スクールカウンセラーを小・中学校に配置し、児童・生徒の悩みに早期に対応するとともに、教職員への研修を行い、児童・生徒へのカウンセリング能力の向上を図ります。 【学校教育課】				●
スクールソーシャルワーカー配置事業	スクールソーシャルワーカーを配置し、暴力行為、いじめ、不登校等、児童・生徒が抱える諸問題の未然防止・早期発見・早期対応に向け、きめ細かな支援の充実を図るとともに、福祉・警察等の関係機関との連携を図ります。 【学校教育課】				●

事業名	施策内容	重点施策			
		高齢者	生活困窮者	勤務・経営	子ども・若者
適応指導教室設置事業	適応指導教室を設置して、学校に行きづらいと思っている児童・生徒にとって「安心して過ごせる居場所」を提供し、再び学校へ通えるよう支援していきます。 【学校教育課】				●
特別支援教育支援員配置事業	特別な支援を必要とする児童・生徒が在籍する学校に対し、特別支援教育支援員を配置し、学校生活上の介助や学習指導上の教育的支援を行います。 【学校教育課】				●
就学援助事業及び特別支援教育就学奨励事業	経済的理由によって就学困難な児童・生徒に対して、必要な援助を行います。 【教育総務課】				●
各学校における自己評価や学校関係者評価事業	各学校における自己評価や学校関係者評価を客観的指標として活用することにより、児童・生徒のメンタルヘルスの状態や、学校の状況等を把握するとともに、必要時には適切な支援につなげる等のための参考情報とします。 【指導室】				●
奨学金給付事業	経済的理由により高等学校等での修学が困難な生徒を支援するため、高等学校等に進学した生徒に対し奨学金を給付します。 【教育総務課】				●
学校給食費助成事業	子育て世代が抱えている経済的負担を軽減し、少子化対策・子育て支援及び学校教育の充実を推進するため、学校等に支払った学校給食費の一部を補助金として支給します。 【教育総務課】				●
放課後児童クラブの充実事業	放課後児童クラブを通じて、保護者や子どもの状況把握を行う機会が多々あることから、悩みを抱えた子どもや保護者の支援につながる相談窓口となるよう努めます。 【子ども子育て課】				●

3. うつ病が疑われる症状の早期発見

事業名	施策内容	重点施策			
		高齢者	生活困窮者	勤務・経営	子ども・若者
母子健康手帳交付事業	産後うつや育児によるストレス等を抱える母親に対し早期の段階から保健師等が関与し、必要な助言・指導の実施や、必要に応じてほかの専門機関へとつなぐなど、包括的な支援を推進します。 【子ども子育て課】				●

4. 居場所づくりの推進

事業名	施策内容	重点施策			
		高齢者	生活困窮者	勤務・経営	子ども・若者
老人クラブ活動助成事業	老人クラブ活動に助成・支援を行い、高齢者の生きがいづくりと社会的参加活動を促進します。 【介護支援課】	●			
高齢者の就労による生きがいづくり支援事業	高齢者の雇用の確保や健康維持、生きがいづくりを目的に、シルバー人材センターに対し助成・支援を行います。 【介護支援課】	●		●	
つどいの広場事業	子育て中の保護者と子どもが気軽に集い、交流し、育児相談等ができる場を提供します。子育て関連情報の提供や子育て支援に関する講習会など、子育て支援の充実を図り子育ての不安感を緩和します。 【子ども子育て課】				●
図書館の内容充実と利用者の拡大推進事業	学校に行きづらいと思っている子どもたちにとって「安心して過ごせる居場所」となるよう努めます。 【社会教育課】				●
青少年のスポーツ振興による規範意識やルールを守りチームワークを大切にする心の育成の推進事業	スポーツ協会等の関係団体と連携し、青少年のスポーツ振興を通して、青少年の集える場や機会の創設・運営を支援します。 【社会教育課】				●

事業名	施策内容	重点施策			
		高齢者	生活困窮者	勤務・経営	子ども・若者
子どもと子育てにやさしい地域の見守り	地域の中で行われる体験活動や世代間交流を通して、課題を抱える保護者を発見し早期の対応につなげます。 また、子どもの居場所づくりを行う団体への支援に取り組みます。 【社会教育課】				●
生涯学習ボランティア、各団体・支援事業 高齢者と若年者等世代間交流の促進事業	全小・中学校14箇所で実施している放課後学習教室（子ども未来塾）など、住民主体による自主的活動を通して世代間交流を深めていくことで、学校とは違うコミュニティの中で自分の良さや役割等を見出すことにつなげ、自己肯定感や自己有用感の醸成を図ります。 【社会教育課】	●			●

5. 支援者支援の推進

事業名	施策内容	重点施策			
		高齢者	生活困窮者	勤務・経営	子ども・若者
民生委員・児童委員活動への支援事業	地域の身近な相談相手として活動する民生委員・児童委員に対して、活動に必要な情報の提供や研修の実施に取り組みます。 【福祉課】				
家族介護者に対する介護相談・情報提供等の支援事業	地域包括支援センターの三職種（保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員）による総合相談や認知症地域支援推進員が対応する「認知症・高齢者相談会」など、さまざまな相談の機会をとらえ、介護保険や福祉サービスの利用支援により、本人や家族介護者の心身の負担軽減を図ります。また、「認知症カフェ」の利用の促進や、学校と連携した認知症サポーター養成講座の開催等を通じ、本人や家族介護者を支える地域づくりを推進します。 【地域包括支援センター】	●			

事業名	施策内容	重点施策			
		高齢者	生活困窮者	勤務・経営	子ども・若者
心の健康づくりのための体制づくり事業	市職員のストレスチェック結果を分析し、本人の希望等に応じて健康相談につなげます。また、メンタルヘルス研修会を行い、職員の心身面の健康保持を図ります。 【総務課】			●	
スクールソーシャルワーカー配置事業	スクールソーシャルワーカーを配置し、児童・生徒が抱える諸問題の未然防止・早期発見・早期対応に向けた教職員の支援の負担軽減を図ります。 【学校教育課】			●	
教職員の心の健康づくりのための体制づくり事業	教職員全員にストレスチェックを実施し、ストレス状態の把握を行うとともに、相談機関等へ情報提供を行い、必要に応じて適切な支援につなげます。 【学校教育課】			●	

【評価指標】

項目	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和9年度)
悩みやストレスを感じた時に助けを求めたり、相談したいと思う人の割合	40.6%	75.0%
生活困窮者自立支援事業の相談体制(くらしの困りごと相談室)	【開設日】 月曜日から金曜日 2人体制	継続

(5) 基本施策5 児童・生徒のSOSの出し方に関する教育

児童・生徒が「かけがえのない個人」として、自己肯定感を高め、ともに尊重しあいながら生きていくことについて考え、困難やストレスに直面した際に、信頼できる大人(親・教職員・地域の相談窓口等)に助けの声をあげられることをめざします。

また、児童・生徒が出したSOSに気づき、どのように受け止めるか等について、児童・生徒と日々接している学級担任や養護教諭をはじめとした教職員等への研修や啓発を図ります。

1. SOSの出し方に関する教育の実施

事業名	施策内容	重点施策			
		高齢者	生活困窮者	勤務・経営	子ども・若者
道徳教育の推進を通じて道徳心と実践力を育てる教育活動の充実事業 豊かな人間の育成をめざした福祉教育の推進事業	学校における道徳教育・人権教育・生命尊重の教育・生徒指導を充実し、SOSの出し方教育などを行うことで、児童・生徒の援助希求能力の醸成や、問題解決に向けた主体的行動の促進等を図ります。 【学校教育課】				●
いじめ防止対策事業	教職員に対し、いじめを受けている児童・生徒の早期発見や対応について研修を行います。また、いじめを受けた児童・生徒が周囲の人に助けを求められるように働きかけを行います。みやま市いじめ防止基本方針に基づき、いじめ防止や正確な認知等、日常的に意識的な対応を実施します。 【学校教育課】				●
適応指導教室設置事業	不登校傾向となった児童・生徒の心身の安定を図り、学校への再適応、自立をめざした学習活動を行うことで、児童・生徒・保護者の将来への不安を軽減します。 【学校教育課】				●
スクールカウンセラー配置事業	心理分野の専門家であるスクールカウンセラーによる児童・生徒、教職員、保護者との教育相談を行います。 【学校教育課】				●
スクールソーシャルワーカー配置事業	社会福祉に関する専門的な知識を持つスクールソーシャルワーカーを配置し、課題を抱える児童・生徒に対して、各関係機関と連携した包括的な支援を行います。 【学校教育課】				●

【評価指標】

項目	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和9年度)
生命の尊さを学ぶ授業の実施校数	小・中学校全校	継続
SOSの出し方教育等に取り組む小・中学校数	小・中学校全校	継続

(6) 重点施策

本計画における4つの重点施策の内容は以下のとおりです。

重点施策Ⅰ 高齢者の自殺対策の推進

高齢者が孤立せず、生きがいをもって、住み慣れた地域で生活できるような高齢者支援の充実を推進します。相談窓口の周知や関係機関の連携強化に努めるとともに、居場所づくりを進め、社会参加がしやすい地域づくりをめざします。さらに、高齢者の家族や家族介護者が一人で問題や悩みを抱えずに済むよう、介護負担の軽減を図るとともに、高齢者や介護全般の相談に対応し、家族や家族介護者を支援します。

重点施策Ⅱ 生活困窮者・無職者・失業者支援

生活困窮者は、多様な問題を複合的に抱えていることが多く、経済的困窮に加えて地域からも孤立しがちであるため、生きることの包括的支援を関係機関と連携の上、効果的に推進します。また、自殺リスクの高い無職者・失業者を早期に把握し、多職種、多分野で支える支援体制の構築にも努めます。生活困窮の状態にある者、生活困窮に至る可能性のある者が自殺に至らないよう、生活困窮者自立支援制度の自立相談支援等と連動させて対策を進めます。

重点施策Ⅲ 勤務・経営問題に関わる自殺対策の推進

勤務・経営問題による自殺の背景には、職場の人間関係、職場環境の変化、仕事疲れ等があり、一人ひとりが無理なく、健康で働き続けられる環境づくりを進めていくことが重要です。このため、経営者等への自殺対策の普及・啓発や、経営や労働問題などの各種相談窓口の周知に努めます。また、自殺対策や精神疾患に関する知識の普及・啓発を図るとともに、労働者やその家族、周囲の人が早期に気づくことができるよう、ゲートキーパーの養成等の取り組みを進めます。

重点施策Ⅳ 子ども・若者の自殺対策の推進

子どもは、出生時から乳幼児期にかけての疾病や障がい、就学後の成績不振やいじめ、不登校等の問題、思春期の心や身体の変化に伴う問題など、ライフステージによってさまざまな不安や悩みを抱えやすい状況にあります。本市では近年、中学生の要保護・準要保護生徒数の増加や、不登校の出現率の上昇など、子どもを取り巻く環境の厳しさが強まっています。

また、若者については、就職活動のつまづき等による自信喪失や、就職後の住環境や人間関係等の変化に伴う心理的負担の増大等のリスクがあり、苦悩や孤独を抱えやすい状況にあります。

また、コロナ禍における令和3年の全国の若者の自殺は、感染拡大前の5年平均と比べ、10代以下は29.1%、20代は16.7%増加しており、コロナ禍の影響が顕著となっています。

こうした状況のなか、子ども・若者が一人で悩み孤独に陥ることがないように、学校や関連機関と連携した支援の推進に取り組めます。

5 自殺対策の推進体制等

(1) 推進体制

自殺対策は、家庭や学校、企業、地域などの社会全般に関係しており、総合的な対策のためには、多分野の関係者の連携と協力のもとに効果的な施策を推進していく必要があります。このため、計画の推進にあたっては庁内関係課等と連携を強化し、社会的な要因を含め、生きることを支えるための支援を包括的に推進していきます。本計画の取り組み状況については、福祉課にて把握し、健康づくり課と連携しながら計画の適切な進行管理に努めます。また、「みやま市自殺対策推進協議会」にて計画の進捗状況について報告・協議し、計画の推進を図ります。

(2) 関係機関や団体等の役割

①市の役割

市民の身近な存在として、相談窓口の充実と周知、うつ病の早期発見、人材育成の充実、住民同士が支え合えるような地域づくりの推進、自殺対策計画の作成及び実施の検証など自殺対策の主要な推進役を担います。

②市民の役割

市民は自殺の状況や自殺対策の重要性に対する理解と関心を深めるとともに、自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」であり、その場合には誰かに援助を求めることが適当であることを理解し、自らの心の不調や周りの人の心の不調に気づき適切に対処するなど、主体的に自殺対策に取り組みます。

③教育関係者の役割

学校において、心の健康の保持に係る教育や、さまざまな困難やストレスの対処方法を身に付けるための教育等の取り組みを進めます。

④関係団体の役割

それぞれの活動内容の特性等に応じて積極的に自殺対策に関する業務・役割を遂行するとともに、相互に綿密な情報交換を行いながら、地域を挙げて自殺対策に取り組みます。

⑤企業の役割

ストレスを抱えている従業員に対するメンタルヘルスケアの推進や職場環境の改善、産業医、地域産業保健センターとの連携による適切な健康管理の充実など積極的に自殺対策に参画します。

資料編

(1) みやま市地域福祉計画策定委員会委員名簿

	所 属	氏 名
委員長	学校法人真宗大谷学園 九州大谷短期大学	中村 秀一
副委員長	みやま市行政区長校区会長会	大田黒 誠之
委 員	みやま市老人クラブ連合会	猪口 紘芳
委 員	みやま市身体障がい者福祉協会	奈良岡 春子
委 員	みやま市ボランティア連絡協議会	末吉 達矢
委 員	みやま市母子寡婦福祉会	塚本 八重子
委 員	みやま市民生委員児童委員協議会	江崎 豊子
委 員	柳川・みやま地区介護サービス事業者連絡会	寶珠山 幹朗
委 員	みやま市障がい福祉サービス事業所連絡会	富重 秀之
委 員	社会福祉法人 みやま市社会福祉協議会	山田 一昭
委 員	社会福祉法人 みやま市社会福祉協議会	牛島 洋子
委 員	南筑後保健福祉環境事務所	久保田 伸児
委 員	社会福祉法人慈久福祉会 指定相談支援センター ホープ	斎藤 艶美
委 員	一般社団法人 柳川山門医師会	大鶴 力津康
委 員	みやま市教育委員会	樺島 靖子

(2) みやま市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会委員名簿

	所 属	氏 名
委員長	学校法人真宗大谷学園 九州大谷短期大学	中村 秀一
副委員長	みやま市校区社会福祉協議会連絡会	牛島 洋子
委 員	みやま市行政区長校区会長会	高田 學
委 員	みやま市老人クラブ連合会	猪口 紘芳
委 員	みやま市身体障がい者福祉協会	有富 正巳
委 員	みやま市ボランティア連絡協議会	末吉 達矢
委 員	みやま市母子寡婦福祉会	塚本 八重子
委 員	みやま市民生委員児童委員協議会	江崎 豊子
委 員	柳川・みやま地区介護サービス事業者連絡会	寶珠山 幹朗
委 員	みやま市障がい福祉サービス事業所連絡会	富重 秀之
委 員	南筑後保健福祉環境事務所	久保田 伸児
委 員	みやま市中央公民館	坂本 昭夫
委 員	みやま市食生活改善推進協議会	木庭 恵美子
委 員	みやま市保育協会	川上 龍玄
委 員	みやま市校区社会福祉協議会連絡会	鳥巢 正巳
委 員	みやま市校区社会福祉協議会連絡会	荒木 與吉
委 員	みやま市役所	盛田 勝徳

(3) 用語解説

行	用 語	解 説
あ行	アウトリーチ	支援の対象者に、支援者や支援機関が訪問等を行い、必要な支援やサービスにつながるよう働きかけること。
	青パト車	青色回転灯を装備する自動車。青色回転灯を点灯させ、地域の自主防犯パトロールを行う活動を青色防犯パトロールという。
か行	介護予防サポーター	介護予防サポーター養成講座で、介護予防に関する知識や実技を学び、自身の健康増進と介護予防を図るとともに、地域で運動習慣をはじめとした介護予防の普及啓発に携わる活動を行うボランティア。
	介護予防ボランティア支援事業「スマイルポイント」	高齢者の地域貢献、社会参加を推進することで、自分自身の介護予防につなげることを目的とした事業。活動時間に応じてポイントが付与され、活動奨励金を受け取ることができる。
	通いの場	地域の公民館などに住民同士が気軽に集い、ふれあいを通じて、高齢者の介護予防や社会的孤立を防止し、健康増進の輪を広げる活動。
	ゲートキーパー	悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聴いて、必要な支援につなげ、見守る人のこと。
	権利擁護	個人の生活・権利【自由権・財産権・契約権(福利権を含む)】をその人の【立場・感情・利益】に立って代弁し主張すること、あるいは本人が自分の意志を決定・主張し、権利が行使できるように支援すること。
	校区社会福祉協議会	旧小学校区単位で作られている地域住民の自主組織。サロン活動や見守り活動など、地域福祉活動の推進や、地域の実情・課題解決について話し合いの場づくりを行うなど、福祉のまちづくりに取り組む団体。
	合理的配慮	障がいのある方から、何らかの配慮を求める意思表示があった場合、負担になりすぎない範囲で、社会的なバリアを取り除くために、必要な対応等を行うこと。
	子育てコンシェルジュ	幼稚園・保育所・認定こども園等の施設や子育て支援サービス等の紹介、子育てに関する相談を受けて、関係機関につなぐ支援を行う。
	子育て世代包括支援センター(みやま子育てサポートセンター)	妊娠期から子育て期にわたるまでのさまざまなニーズに対して、総合的な相談や支援を行う機関。
	子ども健やかネットワーク(要保護児童対策地域協議会)	虐待を受けた子どもを始めとする要保護児童等に対し、関係者間で情報の共有と支援の協議を行う機関。
	個別避難計画	高齢者や障がい者など、自ら避難することが困難で、特に支援を必要とする人(避難行動要支援者)の避難支援等を実施するため、一人ひとりの状況に合わせて個別に定めた計画のこと。

行	用 語	解 説
	コミュニティ・スクール	学校と地域住民等がともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子どもたちの豊かな成長を支える「地域とともにある学校」に転換する取り組みのこと。
	コミュニティバス	交通空白地域・不便地域の解消等を図るため、市町村等が主体的に計画し、運行する乗合バスのこと。
	コミュニティ無線	住民向け一斉放送システムの呼称。
さ行	災害ボランティアセンター	被災地に設置され、ボランティア活動の窓口となり、災害ボランティアの受入れや派遣、関係機関との連絡調整を行う機関。
	自主防災組織	主に自治会等が母体となって、地域住民が自主的に連帯して防災活動を行う任意団体のこと。
	自立相談支援事務所	くらし、仕事、家計の困りごとなどの問題解決に向け、行政や民間の支援機関と連携しながら、必要な情報提供や助言、支援を行う機関。山川総合保健福祉センター(げんきかん)内に設置する「くらしの困りごと相談室」のこと。
	シルバー人材センター	高齢者が働くことを通じて生きがいを得るとともに、地域社会の活性化に貢献することを目的とした組織のこと。
	社会福祉協議会	社会福祉法に基づき、全ての都道府県・市町村に設置されている非営利の民間組織。地域住民や社会福祉関係者の参加により、地域の福祉推進の中核としての役割を担い活動している。
	社会福祉法人	社会福祉事業を行うことを目的として、社会福祉法に基づき設立された法人。
	障がい者虐待防止センター	障がい者の虐待の防止・早期発見、虐待を受けた時の保護や自立の支援及び養護者に対する支援などを行う機関。
	心配ごと相談	身近な相談場所として、生活上の悩みや困りごとを相談することができる相談窓口。助言や関係機関へのつなぎを行う。
	スクールカウンセラー	臨床心理学等の専門的な知識を持ち、教育機関において児童・生徒や保護者等に対し心理相談の支援を行う。
	スクールソーシャルワーカー	社会福祉の専門的な知識をもち、児童・生徒や学校が抱える諸問題について、関係機関と調整・連携を図りながら、課題解決のための支援を行う。
	生活困窮者自立支援ネットワーク事業	制度の狭間にある生活困窮者に対し、必要に応じて生活必需品の提供や一時的な就労先を紹介することで、生活困窮者の命を守り生活再建につなげることを目的とした事業。各関係機関とのネットワーク構築を進め、安定的な支援ができるように体制整備を行っている。
	生活福祉資金貸付事業	低所得、障がい者または高齢者に対し、資金の貸付と必要な相談支援を行うことにより、その経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り安定した生活を送れるようにすることを目的とした事業。

行	用 語	解 説
	制度の狭間	既存の公的福祉サービスでは対象とならない、または、該当するサービスがないものの、生活課題が生じており、福祉的支援が求められる状態のこと。
	成年後見制度	認知症、知的障がい、精神障がいなどによる精神上の障がいが理由で、物事を判断する能力が十分でない方(本人)に対し、家庭裁判所により後見人を選任し、本人の意思を尊重しながら法律的に支援する制度。
た行	ダブルケア	子育てと家族や親族等の介護を同時に担う状態のこと。
	地域座談会	地域住民が集まって地域の問題や課題を話し合い、解決策を模索する場のこと。
	地域ふれあい食堂	食を通じて、子どもから大人まで、誰もが気軽に立ち寄ることができる、多世代交流の場であるとともに、学習支援や孤立予防、生活支援などの機能を有する場のこと。
	地域包括ケアシステム	高齢者が住み慣れた地域で安心して尊厳あるその人らしい生活を継続することができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的及び継続的に提供される体制のこと。
	地域包括支援センター	高齢者等の地域住民の総合相談、権利擁護や地域の支援体制づくり、介護予防に必要な援助などを行い、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する機関。
	つどいの広場	乳幼児とその親が気軽に集い、打ち解けた雰囲気の中で語り合い、交流し、専門の相談員による育児相談を受けることができる場。
	適応指導教室	不登校の児童・生徒を対象に、公的な施設で学習の援助を行い、在籍校に復帰できることを目標に指導を行う教室のこと。
	デマンド交通	電話予約など利用者のニーズに応じて柔軟な運行を行う公共交通のひとつの形態。利用者の需要に応じて時間と路線を柔軟に対応することができる。
な行	日常生活自立支援事業	認知症や、知的障がい、精神障がい等で判断能力が不十分なため、ひとりで契約などを行うことが不安な人や、お金の管理に困っている人等が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、福祉サービス利用の援助や金銭管理、書類等の預かりを行い、自立を支援する事業。
	乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育てに関する情報提供や養育環境等の把握と家庭の孤立を防ぐことを目的とした事業。
	認知症カフェ	認知症の人やその家族が地域の人や専門家と相互に情報を共有し、お互いを理解し合う場のこと。
	認知症高齢者等 SOS ネットワーク	認知症高齢者などの行方不明が発生した際に、家族等の申請により、協力者に行方不明者の特徴などの情報をメール送信し、行方不明者の早期発見を目指すネットワークのこと。
	認知症サポーター	認知症サポーター養成講座を受け、認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域や職域で認知症の人や家族に対して、できる範囲での手助けをする人のこと。

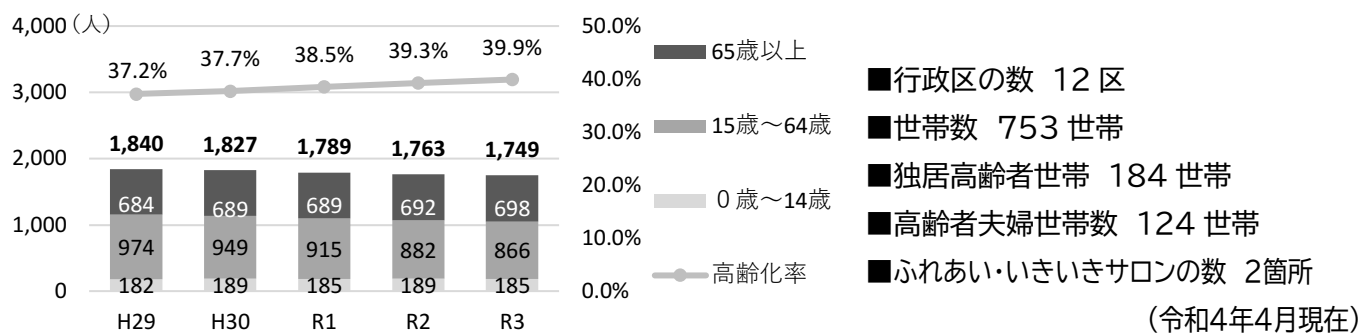
行	用 語	解 説
は行	配食サービス	ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯などで、食事の調理が困難な方に対し定期的に食事を提供し、併せて利用者の安否を確認するサービス。
	8050 問題	80 代の親が、同居の 50 代の子どもを経済的に支援しているといった社会問題のこと。親の高齢化につれて深刻な状態に陥る可能性が指摘されている。
	避難行動要支援者	高齢者や障がいのある人など、災害が発生し、または災害が発生する恐れがある場合に自ら避難することが困難で、特に支援が必要な人のこと。
	避難行動要支援者名簿	避難行動要支援者を登録した名簿。災害時や、災害の恐れがある場合に、避難行動の支援や安否確認のために使用する。
	ファミリー・サポート・センター	「育児を応援してほしい人」と「育児を応援したい人」がセンターを橋渡しにして、会員同士が子どもの一時預かりや保育施設までの送迎などを有料で応援し合う制度。
	フードバンク	通常の販売が困難な食品・食材を、食品メーカーから引き取り、福祉施設や生活困窮者等へ無償提供する活動のこと。
	フードドライブ	家庭で使いきれない未使用・未開封の食品を持ち寄り、集まった食品を社会福祉施設などの団体に寄付する活動のこと。
	福祉推進員・ふれあい活動員	地域の見守り活動をおこなっているボランティア。
	ふれあい・いきいきサロン	地域住民が自宅から歩いていける場所に気軽に集い、ふれあいを通して孤立を防止し、生きがいづくり・仲間づくりの輪を広げる活動のこと。
	ふれあいネットワーク	誰み慣れた地域で安心して暮らすため、地域だけでなく民間企業も交えて見守りや生活支援を行うための体制のこと。
	保護司	犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支えるボランティア。保護司法に基づき、法務大臣から委嘱を受けた非常勤の国家公務員。
	ボランティアコーディネーター	ボランティア活動をしたい人とボランティアを必要としている人をつなぐ人のこと。
	ボランティアセンター	ボランティア活動の推進やボランティアの養成、地域にボランティア活動を広めたり、ボランティア活動をしたい人とボランティアを必要としている人をつなぐ役割を果たす機関。
や行	ヤングケアラー	年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負って、本来、大人が担うような家族の介護や世話をすることで、自らの育ちや教育に影響を及ぼしている 18 歳未満の子ども。
	養育支援訪問事業	乳児家庭全戸訪問等により把握された支援が必要な家庭等に対し、保健師・助産師等が訪問し、養育に関する相談・指導・助言などを行う。

(4) 地域別カルテ

上庄

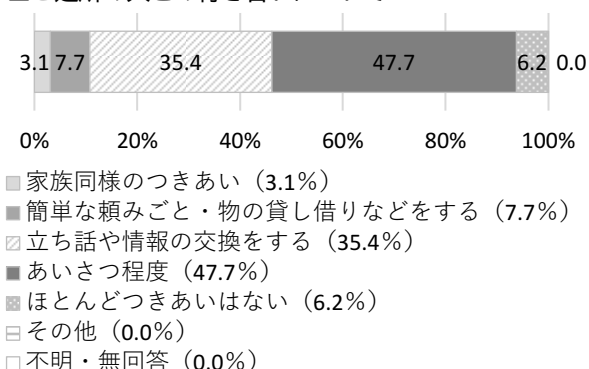


地域の状況

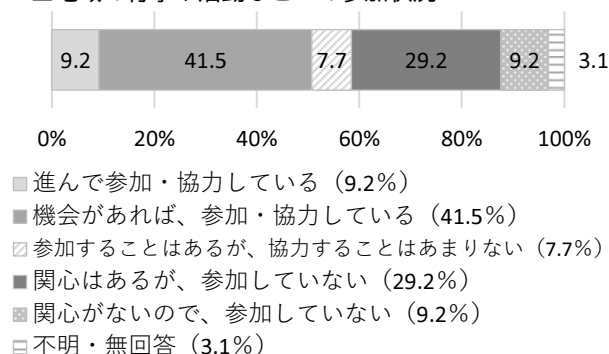


市民アンケート調査結果

■ご近所の人との付き合いについて



■地域の行事や活動などへの参加状況



地域座談会での意見

わたしたちの校区の今

高齢化で次の担い手が減少	若者とのふれあいの場がない	空き家が多くなっている
気軽に集まる場所がない	一人暮らしが多くなっている	若者と老人との話し合いが少ない
近所との付き合いがあまりない	若者が 地元で役ができない	地域とのコミュニケーションの 場が少ない

これから5年間、わたしたちにできそうなこと

地域リーダーなどの育成支援	今、住んでいる人たちをよく知る	空き家の利活用を 推進するよう働きかける
行事を継承していくための 手法を考える	自ら進んで出ていく、 人の意見をよく聞く	高齢化が進むが、チャレンジ精 神をもって前向きに取り組む
老若男女で 活動できる場所づくり	自分の方から話しかけて 友だちをふやす	若者と高齢者の コミュニケーションの場を設ける

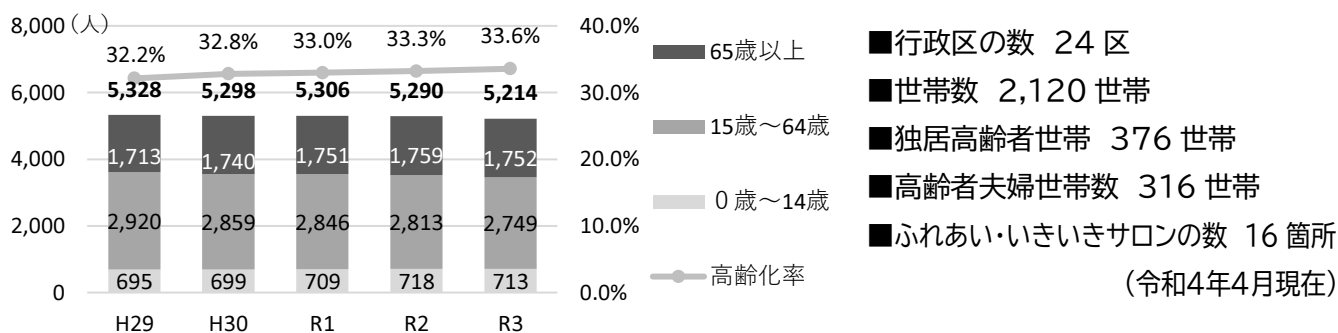
わたしたちが思う、校区の理想像

みんなが楽しくすごせる校区	安心して暮らせる	助け合いの場がある
まつりの継承	地域のつながりがある	子どもたちが高齢者に挨拶する
個人それぞれ 希望を持っていけるようなまち	人口が増加して 若者が活躍している	地区全体で 高齢者が楽しく農業を行う

下庄

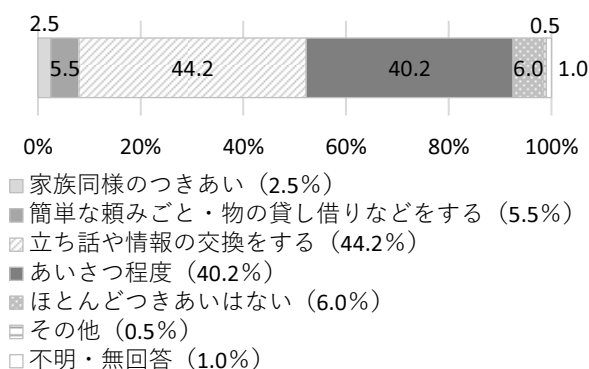


地域の状況

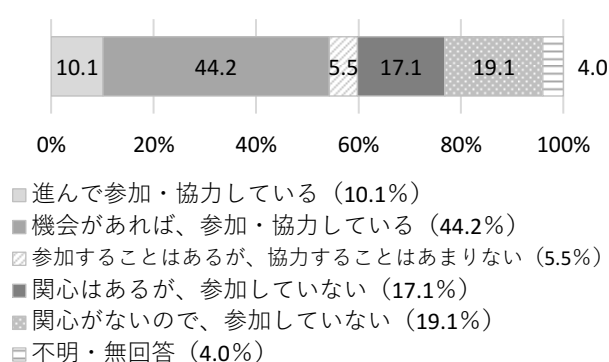


市民アンケート調査結果

■ご近所の人との付き合いについて



■地域の行事や活動などへの参加状況



地域座談会での意見

わたしたちの校区の今

意見が言い合える校区である	高齢者の活動参加に広がりがない	サロンへの男性の参加が少ない
校区活動へ行政区からの協力ができている	ひきこもりの人のかかえている家庭もある	個人主義が広がり、社会性がなくなっている
子どもとの交流が少ない	集合住宅が多く、隣の人の顔を知らない	話し合うリーダーがいない

これから5年間、わたしたちにできそうなこと

いきいきサロンの内容充実	ボランティア活動の推進	積極的にあいさつをする
活動する人材づくり、人材育成	区の公民館を利用して集える場をつくりたい	子どもたちとの交流の場を増やしたい
公民館の整備(トイレの改修等)	地域の行事に積極的に参加する	一人暮らし高齢者宅の電球替えなど、ちょっとした手伝い

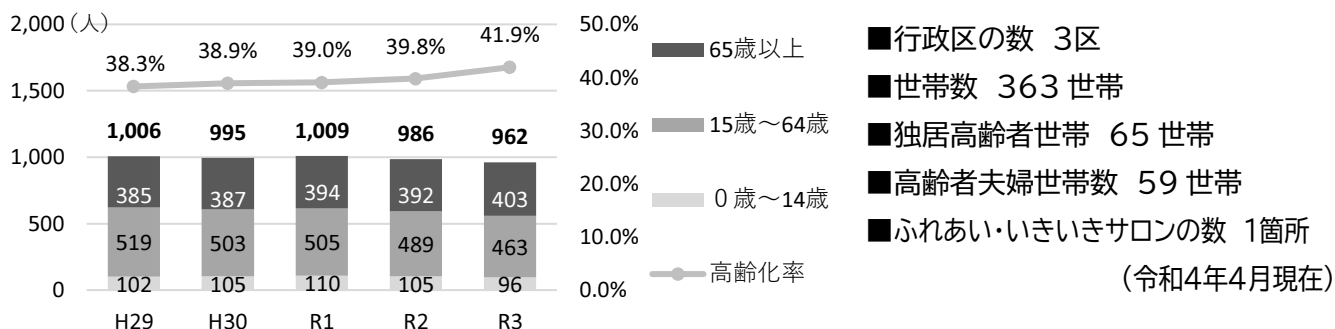
わたしたちが思う、校区の理想像

ここに住みたいと思われるまち	一人暮らしの高齢者も安心して暮らせるまち	食事の心配をする人が助けられる支援があるまち
コミュニティバスが利用しやすいまち	あいさつができるまち	若い人がたくさん住める魅力あるまち
近所に気軽に集える場所があるまち	サロンなど行事に参加しやすいまち	安心して悩み事を相談できるまち

本郷

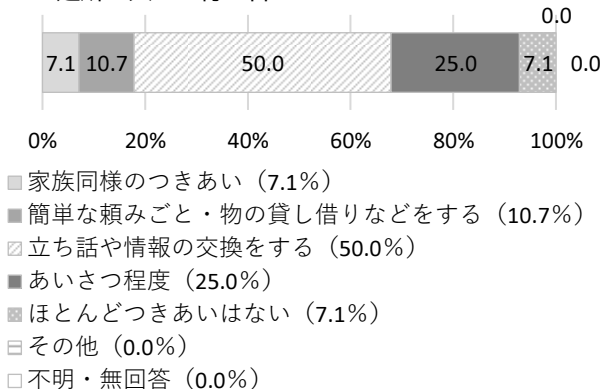


地域の状況

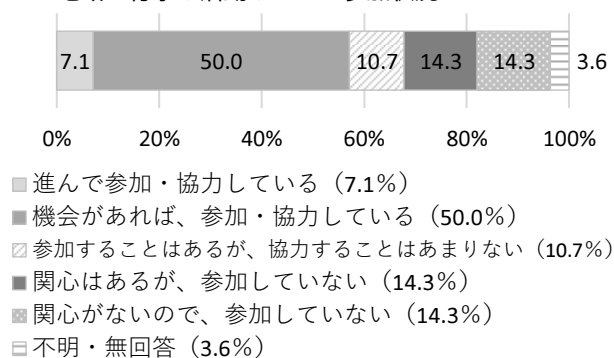


市民アンケート調査結果

■ご近所の人との付き合いについて



■地域の行事や活動などへの参加状況



地域座談会での意見

わたしたちの校区の今

隣近所の付き合いが減っている	多世代で交流できる 行事が少ない	人材がない (やろうとする人がいない)
知らない人が多い 近所でも話さない	人の世話をきらう人が 多くなった	耕作放棄地がふえている
校区内に情報が伝わらない	一人暮らしが多いが 確認しづらい	商店がないし、コミュニティバス も効率が悪く困っている

これから5年間、わたしたちにできそうなこと

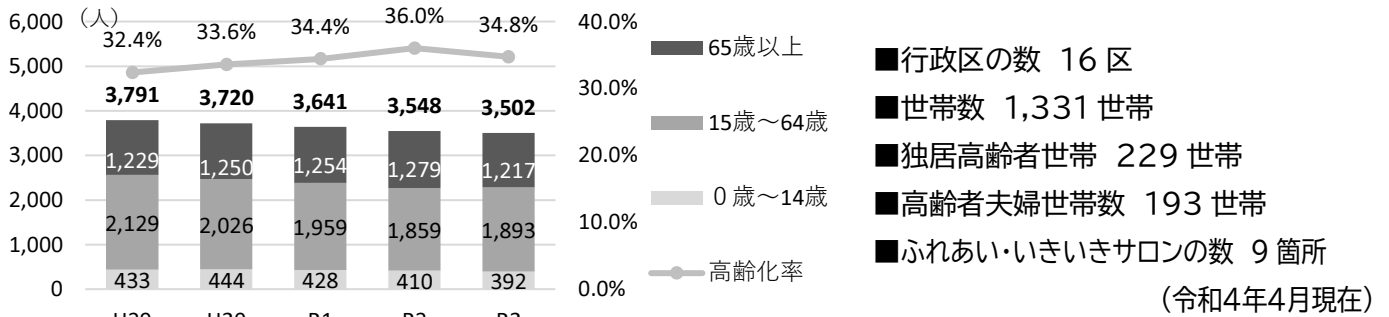
近所へのあいさつ、交流	まずは自分自身の健康づくり	人材の発掘、担い手を育てる
子どもたちへの声かけ、見守り	フィットネスエリアを活用しながら、 地域行事を続けていく	地域行事に積極的に参加する
地域を散歩して、 近所とつながりをつくる	近所事を一生懸命頑張る	みんなでいろんな事を できるだけやる

わたしたちが思う、校区の理想像

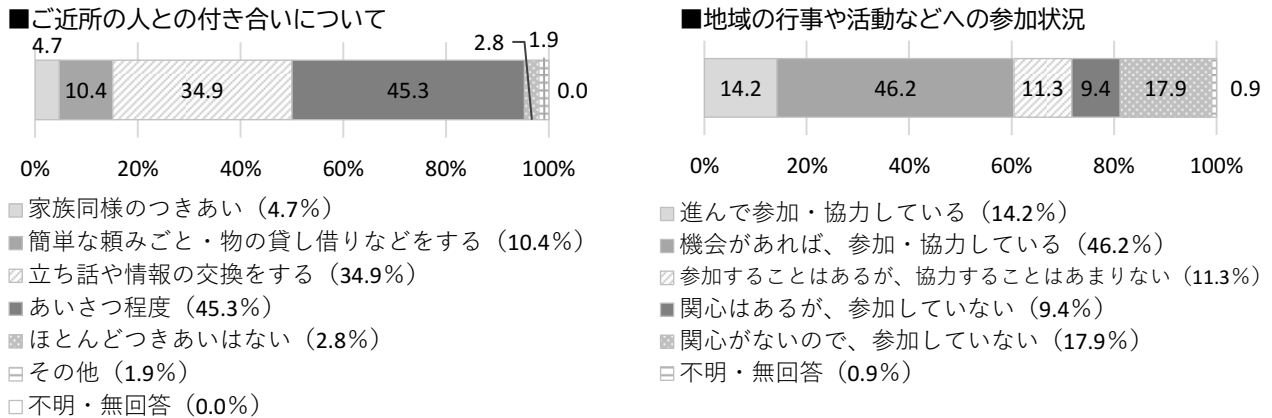
子どもの遊ぶ声が聞こえる	多世代間の交流の場がある	農業の担い手が育つ
昔ながらの 助け合いができています	本郷小跡地を有効活用	災害に強い地域(ハード・ソフト)
隣近所の連携がよい	一人暮らしで 困っている方を助ける	コミュニティバスなど 交通の便がいい



地域の状況



市民アンケート調査結果



地域座談会での意見

わたしたちの校区の今

水害への不安がある	助け合いと言われても何をすればいいかわからない人がある	隣近所付き合いがあまりなく近況がわかりづらい
地域行事が減少し顔を会わせる機会が少ない	外に遊ぶ場所・遊具がなく子どもの声がきこえてこない	コロナや家庭の都合で子ども会の活動ができていない
老人クラブの活動が衰退している	車がなければ生活できない	若者が帰ってこない理由を調査できていない

これから5年間、わたしたちにできそうなこと

災害からの避難活動を呼びかける体制をつくる	福祉推進員・民生委員による定期的な声かけ活動	市の配布物は一人暮らし高齢者には手渡しする
軽微な家事支援を行う仕組みを考える	いつでも利用できるよう、公民館を開放する	子どもの居場所づくり
認知症予防・健康増進のため福祉施設と交流を深める	買物支援のため定期的な移動販売や配達を実現させる取り組み	サロン運営の協力員を増やす

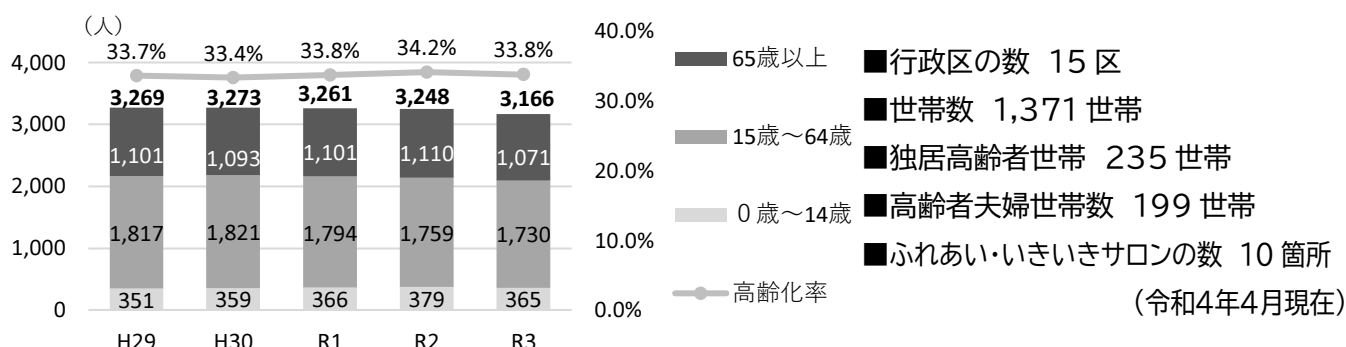
わたしたちが思う、校区の理想像

災害時にスムーズな避難ができる仕組みがある	一人でも安心して暮らせる	世代を超えてつながりのある地域
誰でも安心して安全に生活が送れる	気軽に頼める近所付き合いがある	公民館を活用した介護予防・健康増進が進められている
子どもが多いまち	安心して免許返納できる	趣味や生きがいのあるまち

大江

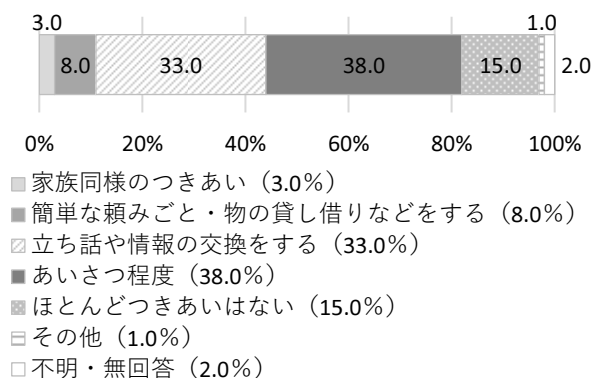


地域の状況

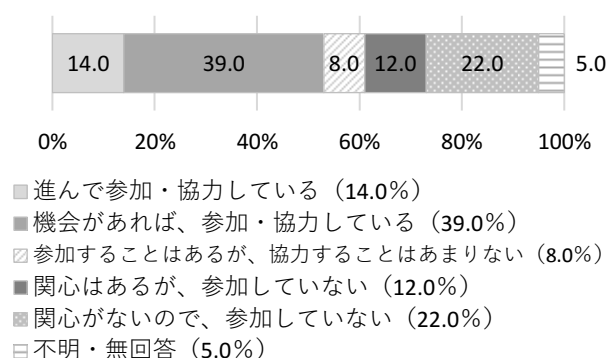


市民アンケート調査結果

■ 近所の人との付き合いについて



■ 地域の行事や活動などへの参加状況



地域座談会での意見

わたしたちの校区の今

サロンへの参加が少ない	近所付き合いがあまりない	空き家が増加している
地域の交通手段が無くなっている	地域行事が少なくなり交流が無くなっている	災害時に誰に声かけ・手助けしたらいいかわからない
コミュニティバスが不便	地域間でのあいさつが少ない	運動や散歩をする場がない

これから5年間、わたしたちにできそうなこと

介護予防教室へ男性の参加を促す	一人暮らしの方の見守り訪問を充実させる	災害時身近な避難場所を設置する
若い人たちの声を聞く機会を設ける	見守り訪問活動により地域で情報を共有する	自分からあいさつ・声かけをする
地域座談会を開催し、校区課題を聞く機会を設ける	地区で公民館を利用し、居場所づくりをする	ボランティアはゆるい参加で不参加を守る

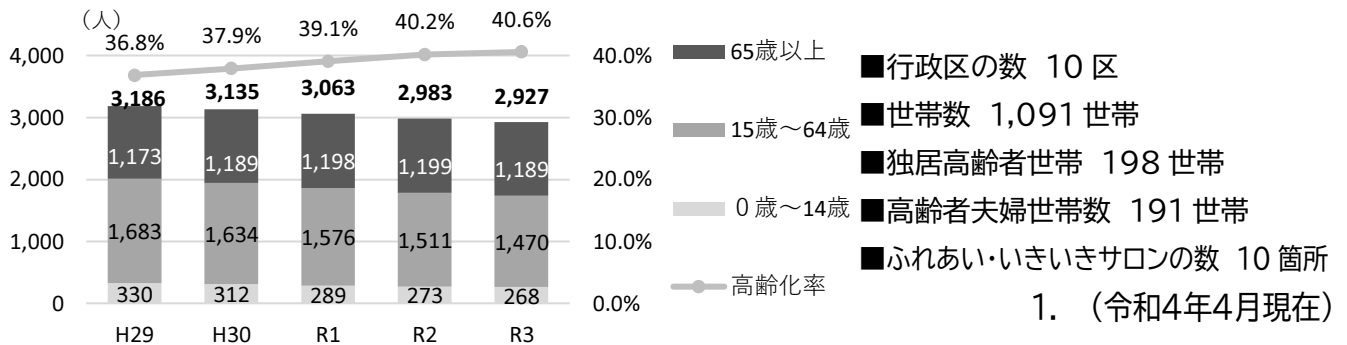
わたしたちが思う、校区の理想像

サロン活動が充実し、生き甲斐がある	孤立、孤独な人がいなくなるような校区	防犯上安全・安心な校区
介護保険を使わず元気に過ごせる	困った時に話せる相手がいる	生き甲斐をもって住んでいける
交通の便が良い	公民館が常にかいており居場所がある	子育てがしやすい

水上

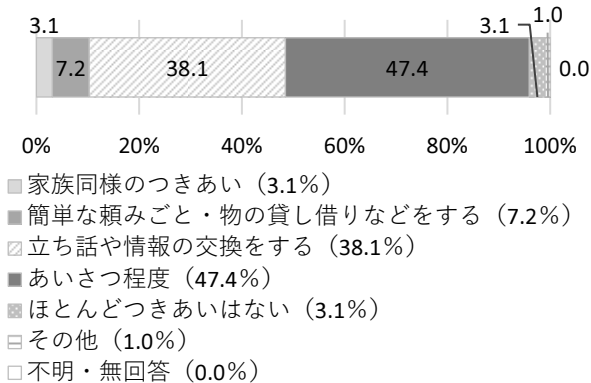


地域の状況

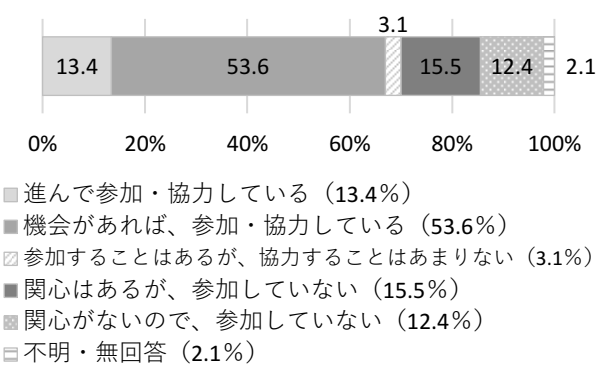


市民アンケート調査結果

■ご近所の人との付き合いについて



■地域の行事や活動などへの参加状況



地域座談会での意見

わたしたちの校区の今

一人暮らし高齢者が増えている	老人会の活動が衰退している	交通手段がないため、移動手段、買い物手段がない
役員の担い手が不足している	子どもが減少している	地域リーダーの育成が不十分で担い手がいらない
サロンの新規参加者がいない	地元に仕事がないので若い世代が市外に転出している	空き家が増えている

これから5年間、わたしたちにできそうなこと

民生委員と福祉推進員が情報を共有できる仕組みを考える	サロンに参加しやすいように声をかける	防災について意識を高める機会を増やす
隣近所で気かけ・あいさつ・声をかける	健康のため、みんなでラジオ体操、グラウンドゴルフをする	若者が参加しやすい行事やイベントを企画し交流を深める
小学生も見守り活動に参加する	自らが元気な活動をする姿を見せる、示す	身近な美化活動に取り組む

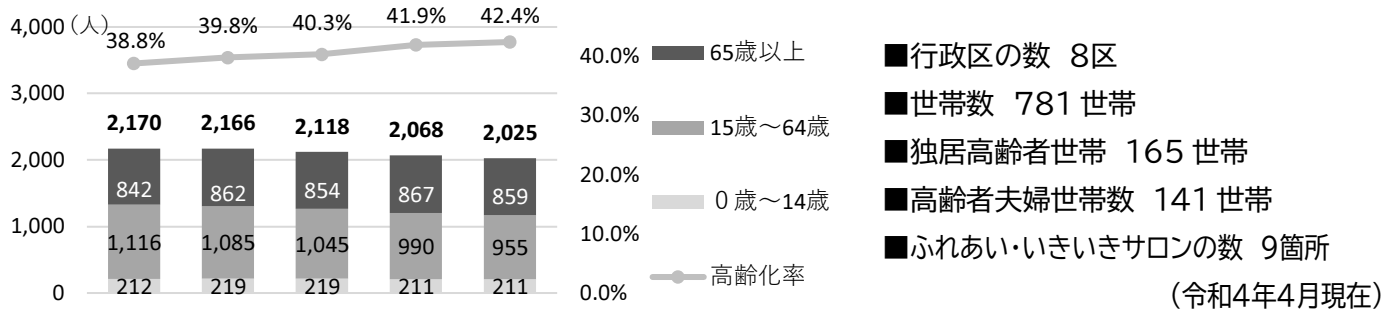
わたしたちが思う、校区の理想像

地域行事への参加者が多い	住民間の協力を得ながら地域行事が実施できる	買物の宅配や移動販売の仕組みがある
誰もが顔見知りにつながりがある	世代間のつながりが強い	居場所がある
サロンにたくさんの人が集う	空き家や空き地の活用	防災意識が高められる

清水

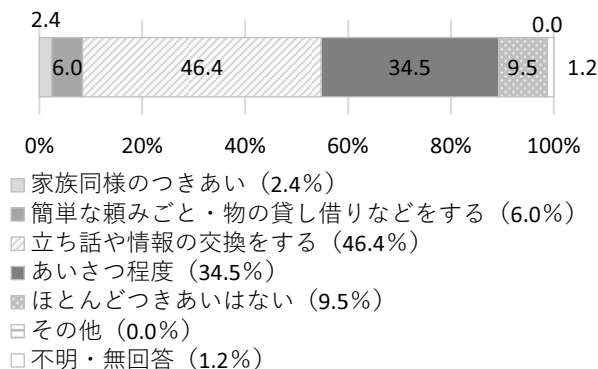


地域の状況

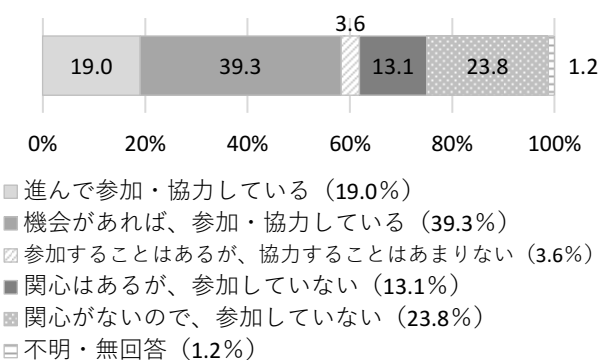


市民アンケート調査結果

■ご近所の人との付き合いについて



■地域の行事や活動などへの参加状況



地域座談会での意見

わたしたちの校区の今

買い物先や移動手段がない	自然災害への意識が低い	民生委員の担い手がいらない
子どもとの交流が少ないため顔なじみの関係がない	伝統行事が減り世代間交流が少ない	活動に非協力的な人もいる
道路は拡張整備されたが、交通事故が増えている	公民館まで歩いて行けず、サロンに参加できない	ゴミを捨てる場所や手段で困っている

これから5年間、わたしたちにできそうなこと

移動販売車の巡回等、買い物の仕組みを考える	校区社協役員や福祉推進委員と情報共有の場を設ける	行政と連携して防災意識を高めるための話し合いの場を設ける
一人暮らし高齢者を中心に見守り・声かけをする	コミュニティバスの増便や停留場変更に向けた要望を出す	子ども会、老人会と合同イベントを企画してふれあう機会をもつ
交通安全教室を実施する	サロンで運動し健康増進を図る	回覧板を手渡する

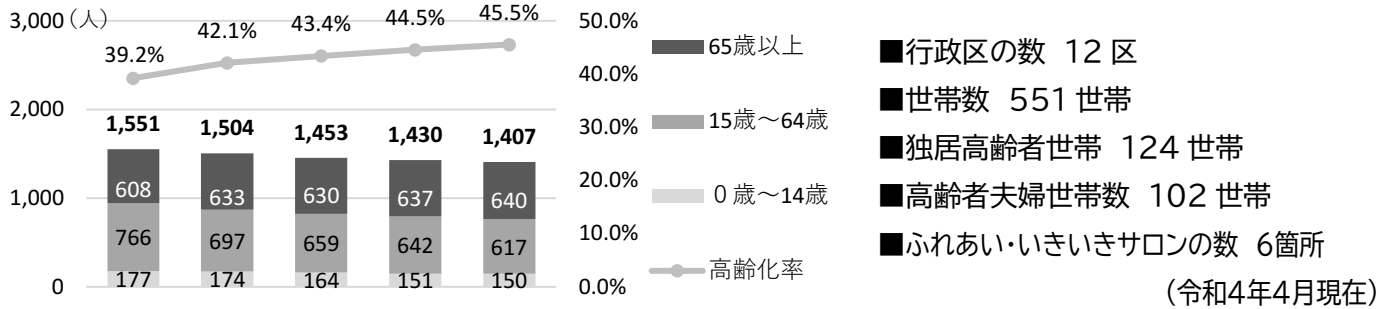
わたしたちが思う、校区の理想像

買い物手段が充実している	一人暮らし高齢者が元気に生活できる	高齢者と若い人との交流があり顔なじみの関係がある
交通事故がなく安全に過ごせる	サロンの参加者が多い	障がいへの理解が進んでいる
福祉バス等移動手段が充実している	消防団や地域のイベントに積極的に関わる雰囲気がある	みんなの協力を得てゴミの処分ができる

山川南部

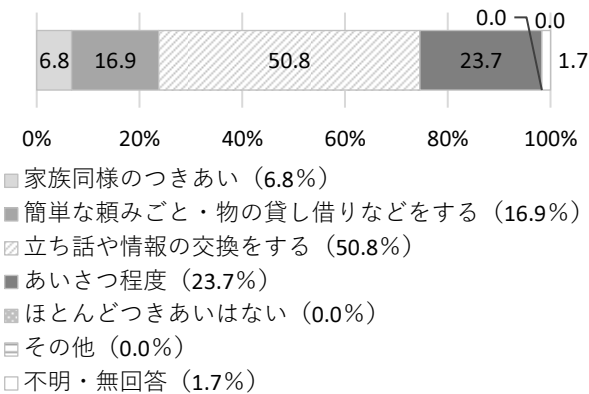


地域の状況

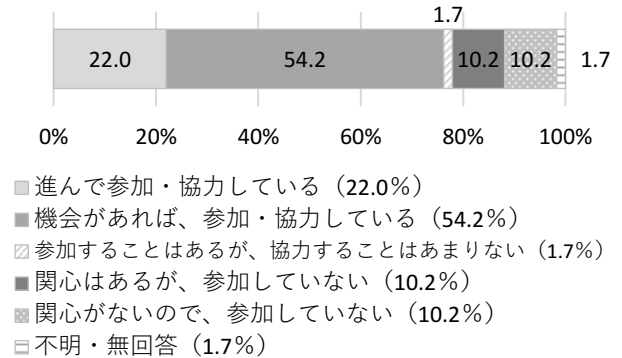


市民アンケート調査結果

■ご近所の人との付き合いについて



■地域の行事や活動などへの参加状況



地域座談会での意見

わたしたちの校区の今

若い人が少ない 子どもが少ない	世代間の交流がない	役員のなり手がいない
近所付き合いが少なくなった	有効な公共交通手段が全くない	家から外に出ない
運動会等人口が減少し、地区の 交流がほとんどない	空き家・空き地が多い	防災に対する意識が低い

これから5年間、わたしたちにできそうなこと

サロンの行事に子どもや男性の 参加を	高齢者や子どもだけでなく、若い 世代にも声かけする	住民同士のあいさつ・会話
小・中学生の朝夕の見守りや一 人暮らし宅への訪問	子どもの見守りを住民全員で行 う	区長、隣組長、区の世話人との 協力や話し合いをする
地域での交流機会を増やす	地域の役員などに女性を起用す る	花を植える

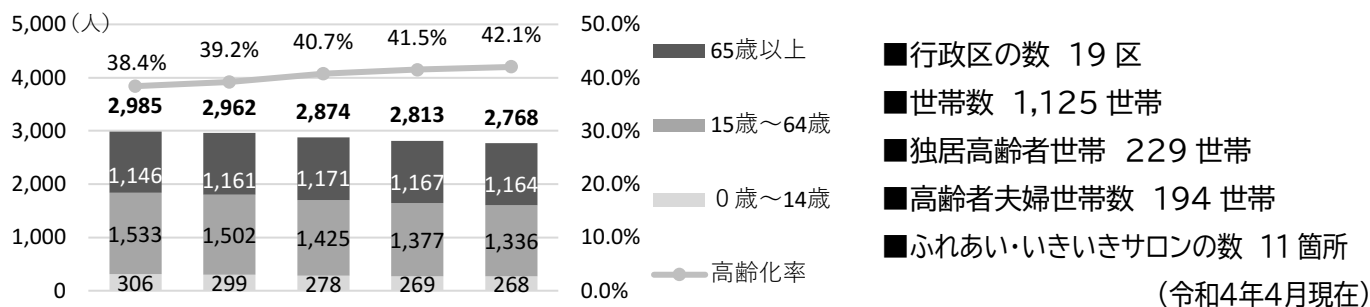
わたしたちが思う、校区の理想像

元気な高齢者が多い	子どもの居場所がある	孤独・孤立がない
サロンが充実している	買い物に困らない	近所付き合いや見守りがある
学校との連携ができている	美しい環境がある(花を植える)	リーダーが育成されている

山川東部

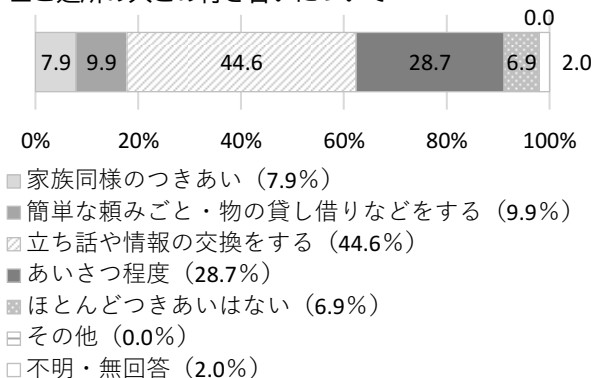


地域の状況

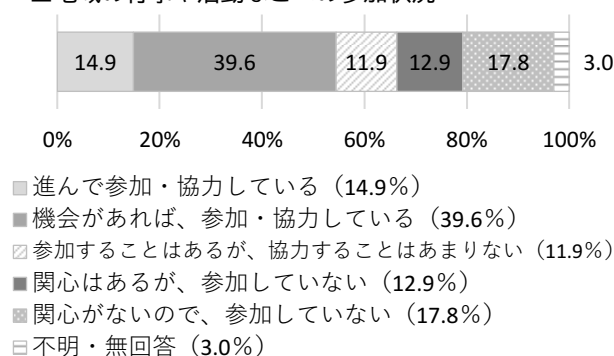


市民アンケート調査結果

■ご近所の人との付き合いについて



■地域の行事や活動などへの参加状況



地域座談会での意見

わたしたちの校区の今

自家用車がないと移動できない	高齢者と子どもの交流が少ない	どんな問題を抱えているか見えづらい、見えない
校区の現状を知る機会が少ない	公民館活動が活発ではない	災害時の地域での活動がみえない
地域でどんな集まりがあるかわからない	伝統行事がなくなっている	子どもたちの声がきこえない 集う広場がない

これから5年間、わたしたちにできそうなこと

空き家を使って交流できる場をつくる	子どもの見守り会員をPTA等と協力してふやす	ホタル保存会など 自然を大切にする活動をする
サロンも含めた校区住民の意識調査	地域の店を極力利用していく 地域の店を住民で守る	一人暮らし高齢者の家族と連絡をとる
校区に座談会を取り入れる	地産地消を心がける	学校と地域の連携を強化する

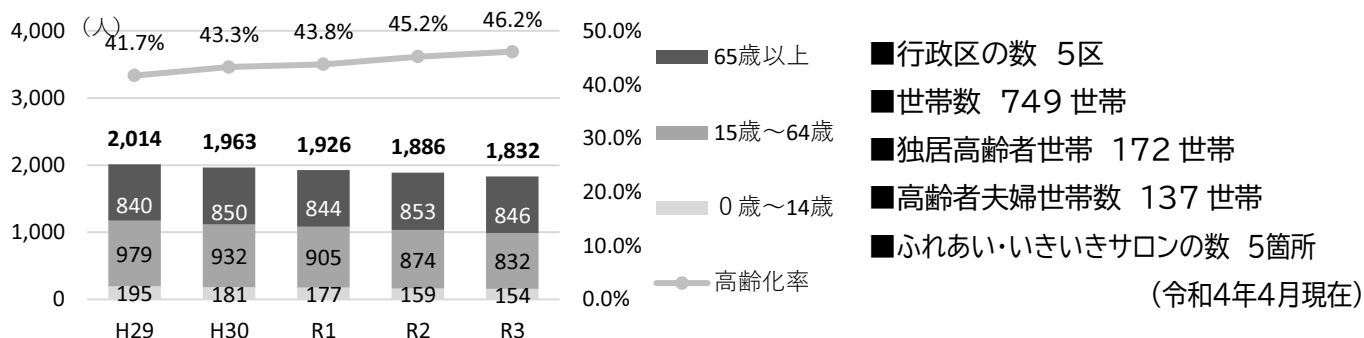
わたしたちが思う、校区の理想像

ひきこもらなくてすむ地域	老人会と子ども会の交流がある	高齢者によりそえる地域
買物難民がいない 移動販売が実施されている	隣近所に気軽に声をかけられる	自然豊かな地域 安全・安心な地域
集まって語らう場がある	高齢者が活躍している	あちこちに小さな広場があり親子で遊べる

江浦

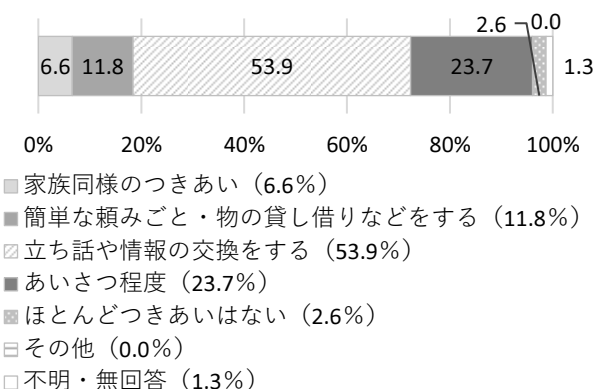


地域の状況

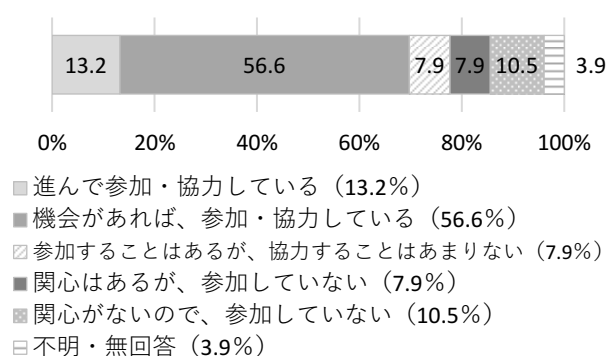


市民アンケート調査結果

■ご近所の人との付き合いについて



■地域の行事や活動などへの参加状況



地域座談会での意見

わたしたちの校区の今

高齢者の買物問題	サロン会場が遠いので、高齢化で参加できない	サロン人口は減少する一方
福祉バスの運用が地域ニーズとあっていない	夕方の見守り隊がないところがある	後継者がいない
地域と消防団との連携ができていない	協力体制の不足（市・社協・各行政区等）	老人会に入る人がいない

これから5年間、わたしたちにできそうなこと

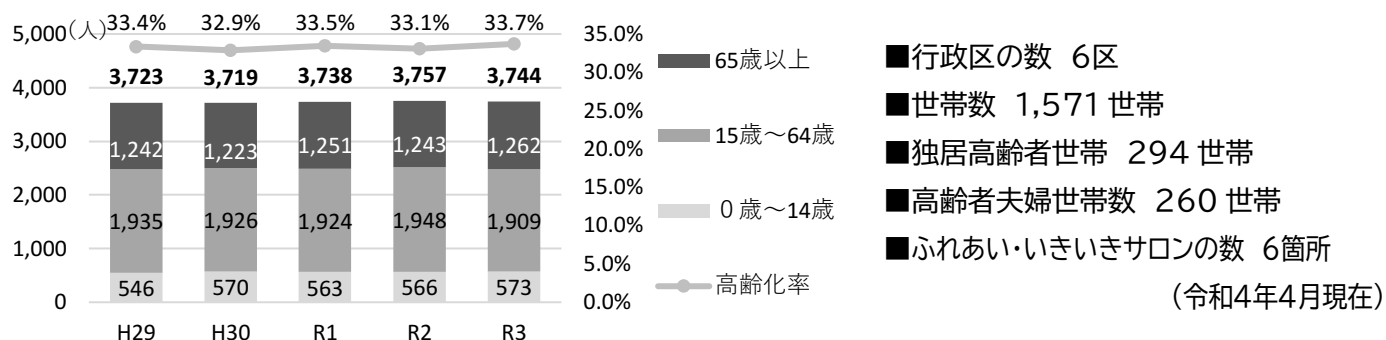
運転士を募集する（有償ボランティア）	統合後の小学校で昔のように地区対抗の運動会をする	一人暮らしの方への訪問
小学生～老人まであいさつ運動をする	小学生とのボランティア活動を増やす	フレイル予防のための介護ボランティア養成講座へ参加する
消防団と連携した防災訓練を行う	3者（地域・市社協・市）の意見交換の場をつくる	危険箇所は把握しているが、対策を考えていく

わたしたちが思う、校区の理想像

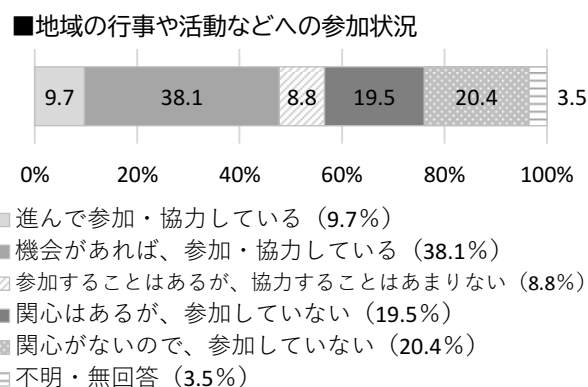
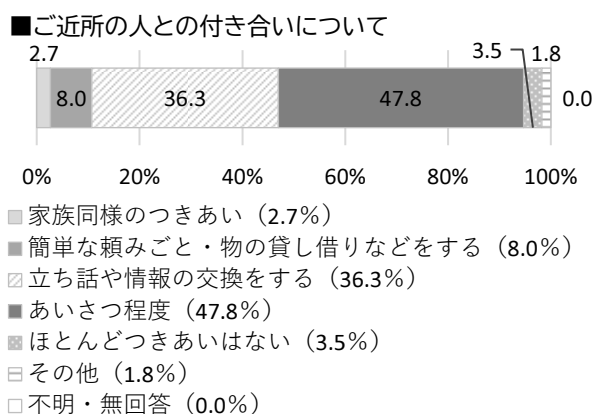
高齢者が自由に買い物できる	サロンが公民館単位にある	ボランティアの充実した地域
明るいあいさつが飛び交う、明るいまち	子どもたちが安心して過ごせる安全・安心なまち	さまざまな組織が連携し、情報共有できる
自主防災組織が機能している	集まって話す機会がある	空き家、空き地を有効活用



地域の状況



市民アンケート調査結果



地域座談会での意見

わたしたちの校区の今

高齢家族で買い物に困っている	夕方の見守り活動がない	アパート入居者と地域の交流がない
土砂災害の危険地域が多い	困りごとの相談先がわからない	自治会加入率が低い
配食サービスが月～土1日1食では足りない	祭りなど地域行事への参加が少ない	渡瀬駅に人が集まる仕組みがない

これから5年間、わたしたちにできそうなこと

移動販売を活用するなど買い物難民の解消を図る	下校時間に玄関に出て見守りを行う	小学生と高齢者の交流を行う
自主防災組織を結成する	見守りを行う人たちのやり方や仕組みを連携させる	居場所をつくる
避難所のバリアフリー化など施設を充実させる	準民生委員をつくる	駅前広場や濃施山公園を充実させる

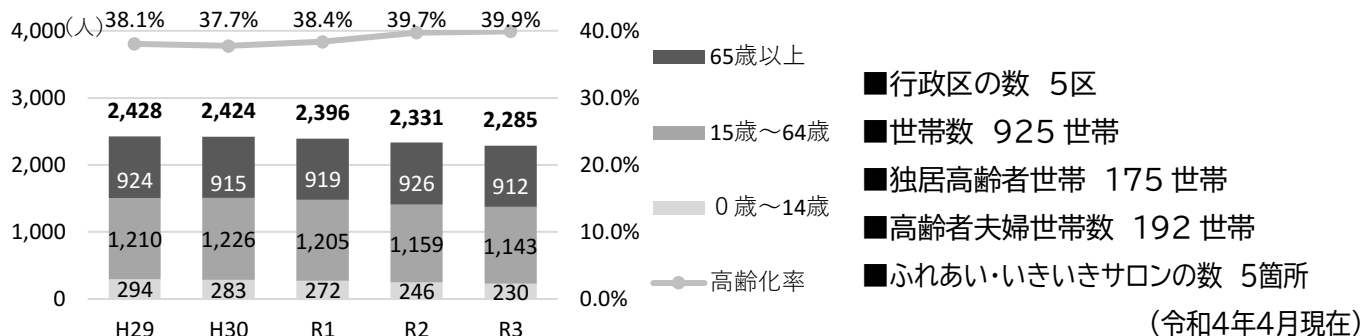
わたしたちが思う、校区の理想像

高齢者が一人でも暮らしやすい	世代間交流が活発	自治会加入率が高い
防災レベルが高い	学校と地域の連携がある	空き地・空き家を有効活用
交流のためのセンター(館)がある	若者が元気	駅前広場や濃施山公園を活用した交流機会がある

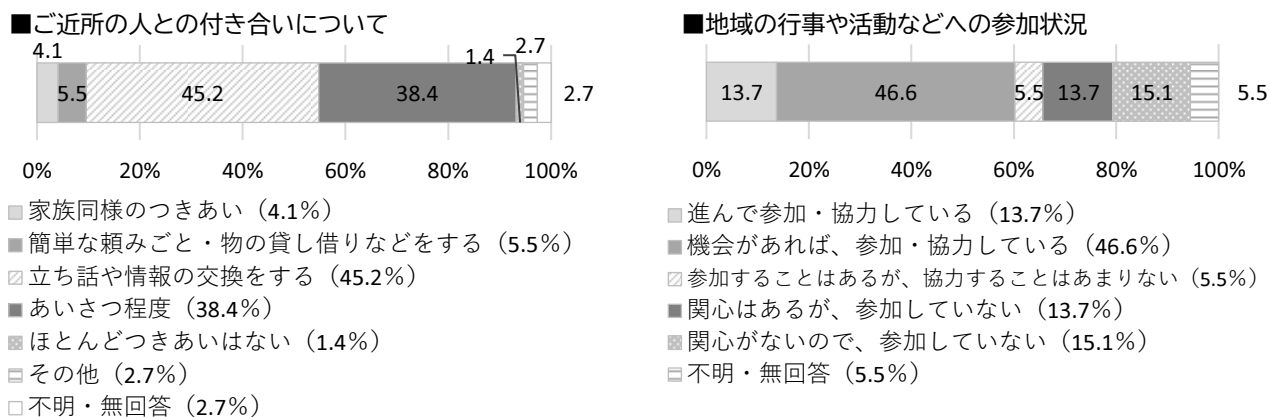
岩田



地域の状況



市民アンケート調査結果



地域座談会での意見

わたしたちの校区の今

認知症の高齢者が 増えていて心配	すべての行事に 役員しか参加していない	役職を担ってくれる人を 見つけるのがむずかしい
高齢者が多く、子どもが少ない	ひきこもりがあると思うが、 現状がわからない	区の総会等に 若者の参加が少ない
近所付き合いはあまりない	地域に期待できない若者がいる	荒れた田畑や空き家が多い

これから5年間、わたしたちにできそうなこと

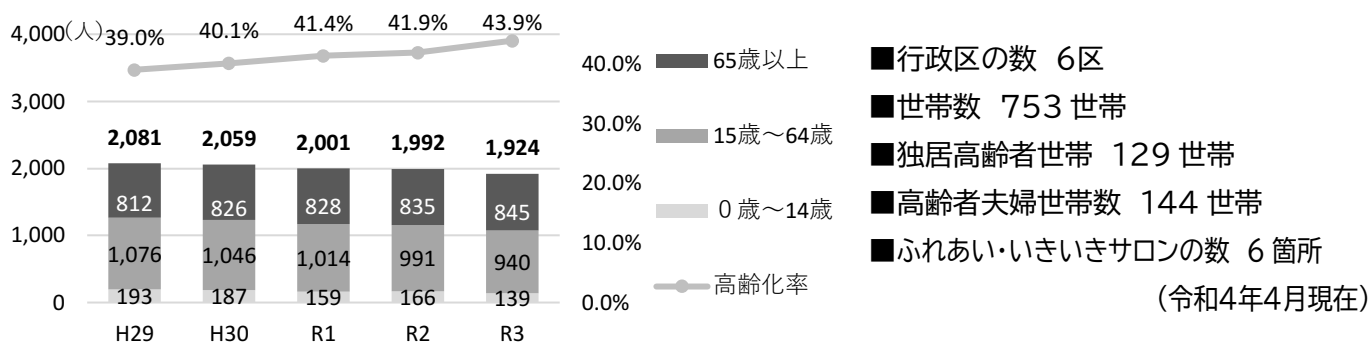
個人でも健康に気をつけ、 散歩等する	役員の定着に取り組む	人材の育成と意識改革
定期訪問の実施	ふれあい活動員との連携	サロン活動の定着に取り組む
災害時に向けた避難訓練	行政区や公民館組織等との 連携を深める	学校跡地の利活用を考える

わたしたちが思う、校区の理想像

一人暮らしでも安全安心な地域	色々な行事における リーダーがいる	活動員など 多くの人が協力してくれる
近所みんなが、なかよく楽しく 一日一日をすごせる	なごやかな近所付き合いがある	Uターンしたくなる 環境や仕事がある
災害に対処できるしくみがある	シルバーカー等がガタガタしない フラットな道路が整備されている	学校を利用した 生きがいや居場所がある

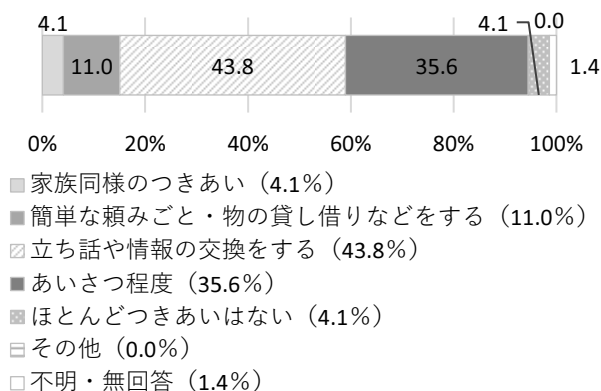


地域の状況

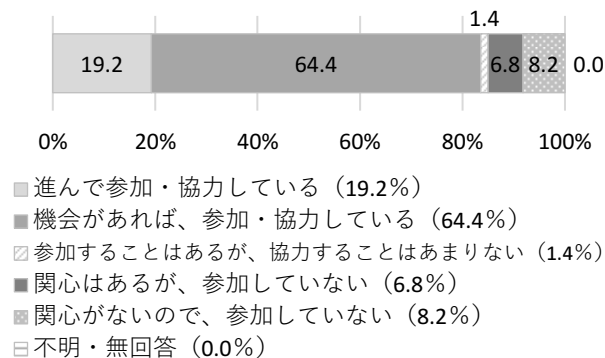


市民アンケート調査結果

■ご近所の人との付き合いについて



■地域の行事や活動などへの参加状況



地域座談会での意見

わたしたちの校区の今

家のまわりの草取りや田畑がどうなるか不安がある	地域の行事や祭りを担う人が減っている	サロンなど社会活動の参加が少ない
ボランティア活動は主に 70 歳前後が多い	避難時の助け合いがあまりない	救急車が入れない狭い道路があり、損傷箇所も多い
若者や子どもが少ない	交通の便が悪いので、買い物や病院通いができない	孤立が進み、ひきこもりの方がいる

これから5年間、わたしたちにできそうなこと

廃校の地域活用を考える	地域行事への参加	高齢者サロンの充実を考える
隣近所の声かけ(日頃の付き合い)	近所同士の助け合いを密にして気づきあう	押しつけない価値観の多様化に寛容になる
同じ趣味の小サークル活動を行う	ボランティア活動への参加を呼びかける	コロナからの再出発

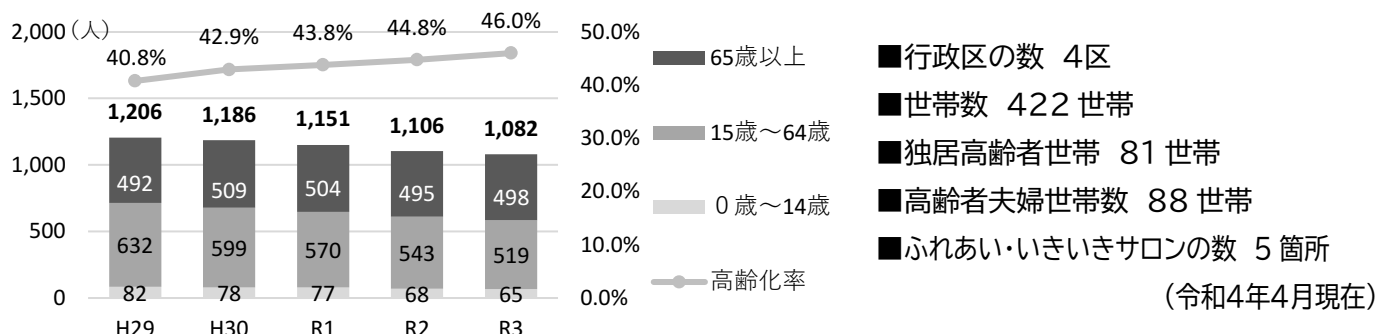
わたしたちが思う、校区の理想像

安心して相談できる人がそばにいる	田が宅地になり、若者の移住者が増える	一人暮らしになっても安心して過ごせる(災害時・ごみ出しなど)
子どもの声がいっぱい聞こえる	若者が仕事できるまち	災害時の助け合いがある
近所の人たちと笑顔であいさつしたり、言葉をかわしたりできる	買い物や病院通いに困らない	閉じこもりがちな人も、仲間になれる輪づくりができている

飯江

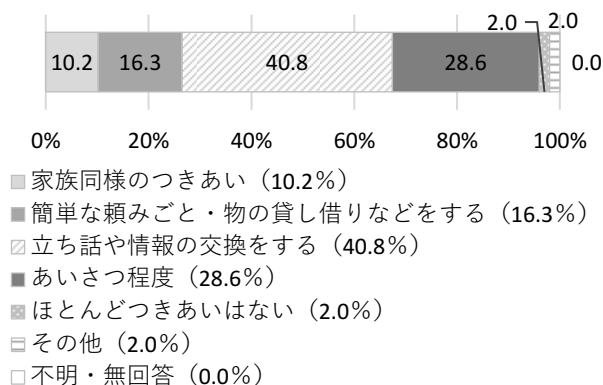


地域の状況

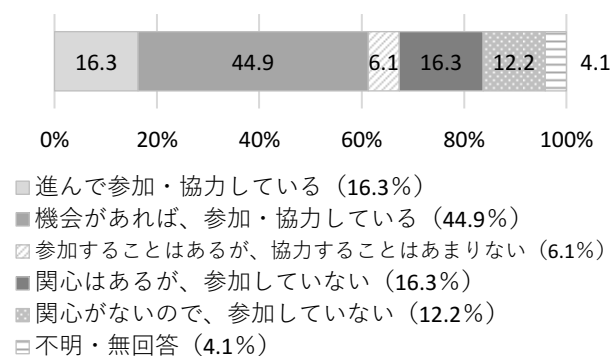


市民アンケート調査結果

■ご近所の人との付き合いについて



■地域の行事や活動などへの参加状況



地域座談会での意見

わたしたちの校区の今

伝統行事などの伝え方が難しい	空き家が増えている	たまり場がない
火事になっても動ける若い方がいない。仕事で昼間は動けない	高齢化により出事(草とり・掃除など)ができなくなっている	買物をする場がない
ボランティアや役職のなり手が少ない	校区に小学生26名、19 世帯のみで、若い世代が少ない	どこまで介入していいかわからない

これから5年間、わたしたちにできそうなこと

どのような問題があるかを話し合いながら防災マップを作る	高齢者の見守り いきいきサロンの世話方	通学時の見守り、小学生・中学生の通学路の交通安全
子育て世帯への声かけ、見守り	地域や校区のスポーツ行事等への参加	介護について、自分の体験を通してアドバイスや話し相手になる
子どもたちも高齢者も楽しめる地域交流	若者・親子が参加できるイベントを開催する	近所付き合いや見守り 声をかけてあげる

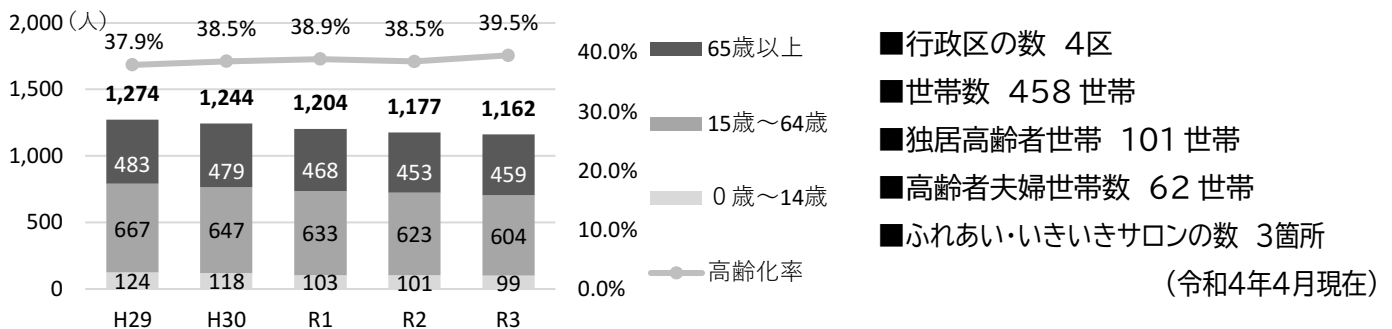
わたしたちが思う、校区の理想像

防災避難をもっとわかりやすく避難体制の充実	備蓄品を備えた、地域に安心して避難できる場所がある	高齢者が気がねなく集える居場所をつくりたい
近所付き合いを大切にしている	あいさつが飛び交うようなまち	必要な情報が必要な人に届くまち
隣近所と気楽な付き合いの場がある	買い物や通院のための移動手段の充実	子どもたちが安全に遊べる

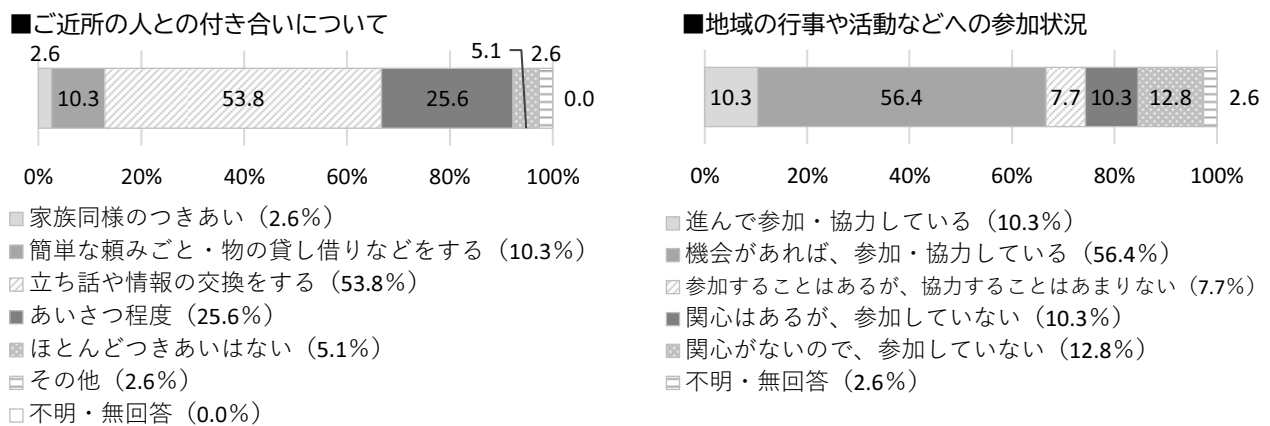
竹海



地域の状況



市民アンケート調査結果



地域座談会での意見

わたしたちの校区の今

コロナで閉じこもりが増えている	軽いスポーツができる場所がない	ボランティア研修を終了しても活躍する場がない
みんなでわいわいできる場所がない(お茶、カラオケ等)	老人会の相互交流に向けた移動手段がない	若い人が少なく役員のなり手がいない
困った時にだれに言ってもいいかわからない	伝統行事の継続が難しい	サロンがあっても自分の足で歩いていけない人がいる

これから5年間、わたしたちにできそうなこと

ひきこもり・閉じこもりの所に、声かけ・見守りをする	子どもや高齢者等がふれあう機会を年2回位もつ	軽スポーツをもっと広めたい(いきいきサロン等で)
移動手段の確保のために地域ボランティアの募集を活発に行う	伝統行事の見直し	住民の生活実態にあったコミュニティバスの運用を提案する
地域の行事等を通して人を育てていく	老人会の相互交流に関して役員同士で交流を多く持つ	防災また避難にそなえて住民への対応の徹底(特に高齢者)

わたしたちが思う、校区の理想像

健康にすごせる体力づくりをする場がある	地域の人が自由に集まれる所がある	スポーツ大会、文化サークルなど交流の活発化
一人暮らしの人の安否が確認ができる	お茶のみ友だちがいる	ゴミのないまち(ポイ捨て)
子どもの遊ぶ姿がみれる	老人会の相互の交流がある	買い物に困らない

第3次みやま市地域福祉計画
第3次みやま市地域福祉活動計画
第2次みやま市自殺対策計画

発行：みやま市／みやま市社会福祉協議会

編集：みやま市 保健福祉部 福祉課

〒835-8601 福岡県みやま市瀬高町小川5番地

TEL:0944-64-1518 FAX:0944-64-1519

社会福祉法人みやま市社会福祉協議会

〒839-0214 福岡県みやま市高田町今福 314 番地 1

みやま市高田総合保健福祉センター あたご苑内

TEL:0944-22-5000 FAX:0944-22-5099

発行年月：令和5年3月

